

## 第3期 千歳市地域福祉計画

— あったかみのあるまち 「ちとせ」 —

平成27年3月

千 歳 市





## はじめに

わが国は少子高齢化により人口減少が進み、核家族や一人暮らし世帯が増加するなど、地域社会の希薄さが深まる中、孤立やひきこもり、虐待などの問題が顕在化しております。

また、長期にわたる経済情勢の低迷を背景に、生活に十分な所得を得ることができず、生活に困窮する世帯が増えはじめており、国は、生活保護制度の見直しや生活困窮者自立支援制度を創設しています。

千歳市は、道内でも数少ない、人口増加の続いているまちではありますが、生活保護率の上昇、介護保険制度における要介護認定者数の増加など、福祉サービスのニーズは、今後も増加することが見込まれます。

地域福祉計画は、地域を着眼点として、思いやりを持って共に支え合う意識づくり、福祉サービスを身近で利用しやすい仕組みづくり、福祉の視点に立った基盤整備や人材育成などの推進を示す計画であり、これまで地域住民と行政の協働による福祉のまちづくりに取り組んでまいりました。

「第3期千歳市地域福祉計画」においては、「あったかみのあるまち ちとせ」を基本理念として、市民みんなが主役となり、お互いに支え合いながら、どんなときも安心して暮らし続けられる、あったかみのあるまちの実現をめざすため、市民の多様性を認め合い、孤独や孤立から援護し、地域全体で包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を踏まえた施策に取り組んでまいります。

この計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた皆様、熱心に議論を重ねて提言くださいました「ちとせ地域福祉市民会議」委員の皆様、そして、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

千歳市長 山口 幸太郎



# 目 次

第Ⅰ章	計画策定にあたって .....	1
Ⅰ－1	計画の背景.....	1
Ⅰ－2	計画の位置づけ.....	6
Ⅰ－3	計画期間 .....	10
Ⅰ－4	計画策定体制 .....	11
第Ⅱ章	地域社会の現状.....	14
Ⅱ－1	千歳市の概況 .....	14
Ⅱ－2	福祉サービスを必要とする人 .....	19
Ⅱ－3	地域活動 .....	24
第Ⅲ章	地域福祉をめぐる千歳市の状況と課題 .....	27
Ⅲ－1	市民アンケート及び「ちとせ地域福祉市民会議」からみる 地域の状況.....	27
Ⅲ－2	第2期計画から第3期計画へ引き継ぐ課題.....	36
第Ⅳ章	基本方針 .....	40
Ⅳ－1	基本理念 .....	40
Ⅳ－2	計画目標 .....	41
Ⅳ－3	計画の体系.....	42



## 第Ⅰ章 計画策定にあたって

### I-1 計画の背景

#### (1) 社会の変化

日本の総人口は平成20年をピークとして減少に転じて以降、人口減が急速に進んでいます。年少人口、生産年齢人口の減少が著しい一方で、高齢者人口は増加を続けており、平成37年（2025年）には団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となるなど、かつて経験したことのない超高齢社会が到来します。

合計特殊出生率は平成17年に1.26と底を打ち、平成24年には1.41まで高まっているものの、子どもを産む女性の数が減少していることなどから、出生数そのものは増加していません。

晩婚化や働く女性の増加などを背景として、「少子高齢化」はますます進行することが予想されます。

核家族化の進行、高齢者世帯の増加、共働き世帯の増加などにより、これまで地域や家庭が持っていた支え合いの機能が希薄化しています。地域における支え合いや見守り機能の低下などを背景に、孤立やひきこもり、子どもや高齢者に対する虐待の問題が顕在化してきました。また、いわゆる「現役世代」と呼ばれる稼働年齢層の減少は、社会の中で「支える側」として活躍する担い手の減少を意味します。

このような社会の変化を鑑み、これからの地域社会においては「支える側」「支えられる側」という従来の考え方から、すべての世代が、その能力に応じて相互に支え合う仕組みを構築することが重要となります。

#### (2) 社会保障制度改革

現在の年金制度や医療保険制度などの社会保障制度は、経済成長・人口増加が当たり前であった高度経済成長期に基本的な枠組みが作られました。しかしながら、前述の社会の変化に加え、長期間の経済低迷による雇用環境の悪化を背景として、非正規雇用者や、リストラなどにより退職を余儀なくされる労働者が増加しています。不安定な雇用環境に置かれた方々は、働いていても生活に十分な賃金を得ることができない「ワーキングプア」、そして生活保護受給者となるなど、貧困問題が顕在化してきました。

こうした背景から、持続可能な社会保障制度とするために抜本的な改革が必要となり、平成24年8月、今後の社会保障制度改革の基本的な方向性を定めた「社会保障制度改革推進法」が制定されました。この法律では、第2条に「基本的な考え

方」として次の 4 点を示しています。

【「社会保障制度改革推進法」より抜粋】（平成二十四年八月二十二日法律第六十四号）

（基本的な考え方）

第二条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

「社会保障制度改革推進法」においては、家族相互及び国民相互の助け合いの実現を支援していくこと、社会保障の機能の充実と給付の重点化、運営の効率化を同時に行うことにより持続可能な制度を実現することなど、今後の社会保障制度改革の基本的な方向性を明示するとともに、幅広い観点から社会保障制度改革に必要な事項を審議することを目的とした「社会保障制度改革国民会議」の設置を定めています。

平成 25 年 8 月には、「社会保障制度改革国民会議報告書」が公表されました。この報告書では、現在の「1970 年代モデル」の社会保障制度について「21 世紀（2025 年）日本モデル」へ改革していくことを方向性として打ち出し、「少子化対策」「医療」「介護」「年金」の 4 分野の改革を一体的に進めることの重要性を強調しています。

### （3）生活困窮者自立支援制度による既存制度の狭間を埋める施策

前述の「社会保障制度改革推進法」の中には、「生活困窮者対策及び生活保護制度の総合的な見直し」が盛り込まれています。これを受け、社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置され、平成 25 年 1 月、同部会による報告書が公表されました。

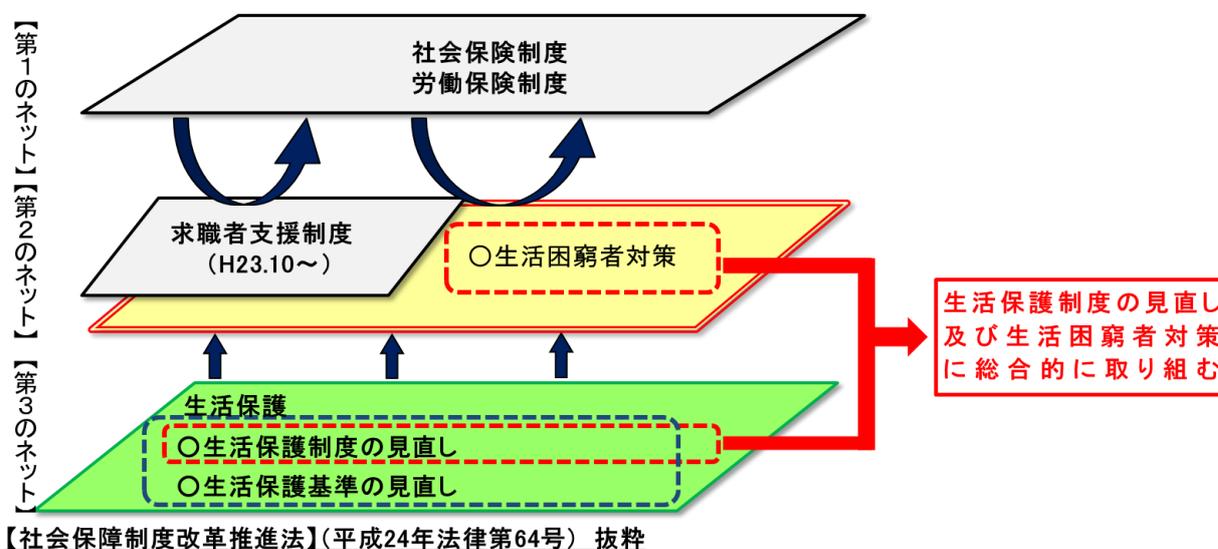
報告書では、リーマンショック以降、特に稼働年齢世代にあたる人々を含めて生活困窮者が増大していることに着目し、「生活困窮者の活動的な社会参加と就労を支えながら、その生活向上を図り、地域の活力、つながり、信頼を強めていこうとする」新たな生活支援制度を導入し、これを「生活保護制度の改革」と一体的に実施することを求めました。

平成25年12月13日に「生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）」が公布され、平成27年4月1日から同法が施行されることとなっています。

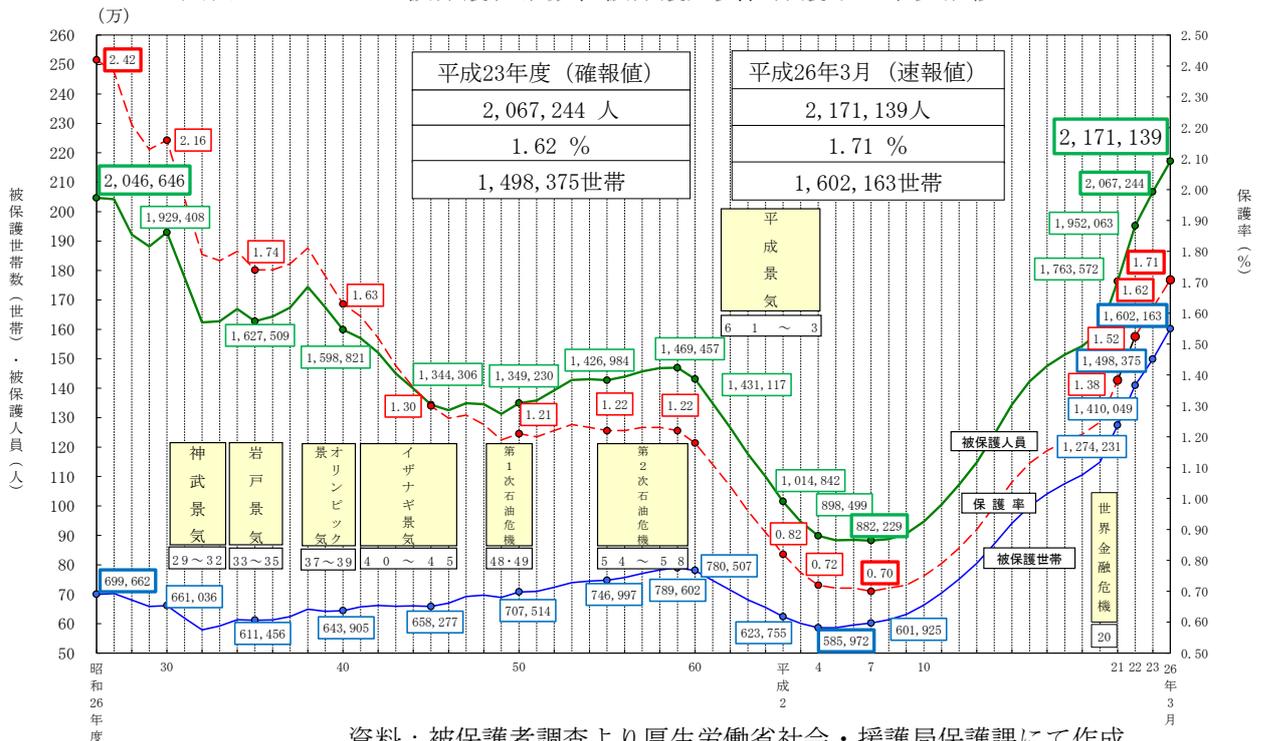
同法において「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています（法第2条第1項）。現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援を行うこととされています。

この制度の基本的な考え方は、ひきこもりや対人関係の課題を抱える方など、ハローワークによる就労支援のみでは対応できない方や、高齢者福祉制度や障がい者福祉制度など既存の福祉制度だけでは支援が難しい方に対し、制度横断的かつ包括的な支援を行うことで、自立をめざす仕組みを整えることです。この仕組みは「第2のセーフティネット」と呼ばれ、第1のセーフティネットである社会保険制度・労働保険制度、第3のセーフティネットである生活保護制度の中間にあつて、生活困窮者の自立を支える機能を発揮することが期待されています。

図表 I - 1 - 1 生活困窮者自立支援制度における第2のセーフティネット拡充のイメージ



図表 I - 1 - 2 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成  
(平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例)

#### (4) 地域福祉の推進

「社会福祉法」の第4条では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」が、協力して地域福祉の推進に努めなければならないことが明記されています。

「支える側」「支えられる側」という従来の考え方を改め、市民を中心としたあらゆる地域の関係者が相互に協力することを通じて、千歳市の地域福祉の実現を図ることが必要です。

##### 【「社会福祉法」より抜粋】

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## (5) 市町村地域福祉計画の策定

「社会福祉法」の第 107 条では、地域福祉の推進にあたって、市町村において「地域福祉計画」を策定することを規定しています。

地域福祉計画は、高齢者や障がい者という対象者ごとではなく、地域という場所に着眼した計画であり、市民がともに支え合い、助け合うという意識の形成、その仕組みやネットワーク、市民・事業者・市の役割や取組などについて、基本的な理念や方針を定め、地域福祉を推進することをめざすものです。

千歳市では、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を計画期間とする「千歳市地域福祉計画」を策定後、国などの新たな動きを反映し、「第 2 期千歳市地域福祉計画」を平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間として策定しています。

### 【 「社会福祉法」より抜粋 】

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## I - 2 計画の位置づけ

### (1) 千歳市における地域福祉計画の位置づけ

「千歳市地域福祉計画」は、地域福祉の推進に関する計画であり、「千歳市第 6 期総合計画」の個別計画として、市民同士の結びつきや支え合いによる地域づくりを進める計画として位置づけます。

また、他の保健福祉部門の計画（「千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画」、「千歳市障がい者計画・千歳市障がい福祉計画」、「千歳市子ども・子育て支援事業計画」、「千歳市食育推進計画」、「はばたく健康ちとせ 21」）に基づく施策を地域において推進するための理念をもち、総合計画の基本目標を実現するために地域福祉の推進に資する個別施策の展開を内容としています。

また、千歳市社会福祉協議会が策定する「第 6 次地域福祉実践計画」とも相互に連携して展開される計画です。

図表 I - 2 - 1 計画の位置づけ

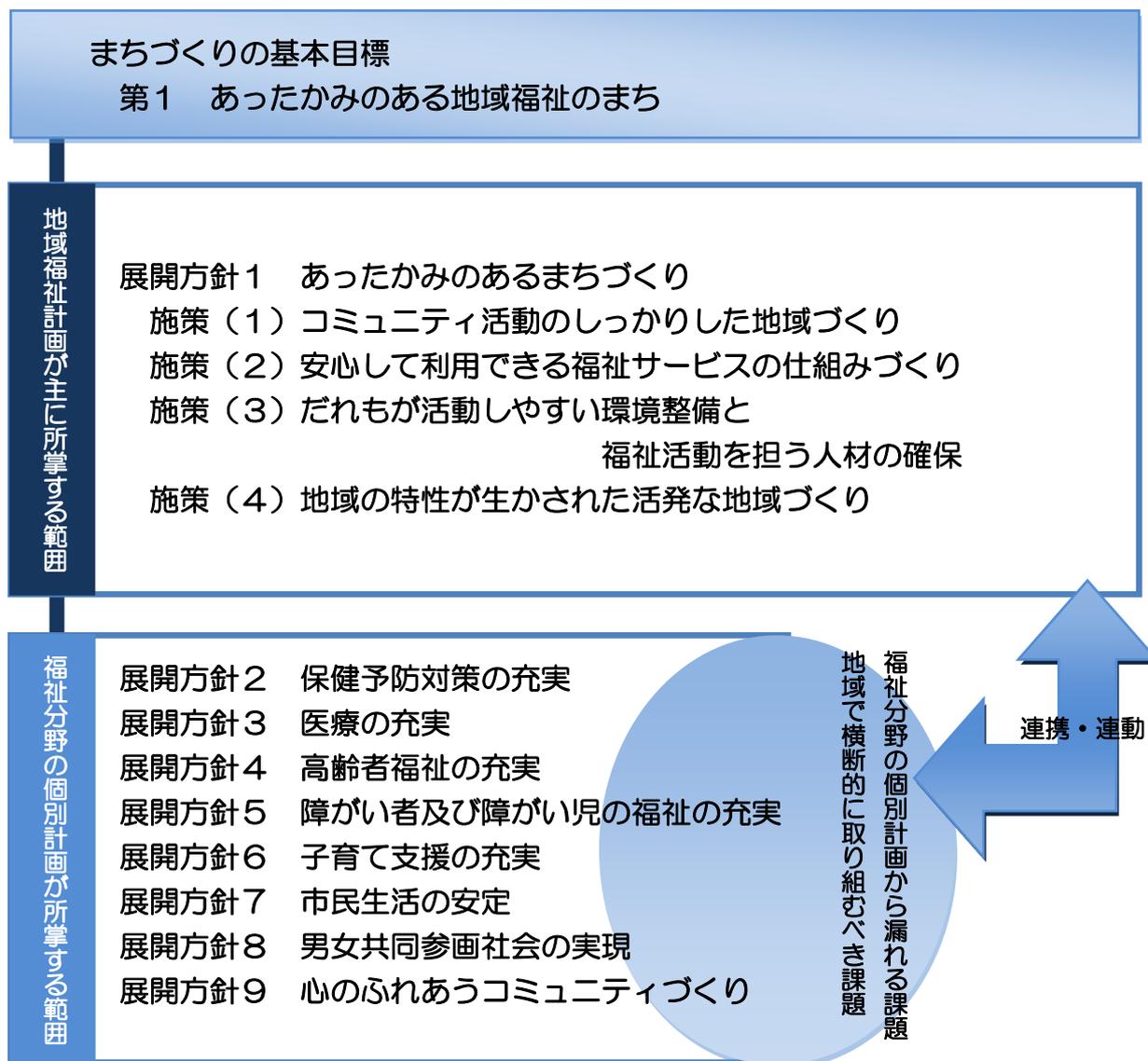


(2) 千歳市第6期総合計画における地域福祉計画の位置づけ

「千歳市第6期総合計画」では、まちづくりの基本目標「第1 あったかみのある地域福祉のまち」を掲げています。この目標では、9つの展開方針を設定しており、そのうちの「展開方針1 あったかみのあるまちづくり」が、主に地域福祉計画の所掌する範囲となっています。

「展開方針1 あったかみのあるまちづくり」のほかの8つの展開方針については、高齢者保健福祉計画など福祉分野の個別計画が所掌していますが、それぞれの分野別の計画から漏れてしまう課題や、地域で横断的に取り組むべき課題については、地域福祉計画が横串となり対応するという位置づけになっています。

図表 I - 2 - 2 千歳市第6期総合計画における地域福祉計画の位置づけ



### (3) 福祉の個別計画の概要

千歳市における福祉の個別計画の概要（基本理念等）については、次のとおりです。

千歳市高齢者保健福祉計画・第6期千歳市介護保険事業計画 計画期間：平成27年度～平成29年度
<p><b>【基本理念】</b> いくつになっても自分らしく、元気で住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現</p> <p><b>【政策目標】</b> ①生きがいをもって生活できるまちづくり、②いきいきと元気に生活できるまちづくり、③安心して暮らせるまちづくり</p> <p><b>【計画目標】</b> ①地域支援体制の推進、②介護予防の推進、③認知症施策の推進、④高齢者の社会参加の促進、⑤権利擁護の推進</p>

千歳市障がい者計画・第4期千歳市障がい福祉計画 計画期間：平成27年度～平成29年度
<p><b>【基本理念】</b> 障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、共に支えあい住み慣れた地域で暮らせる社会の実現</p> <p><b>【基本方向】</b> ①お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり、②日々の暮らしの基盤づくり、③社会参加へ向けた自立の基盤づくり、④住みよい環境の基盤づくり</p> <p><b>【8つの分野】</b> ①差別の解消及び権利擁護の推進と相互理解、②行政サービス等における配慮、③生活支援、④保健・医療、⑤療育・保育・教育、⑥雇用・就労、⑦生活環境、⑧安全・安心</p>

**第1期千歳市子ども・子育て支援事業計画**

計画期間：平成27年度～平成31年度

**【基本理念】**

すべての子どもが健やかに育つまち、すべての家庭が安心して子育てできるまち、子育て世代に選ばれるまちをめざす。

**【基本目標】**

①地域の子ども・子育ての支援、②母親と子どもの健康増進、③子どもが健やかに育つ教育環境と子育て力の向上、④子育てを支援する生活環境づくり、⑤ワーク・ライフ・バランスの推進、⑥子育て環境の変化や地域の実情に応じた切れ目のない支援、⑦子どもを守る安全なまちづくり、⑧援助が必要な子ども・子育て世帯への支援

**【主要施策】**

優先度の高い施策や先進性の高い独自施策として、20事業を「主要施策」に位置づけて推進。

**第2次千歳市食育推進計画**

計画期間：平成26年度～平成30年度

**【基本目標1】**

食を生かす～健康で豊かな食生活の実践

重点取組：①規則正しい食習慣の確立、②栄養バランスのとれた食事や日本型食生活を食卓に取り入れる、③食の安全・安心について理解を深める

**【基本目標2】**

食を楽しむ～身の周りの食に関心をもち、豊かな心を育てる

重点取組：①楽しく食事をとるための工夫に努める、②食べ物の大切さを知り、自然の恵みに感謝する、③廃棄の問題など、食を通じて環境について考える、④基本的な調理技術を身につける、⑤味覚を育てる

**【基本目標3】**

食を育む～豊かな地域の食を守り育て、次世代へ継承する

重点取組：①千歳市でとれた食材を活用し、千産千消への理解を深める、②郷土料理等、地域の食文化を知り、次世代に継承する

**はばたく健康ちとせ21**

計画期間：平成18年度～平成27年度

**【基本理念】**

市民みんなが豊かな人生を過ごせるよう、家族や地域・学校・職域・行政が共通の健康目標を持ち、健康づくりの主役である市民を支える環境をつくる

**【目標】**

①わたしのからだを知ろう、②食べ物を知ろう、③おいしくバランスよく、④歯と歯ぐきの健康を知ろう、⑤禁煙、⑥気軽に楽しく体を動かす、⑦歩くことを心がける、⑧自分に合ったストレス解消法を持つ、⑨生活や気持ちにゆとりを持つ、⑩生きるよろこびを大切にする

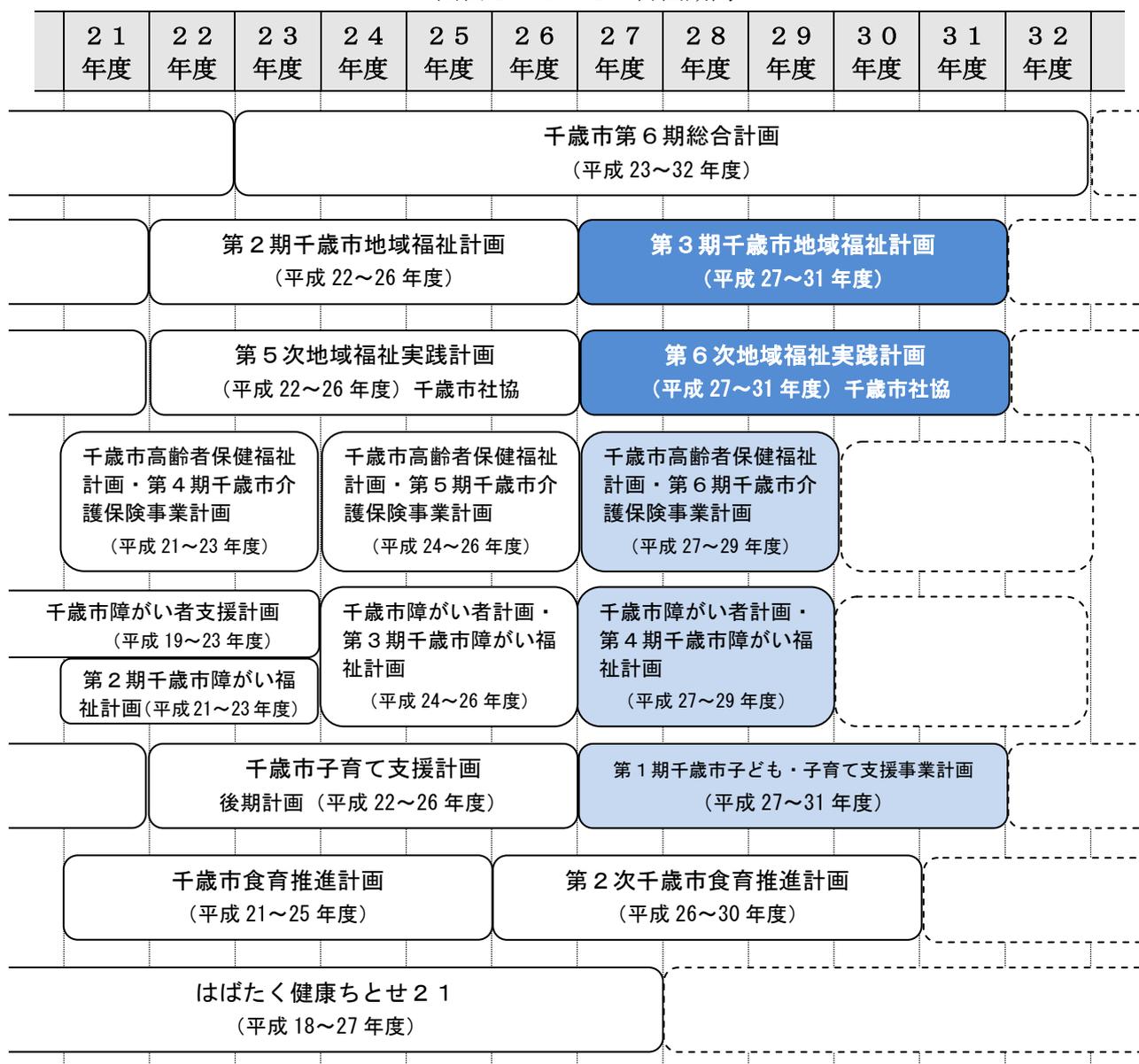
### I - 3 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

市の計画である「千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画」「千歳市障がい者計画・千歳市障がい福祉計画」「千歳市子ども・子育て支援事業計画」については、第 3 期千歳市地域福祉計画と同じく平成 27 年度に計画期間が始まることから、庁内連携を図り計画策定に取り組みました。

また、千歳市社会福祉協議会が策定する「第 6 次地域福祉実践計画」についても、策定年度及び計画期間を同一にし、地域福祉に関する事業を具体的に実践するための行動計画として位置付けられることから、密に連携を図りながら策定しました。

図表 I - 3 - 1 計画期間



## I - 4 計画策定体制

「第3期千歳市地域福祉計画」の策定にあたっては、市民の計画策定への主体的な参加が重要になることから、次の組織と連携し、計画を策定しました。

### (1) ちとせ地域福祉市民会議

計画の策定にあたり、市民の主体的な参加による意見を計画に反映させるため、平成26年6月に20名からなる「ちとせ地域福祉市民会議」を設置し、11月までの間に計7回会議を開催し、議論した内容を提言書にまとめ市長へ提出しました。

#### ①委員の構成

委員は、市内の各関係団体から推薦を受けた15名と市民公募5名により構成され、児童福祉分野では、保育士や教諭、高齢者分野から、地域包括支援センターの職員や医療従事者、障がい者分野から、障がい者総合支援センターや事業所の職員、地域組織から、町内会、民生委員児童委員、女性団体協議会、商工会議所、社会福祉協議会職員など、さまざまな福祉分野の第一線で業務に従事している方や地域に密着した活動を行っている方により会議を開催しました。

#### ②会議の経過

会議においては、主に3～4つに分かれたグループディスカッションと全体会議発表の形式による討議を重ねて提言書を取りまとめました。(提言内容については、資料編70ページ～を参照)

図表 I - 4 - 1 会議の経過

会議	概 要
第1回	市長からの諮問、研修会（北星学園大学社会福祉学部教授 岡田直人氏）
第2回	対象者別の制度だけでは対応が困難な事例の掘り起しと3つの検討テーマの設定
第3回	「市民一人ひとりが身近な問題として地域課題を受け止め、福祉活動にかかわる」
第4回	「今ある資源やサービス・人材を活用して、よりよい仕組みや取組をつくる」
第5回	「すべての市民が必要なサービスを適切に利用しながら地域で暮らし続ける」
第6回	これまでの会議のふりかえり、提言書（骨子）づくり
第7回	提言書づくり

## (2) 千歳市保健福祉調査研究委員会

保健福祉施策の推進にあたり、社会福祉を取り巻くさまざまな環境の変化に対応した総合的な調査研究を行い、市民の福祉の増進を図ることを目的として設置された市の附属機関です。千歳市内の保健、福祉、医療の関係機関や団体の代表者を中心とした委員で構成されており、専門的、総合的な見地から幅広い意見をいただきました。

## (3) 千歳市保健福祉推進委員会

保健福祉部長を委員長とした庁内組織の委員会であり、千歳市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進することを目的として設置されています。本計画の策定にあたり、下部組織の作業部会での検討を含め、市として取り組むべきことなどについて総合的な検討を進めました。

## (4) 第 3 期千歳市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査

千歳市民の地域活動の実態や課題、今後の意向などを把握し、施策の検討や計画策定に反映することを目的として、市民を対象とした意識調査を実施しました。

対 象：平成 26 年 6 月 1 日現在、千歳市内に在住の 16 歳以上の市民 2,000 人

調査方法：郵送により調査票を発送・回収

調査期間：平成 26 年 7 月 8 日（火）～平成 26 年 7 月 23 日（水）

回収状況：有効回答数 971 件（回収率 48.6%）

## (5) 第 3 期千歳市地域福祉計画策定のためのパブリックコメント

計画策定にあたり、計画内容を計画素案の段階で市民に公表し、市民から寄せられた意見を計画に反映させるためパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの実施期間：平成 26 年 12 月 12 日（金）

～平成 27 年 1 月 14 日（水）

パブリックコメントの実施方法

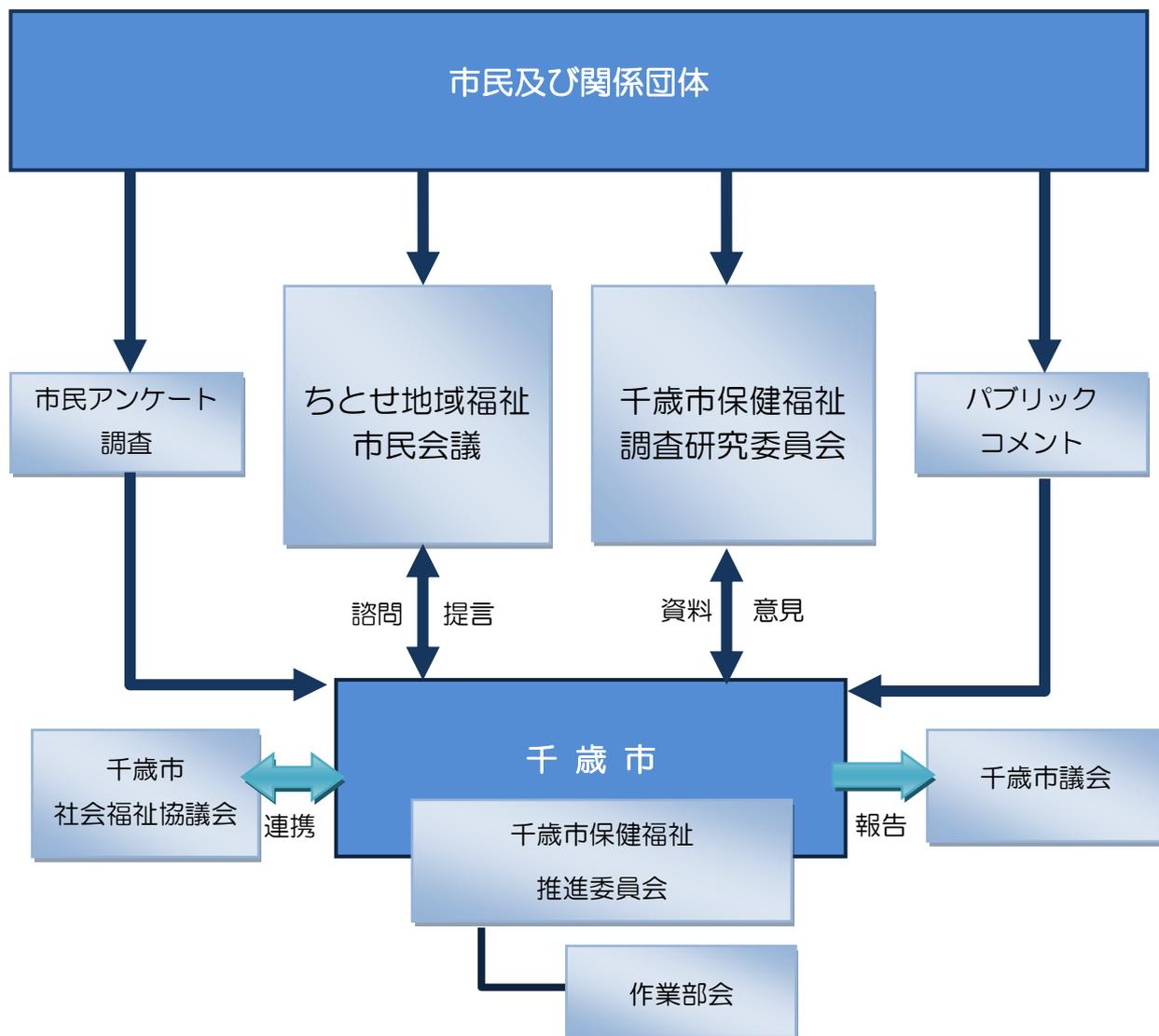
- ・計画素案の公表：市役所、各支所などの公共施設等 22 か所への計画素案の設置、市のホームページで公表

- ・市民からの意見の回収方法：郵送、ファクシミリ、意見箱、電子メールなど

パブリックコメントの実施結果

- ・市民からの意見の提出はありませんでした。

図表 I - 4 - 2 計画策定体制



# 第Ⅱ章 地域社会の現状

## Ⅱ－1 千歳市の概況

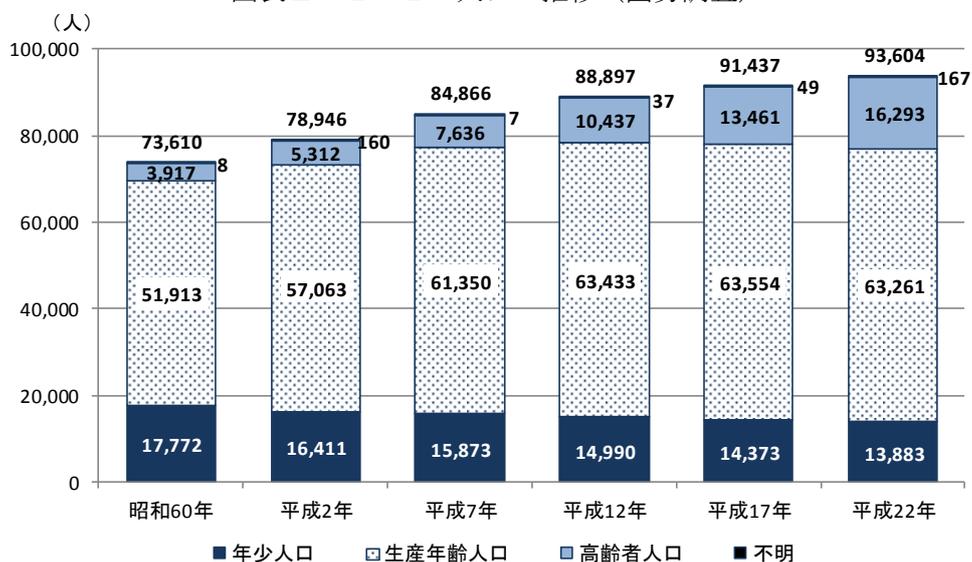
### (1) 人口

#### ①国勢調査

千歳市の平成22年10月1日現在の人口は93,604人であり、年々増加しています。

高齢者人口は、昭和60年に3,917人だったものが、平成22年には16,293人と大幅に増加しています。また、年少人口は、昭和60年に17,772人だったものが、平成22年には13,883人と約4,000人減少し、千歳市においても、少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表Ⅱ-1-1 人口の推移（国勢調査）

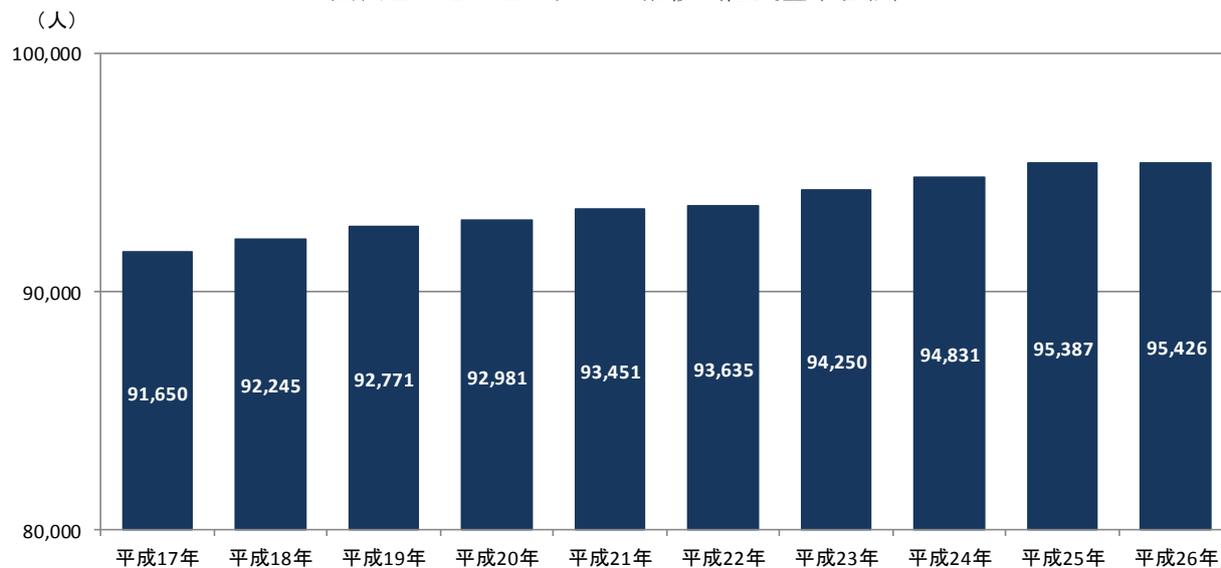


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## ②住民基本台帳

住民基本台帳の人口をみると、平成26年10月1日現在の人口は95,426人です。千歳市の人口は、近年も増加を続けており、平成17年から平成26年までの10年間に3,776人増加しています。

図表Ⅱ-1-2 人口の推移（住民基本台帳）



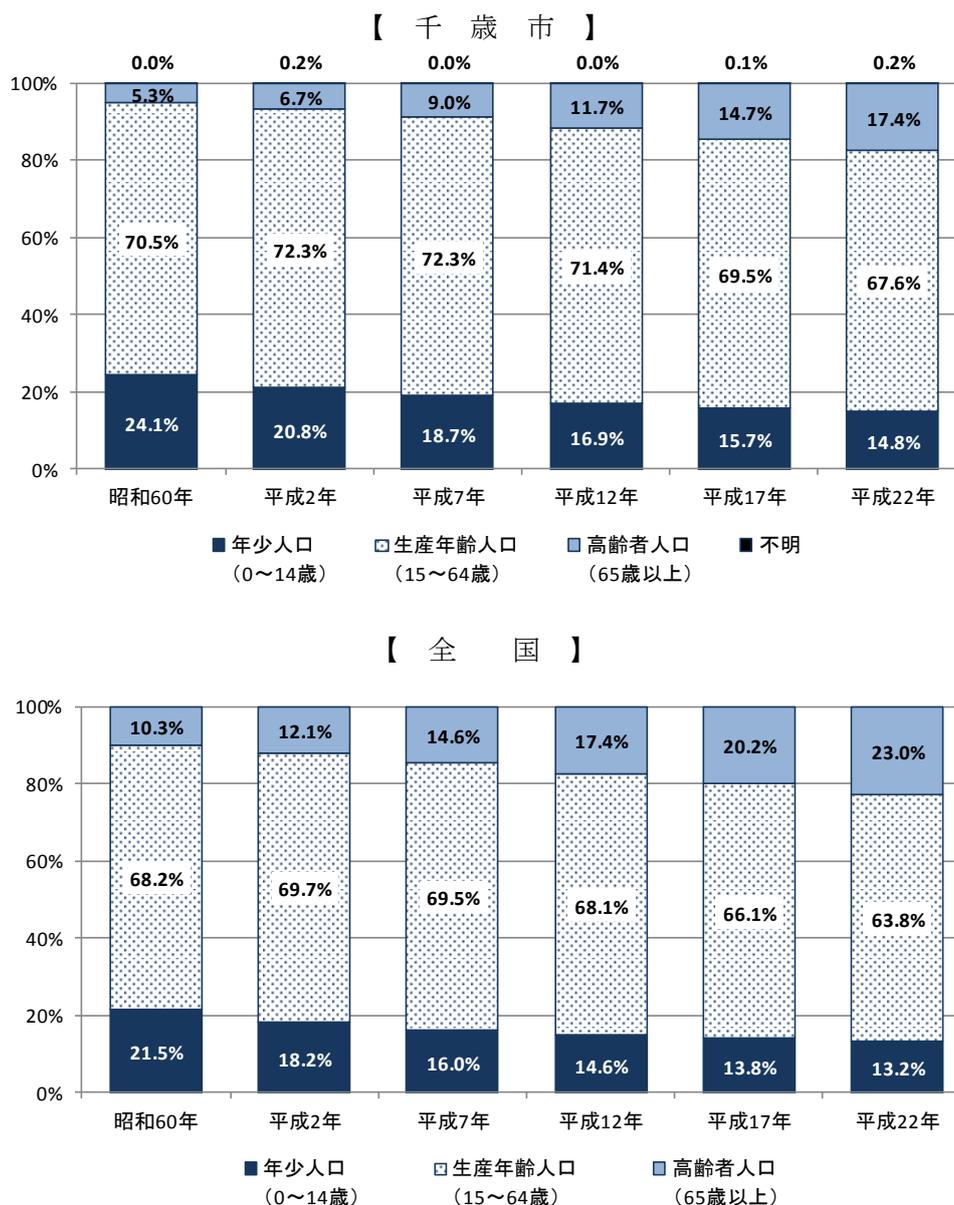
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 年齢構成

年齢階層別の人口を、全国の状況と比較してみると、平成22年では、高齢者人口の割合は全国の23.0%よりも5.6ポイント低く、年少人口の割合は、全国の13.2%よりも1.6ポイント高くなっています。

高齢者人口割合、年少人口割合からみると、千歳市は全国平均より若いまちであることがうかがえます。

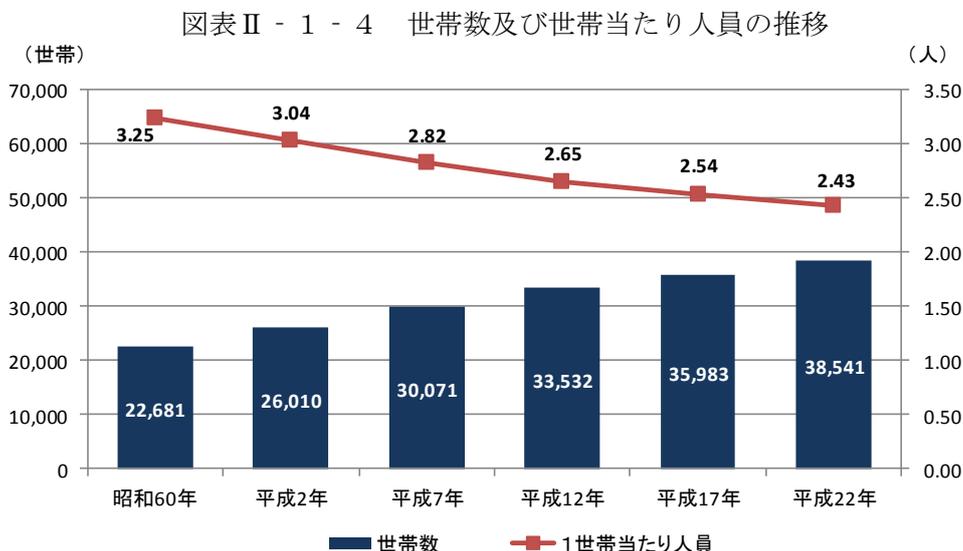
図表Ⅱ-1-3 年齢階層別人口割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### (3) 世帯数及び世帯当たり人員

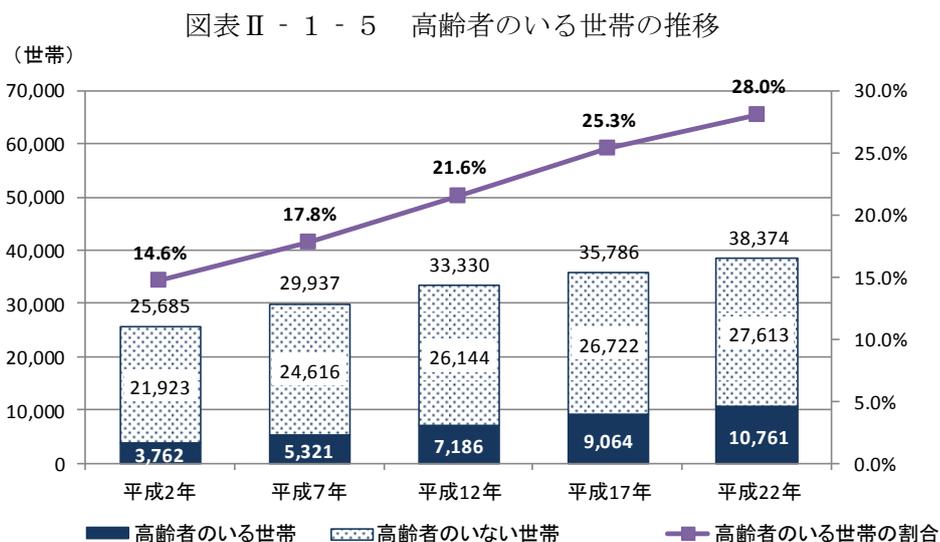
世帯数は、昭和60年の22,681世帯から、平成22年には38,541世帯と、約16,000世帯増加しています。しかしながら、1世帯当たり人員は3.25人から2.43人へと低下し、一人暮らし世帯、核家族世帯等が増えていることがうかがえます。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### (4) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加し、平成2年には3,762世帯だったものが、平成22年には10,761世帯へと増加しています。また、世帯全体に占める高齢者のいる世帯の割合も高まり、平成2年には14.6%だったものが、平成22年には28.0%と、13.4ポイント高くなっています。

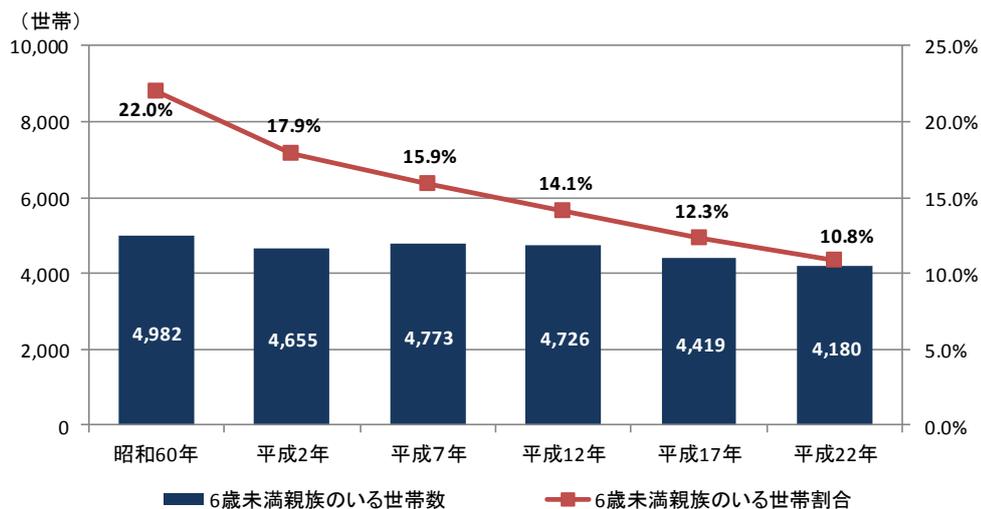


資料：国勢調査（各年10月1日現在） 世帯数は一般世帯数

(5) 子どものいる世帯

6歳未満親族のいる世帯の推移をみると、年々減少していることがわかります。昭和60年には4,982世帯だったものが、平成22年には4,180世帯となり、また、全世帯に占める6歳未満親族のいる世帯の割合は、22.0%から10.8%と11.2ポイント低下しています。

図表Ⅱ-1-6 6歳未満親族のいる世帯の推移



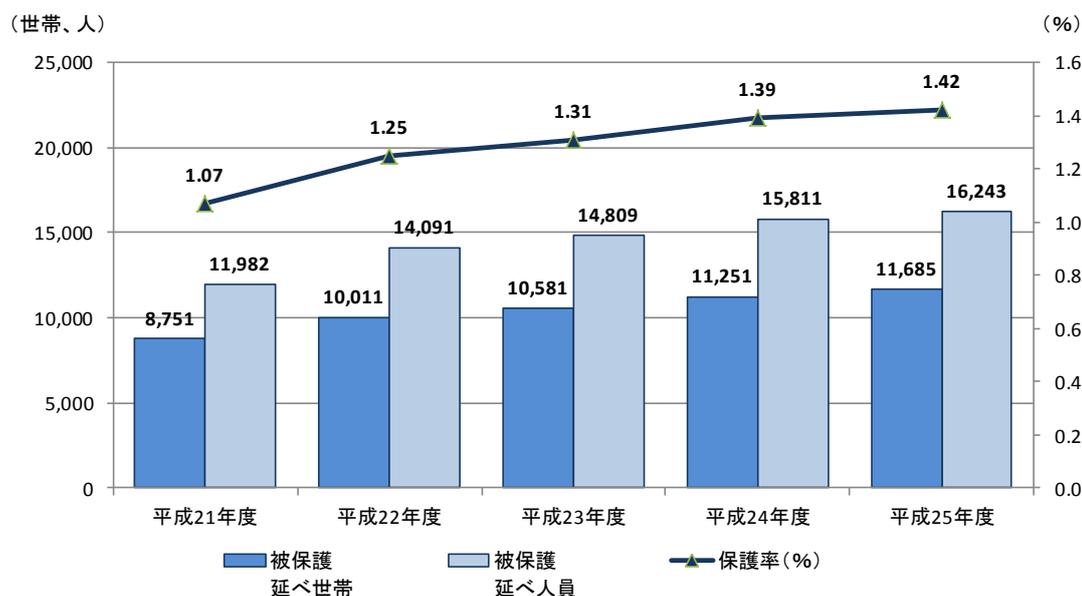
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## Ⅱ－２ 福祉サービスを必要とする人

### (1) 生活保護受給者

生活保護受給者数について、被保護世帯数、被保護人員数共に、年々増加しています。保護率は、平成21年度に1.07%だったものが、平成25年度には1.42%と0.35ポイント高くなっています。

図表Ⅱ－２－１ 生活保護受給者数の推移

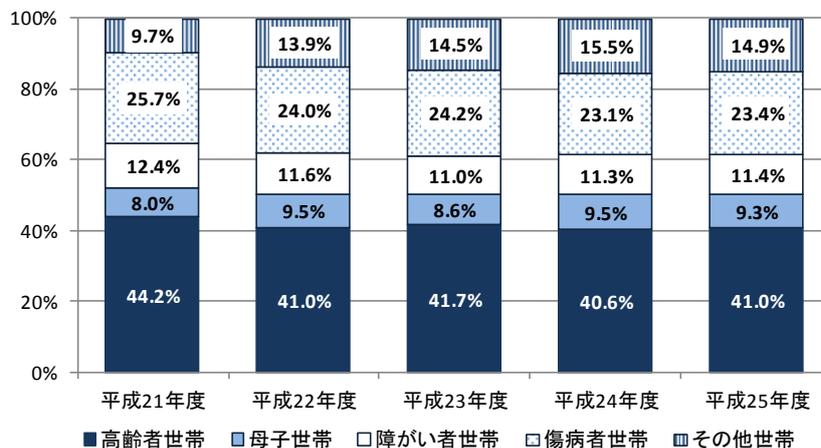


資料：千歳市福祉課

被保護「世帯」「人員」は、各年度における各月の実世帯や実人員の合計  
保護率は、年度平均被保護人員の9月末住民基本台帳人口に対する割合

被保護世帯の世帯類型の推移をみると、「その他世帯」が、平成21年度には9.7%だったものが、平成25年度には14.9%と、5.2ポイント高くなっています。他の世帯類型と比較して、「その他世帯」は増加傾向が顕著です。

図表Ⅱ-2-2 被保護世帯の世帯類型の推移



資料：千歳市福祉課  
月単位で集計しており、平均値を採用

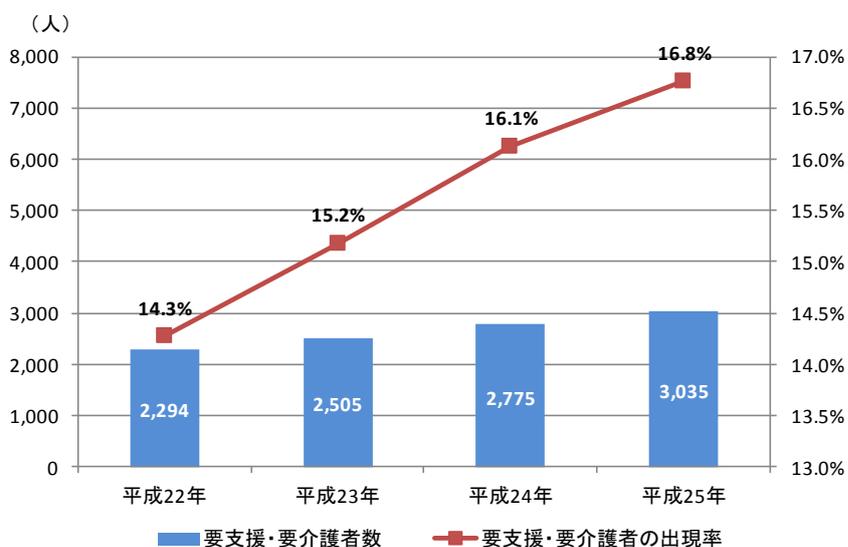
(2) 要支援・要介護者数

高齢者数の増加に伴い、介護保険制度における要支援・要介護者数も年々増加しています。

要支援・要介護者数は、平成22年には2,294人だったものが、平成25年には3,035人と、741人増加しています。

65歳以上人口に対する要支援・要介護者の割合（出現率）も年々高まり、平成25年には16.8%となっています。

図表Ⅱ-2-3 要支援・要介護者数の推移



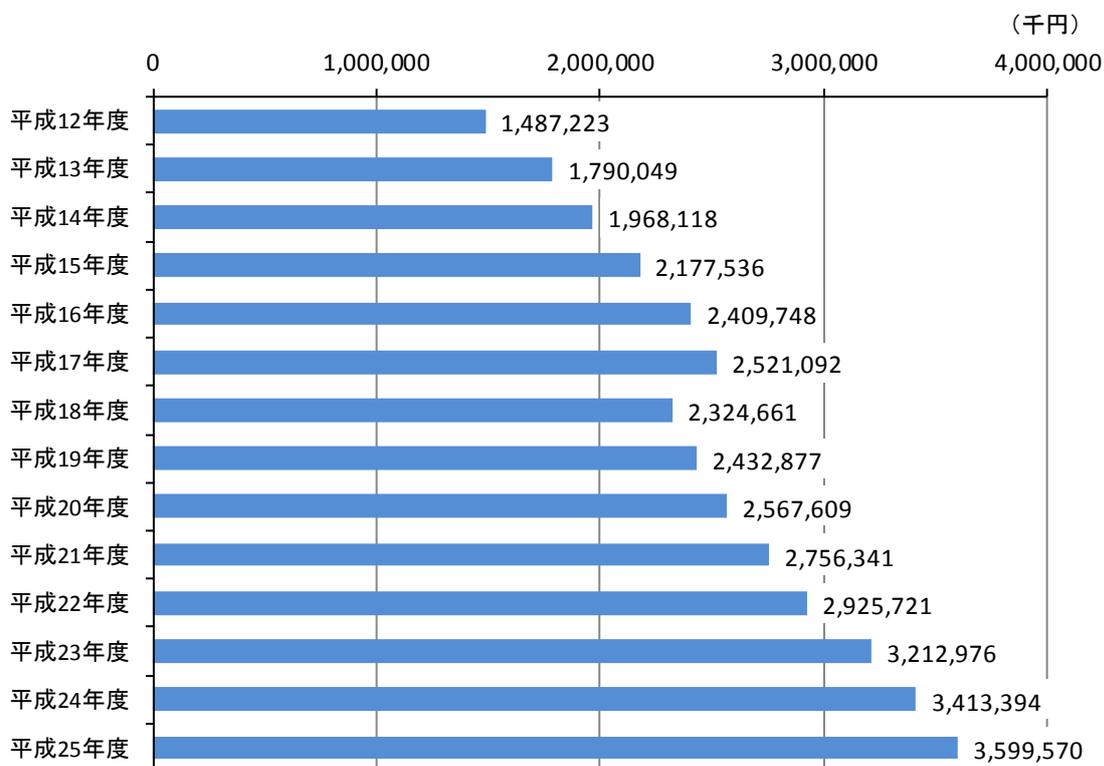
資料：千歳市高齢者支援課

要支援・要介護者数：介護保険事業報告（各年10月1日現在）

出現率：各年10月1日現在の住民基本台帳の65歳以上人口に対する割合

また、要支援・要介護者の増加に伴い、介護保険制度サービスにかかる介護給付費は年々増加しています。平成12年度の介護保険制度開始当時には1,487,223千円だったものが、平成25年度には3,599,570千円となり、約20億円増加しています。

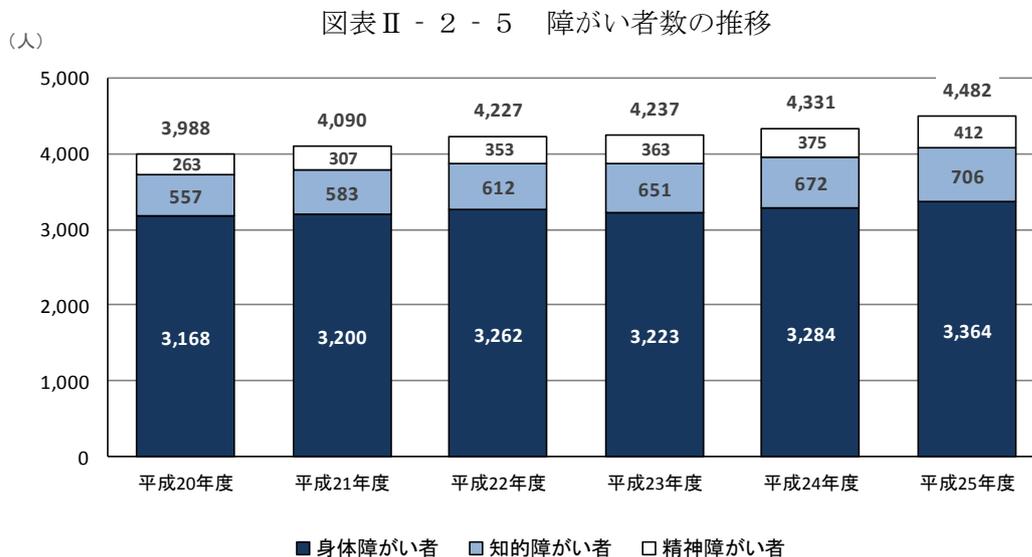
図表Ⅱ - 2 - 4 介護給付費の推移



資料：千歳市高齢者支援課

(3) 障がい者

千歳市の障がい者数（障害者手帳所持者数）について、身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれも、年々増加しています。



資料：千歳市障がい者支援課（各年3月末現在）

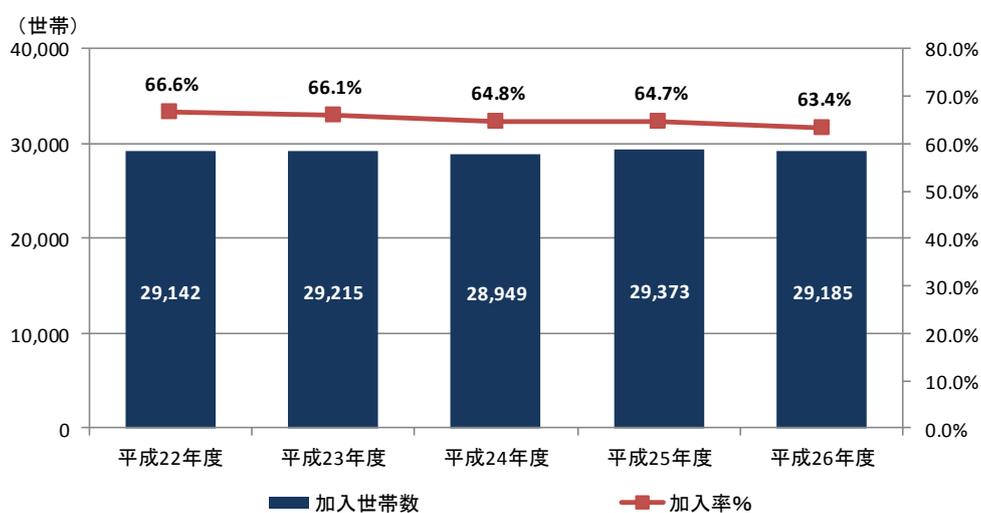
## Ⅱ－3 地域活動

### (1) 町内会・自治会

現在、千歳市には町内会・自治会（連合会を含む）が151団体あります。全世帯の約6割が加盟し、地域活動を展開しています。

町内会・自治会への加入世帯数は横ばいで推移していますが、加入割合は年々低下しています。

図表Ⅱ-3-1 町内会・自治会の加入世帯数の推移

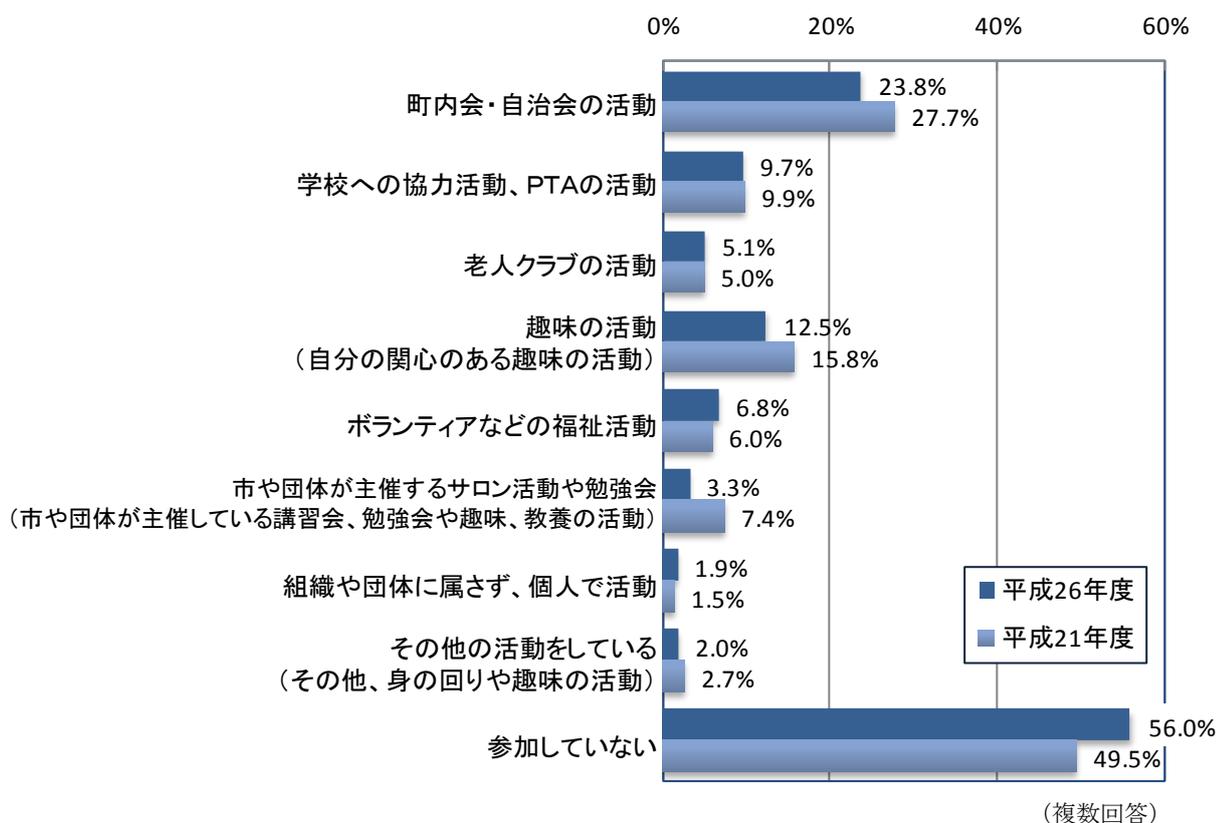


資料：千歳市市民生活課

(2) 地域活動の参加者

平成 21 年度、平成 26 年度に実施した「千歳市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査」の結果によると、町内会・自治会の活動に参加していると回答したのは、平成 26 年度調査で 23.8%であり、平成 21 年度調査の 27.7%と比べて 3.9 ポイント低くなっています。

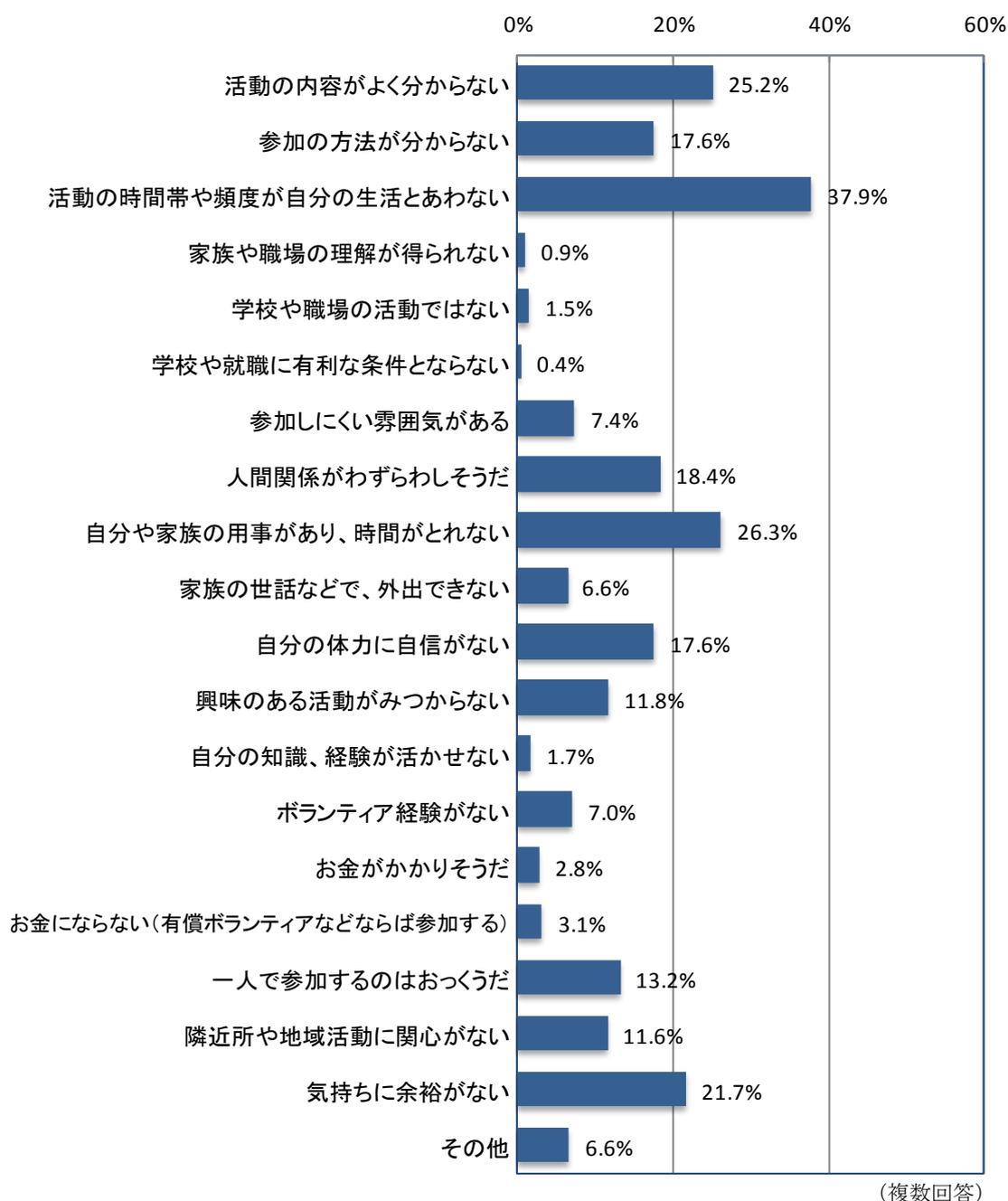
図表Ⅱ - 3 - 2 参加している地域活動（平成 26 年度、平成 21 年度市民アンケート調査より）



平成 26 年度調査で、地域活動に参加していないと回答した方に、参加していない理由をたずねたところ、「活動の時間帯や頻度が自分の生活とあわない」(37.9%)、「自分や家族の用事があり、時間がとれない」(26.3%)、「活動の内容がよく分からない」(25.2%)などの割合が高くなっています。

市民の地域活動への参加を促す取組として、地域活動やボランティアに関する情報の周知や働いている人なども参加しやすい活動の時間・頻度について工夫することが必要です。

図表Ⅱ - 3 - 3 地域活動に参加していない理由（平成 26 年度市民アンケート調査より）



# 第Ⅲ章

## 地域福祉をめぐる千歳市の状況と課題

### Ⅲ-1 市民アンケート及び「ちとせ地域福祉市民会議」からみる 地域の状況

「千歳市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査」(平成26年7月)及び「ちとせ地域福祉市民会議」の結果から、千歳市の地域福祉活動をめぐる状況と課題を整理します。

#### (1) 地域福祉の理念の普及

##### ①市民アンケート

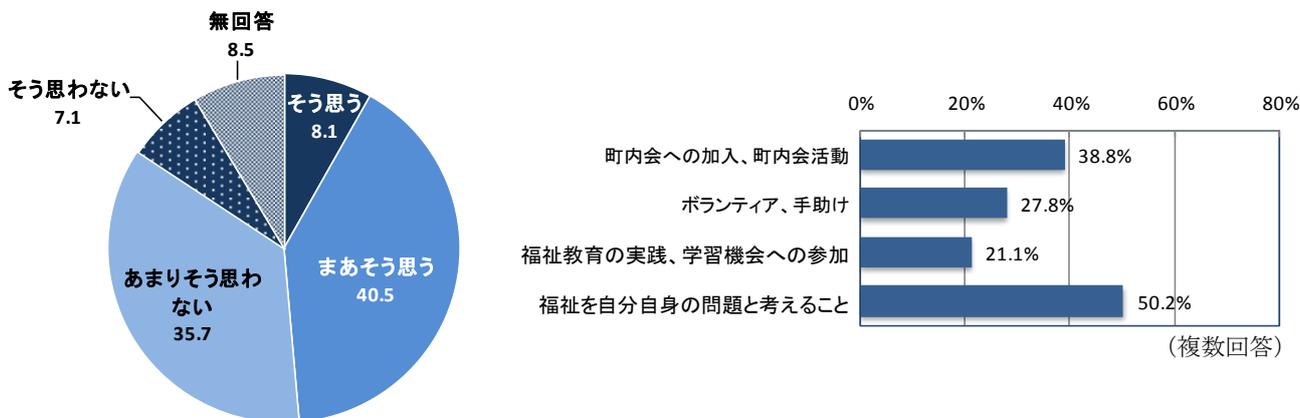
地域の結びつきがあると考えている市民は半数程度であり、実際の近所付き合いは「あいさつ程度」、「立ち話をする程度」という方がほとんどです。

地域活動に参加していない方の中にも、「地域社会の一員として役に立ちたい」と考えている方が多く存在することがわかりました。

「地域福祉の理解があり、住民同士の結びつきがあるまちだと思う」と回答した市民は48.6%です(「そう思う」8.1%、「まあそう思う」40.5%)。

また住民同士の結びつきを強めるために力を入れるべき取組としては、「福祉を自分自身の問題と考えること」が50.2%、「町内会への加入、町内会活動」が38.8%の割合が高いです。

図表Ⅲ-1-1 地域福祉の理念の普及について(平成26年度市民アンケートより)

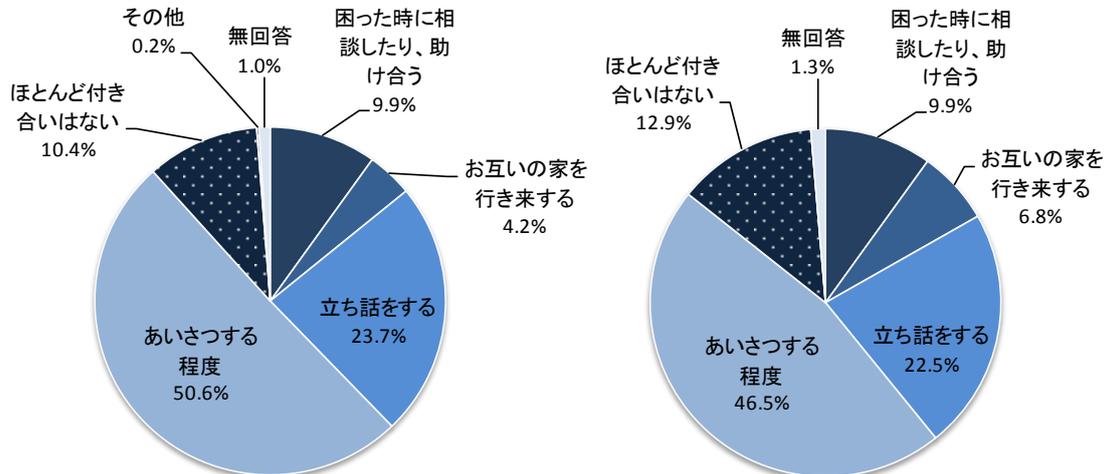


近所づきあいの程度については、「あいさつをする程度」としたものが約半数で、平成 21 年度の調査結果とほぼ同じ傾向です。

図表Ⅲ-1-2 近所づきあいの程度（平成 26 年度、平成 21 年度市民アンケートより）

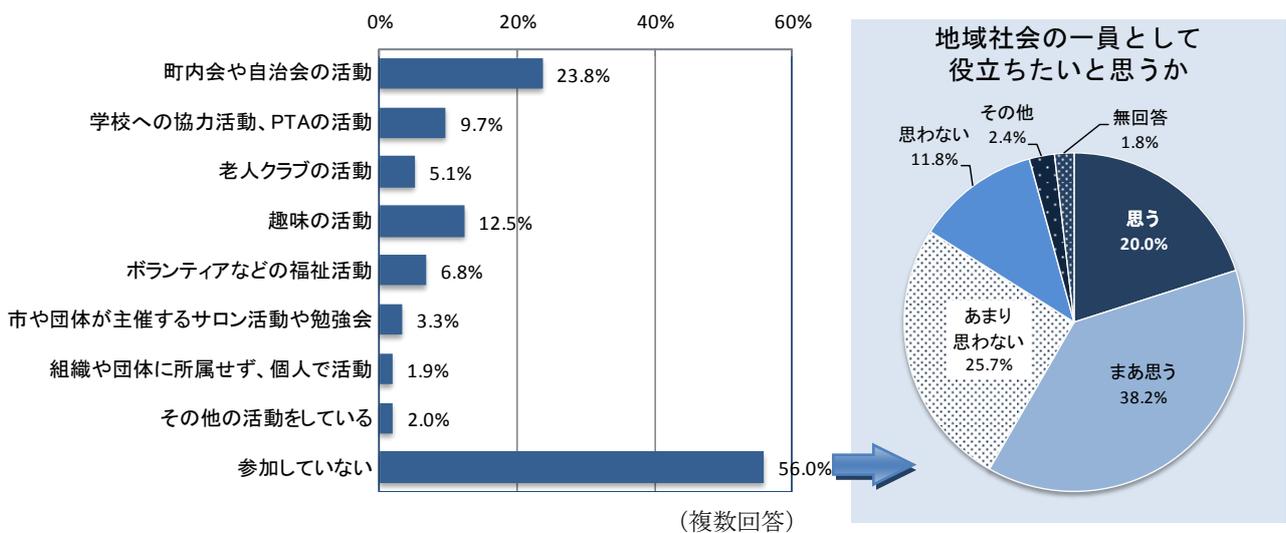
【平成 26 年度】

【平成 21 年度】



地域活動に「参加していない」と回答した方が 56.0%います。また、「参加していない」と回答した方に、地域社会の一員として役立ちたいと思うかをたずねたところ、「思う」「まあ思う」を合わせた割合が約 6 割となっています。

図表Ⅲ-1-3 地域活動への参加（平成 26 年度市民アンケートより）



## ②ちとせ地域福祉市民会議 からの意見

- ・町内会を基本としつつ、隣近所やごみステーションの範囲など、小さな単位での声かけや交流などをきっかけに、地域のつながりをつくっていくことが大切です。
- ・仕事や家庭の事情などから、地域活動に参加できない人がいます。「アフター5」の活用、町内会行事への参加など、市民の「勇気ある一歩」を引き出せるようなきっかけづくりが必要です。
- ・世代間交流などにより、若い世代にも地域福祉の理念を広げていく工夫が必要です。

(2) 生活課題への取組

①市民アンケート

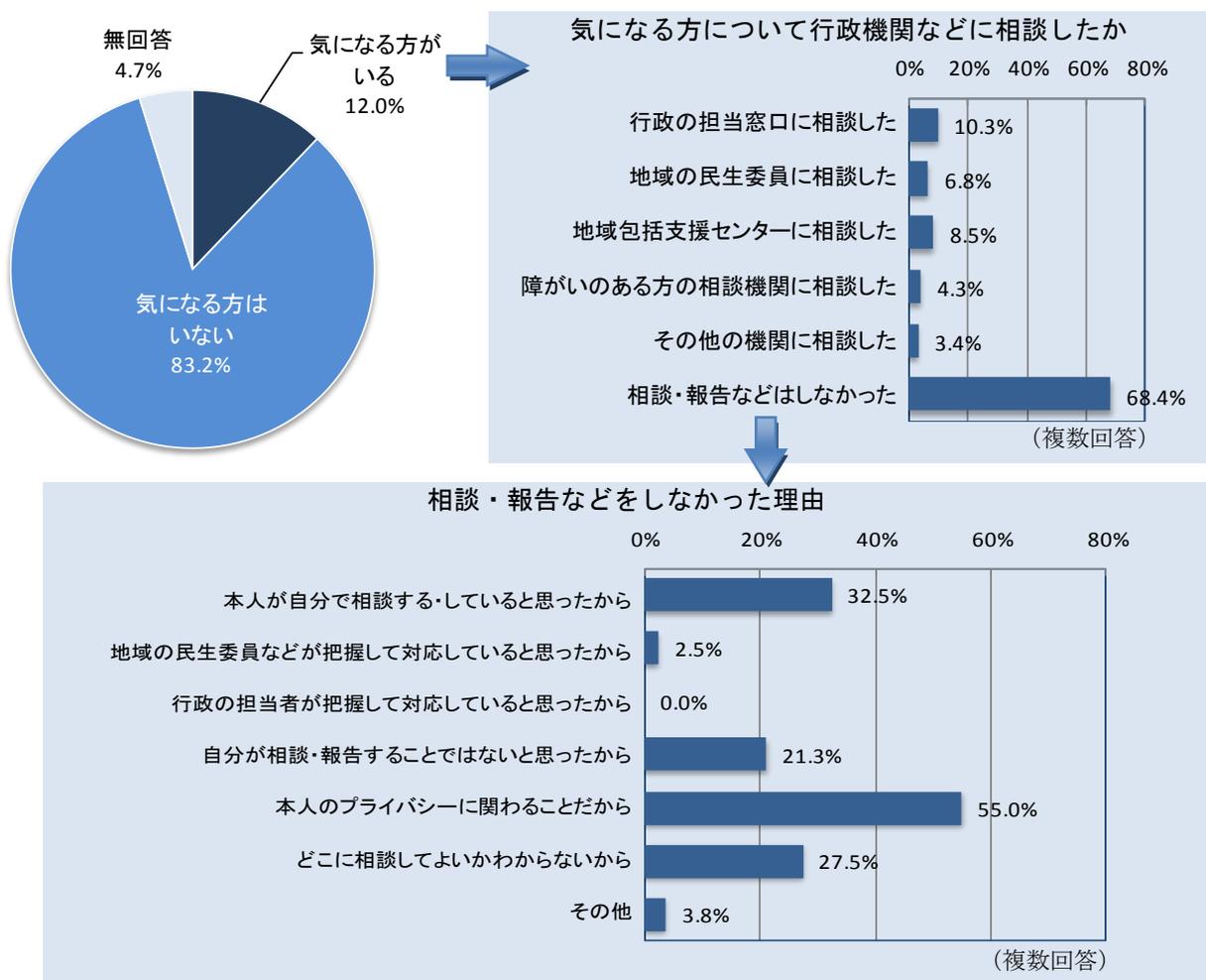
手助けを必要とする方への対応が行われていると考えているのは4割程度であり、福祉や手助けを必要とする市民を把握して、対応することが求められています。

また、手助けを必要とする方に適切に対応するためには、プライバシーなど個人情報に関わる課題があることがわかりました。

身のまわりに生活困窮者として想定される気になる方が「いる」と回答したのは12.0%でした。

また、気になる方について行政機関などに「相談・報告などはしなかった」方が約7割と大半を占めています。その理由として「本人のプライバシーに関わることだから」との回答が55.0%と高くなっています。

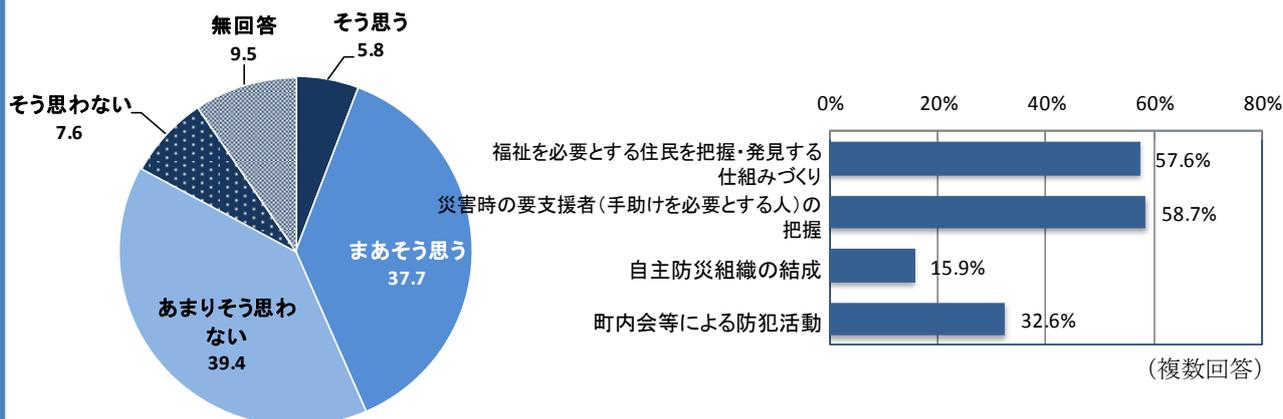
図表Ⅲ-1-4 生活困窮者への気づきについて（平成26年度市民アンケートより）



「手助けを必要とする方への対応や、防災・防犯の地域活動が積極的に行われていると思う」と回答したのは43.5%です（「そう思う」5.8%、「まあそう思う」37.7%）。

地域内の手助けや防災・防犯のために力を入れるべき取組としては、「災害時の要支援者（手助けを必要とする人）の把握」（58.7%）、「福祉を必要とする住民を把握・発見する仕組みづくり」（57.6%）の割合が高いです。

図表Ⅲ-1-5 生活課題への取組について（平成26年度市民アンケートより）



## ②ちとせ地域福祉市民会議 からの意見

- ・従前の対象者別の制度では入口で対象から漏れてしまうなど解決に至りにくい地域課題があり、「制度の狭間」にあってサービスを必要としている市民がいます。
- ・町内などで困っている人を発見した時に、必要なサービスに結び付けるネットワークが必要です。しかしながら、個人情報などの問題から、うまく情報をつなげられないことがあります。
- ・民生委員児童委員など、地域のなかで困りごとを抱えている市民と行政機関などとの間をつなぐ「パイプ役」になる人を育てていく必要があります。

### (3) 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり

#### ①市民アンケート

福祉サービスを安心して利用できる仕組みが整っていると感じているのは半数程度です。

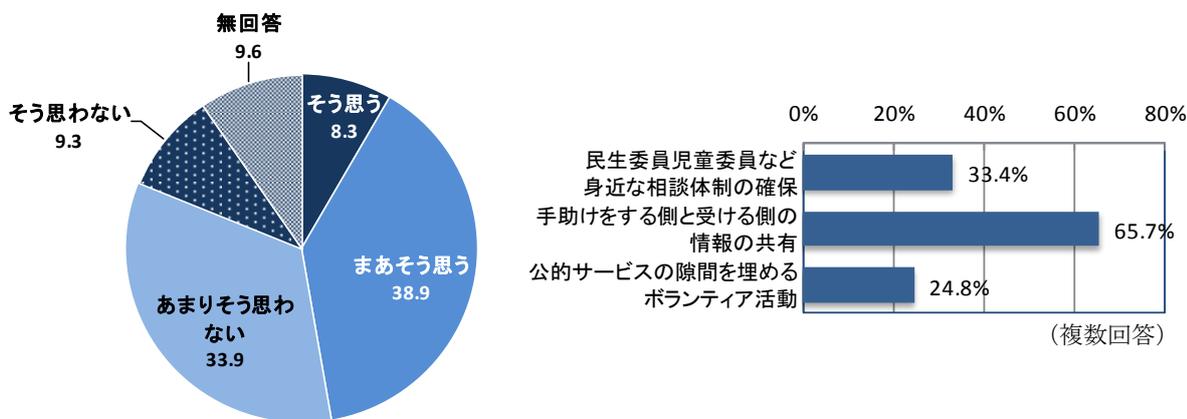
安心して福祉サービスを利用するために、手助けをする側と受ける側が互いによく理解しあうことが重要であることが示唆されます。

また、家族や親族以外に、身近な地域で困りごとを相談できる相手や、どんな困りごとでも安心して相談することができる機関が必要であることがわかります。

「福祉サービスを必要としたときに、確実に安心して利用できるまちだと思う」と回答したのは47.2%です（「思う」8.3%、「まあ思う」38.9%）。

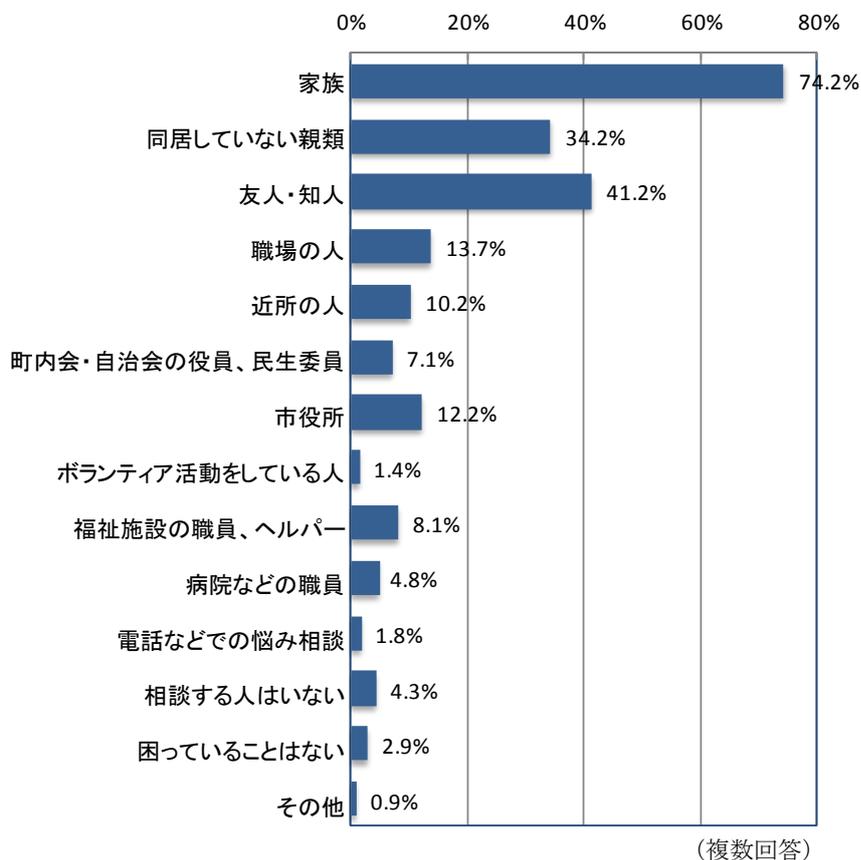
福祉サービスを確実に安心して利用できるようにするために力を入れるべき活動としては「手助けをする側と受ける側の情報の共有」（65.7%）、「民生委員児童委員など身近な相談体制の確保」（33.4%）などの割合が高いです。

図表Ⅲ-1-6 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくりについて  
（平成26年度市民アンケートより）



日々の困りごとの相談相手としては、「家族」(74.2%)、「友人・知人」(41.2%)、「同居していない親類」(34.2%)の割合が高いです。また、「町内会・自治会の役員、民生委員」(7.1%)、「市役所」(12.2%)などの割合は低くなっています。

図表Ⅲ-1-7 日々の困りごとの相談相手（平成26年度市民アンケートより）



## ②ちとせ地域福祉市民会議 からの意見

- ・サービスがあることを知らない、自分がサービスの対象かどうかわからない、制度がわかりづらいなどの理由から、必要なサービスを利用できない市民がいます。
- ・困りごとの相談先や、困った時にどこを頼っていいかわからないことなどから、必要なサービスにたどり着けない市民がいます。
- ・せっかく相談したのに「たらいまわし」を受けてしまい、適切な機関へつなげてもらえなかった市民がいます。

## (4) 福祉のまちづくり

### ①市民アンケート

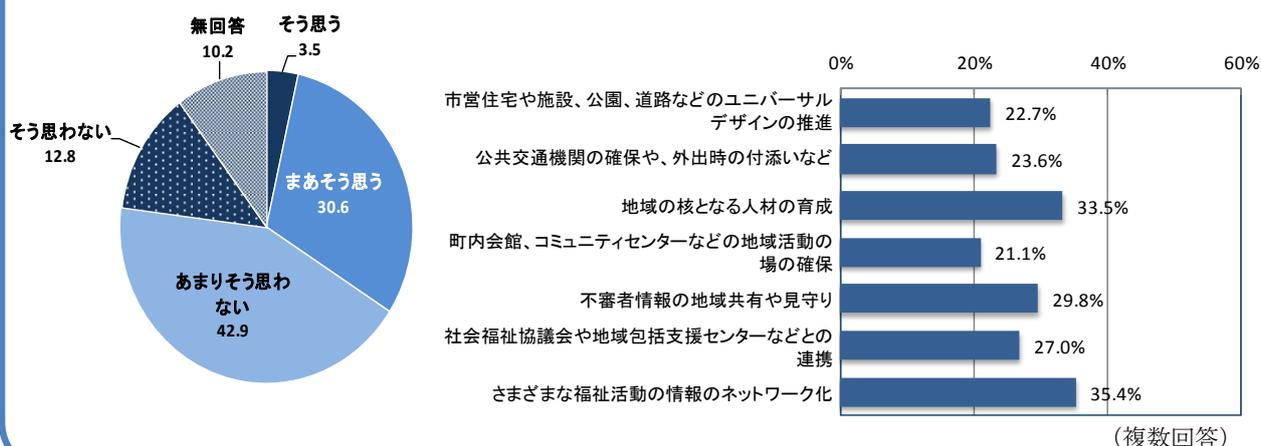
安心して暮らせる生活基盤が十分に整っていないと思っている市民が多くいることがわかります。

ハード面だけでなく、人材育成や、地域関係者によるネットワークや連携体制の構築など、さまざまな側面からの取組が求められます。

誰もが安心して暮らせる生活基盤や福祉事業者、専門職などの人材が整っていると思うと回答したのは34.1%です（「思う」3.5%、「まあ思う」30.6%）。

生活基盤や人材を整えるために力を入れるべき活動については、「さまざまな福祉活動の情報のネットワーク化」（35.4%）、「地域の核となる人材の育成」（33.5%）、「不審者情報の地域共有や見守り」（29.8%）、「社会福祉協議会や地域包括支援センターなどとの連携」（27.0%）などの割合が高いです。

図表Ⅲ-1-8 福祉のまちづくりについて（平成26年度市民アンケートより）



### ②ちとせ地域福祉市民会議からの意見

- ・バスをはじめとする公共交通機関のルートや本数、歩道などの状況から「外出しにくい」「歩きにくい」と感じている市民がいます。
- ・専門職が分野ごとに分かれていて、うまく横の連携が機能していない場合、せっかくの専門知識や人材を活かされていない状況が見受けられます。行政における部署なども「縦割り」になっており、市民にとってはわかりにくい部分があります。
- ・どのような組織や人材が地域にいるのか、あまり知られていません。
- ・地域住民の力だけで地域の課題を解決することは難しく、行政や専門職などと力を出し合うことが必要です。

(5) 地域活動に参加しやすい仕組みづくり

①市民アンケート

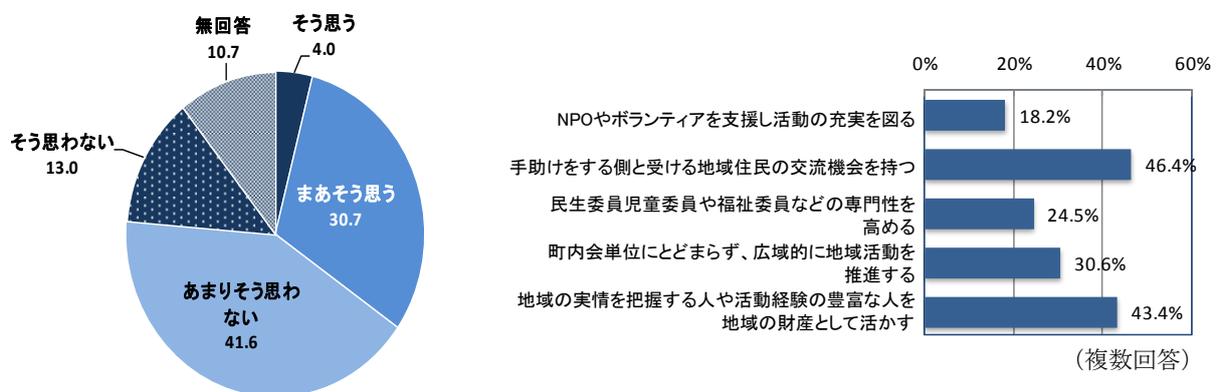
地域活動に参加しやすい仕組みが十分でないと思っている市民が多くいることがわかります。

積極的な地域活動への参加を促すためには、手助けをする側と受ける側が、お互いに十分に理解しあうとともに、経験の豊富な人材を育て、活用することが重要であるとうかがえます。

「地域活動に市民の誰もが積極的に参加できる仕組みが整っていると思う」と回答したのは34.7%です（「思う」4.0%、「まあ思う」30.7%）。

積極的に地域活動に参加できるようにするために力を入れるべき取組としては、「手助けをする側と受ける地域住民の交流の機会を持つ」（46.4%）、「地域の実情を把握する人や活動経験の豊富な人を地域の財産として活かす」（43.4%）、「町内会単位にとどまらず、広域的に地域活動を推進する」（30.6%）などの割合が高いです。

図表Ⅲ-1-9 地域活動に参加しやすい仕組みづくりについて  
(平成26年度市民アンケートより)



②ちとせ地域福祉市民会議 からの意見

- ・ ボランティア活動に参加したいと思っても、どこに行けば情報があるのか、どこでボランティア活動ができるのか情報がないために、参加できない人がいます。
- ・ 近隣や単位町内会だけでは解決できない課題については、町内会同士の連携や、専門機関・行政などとの連携によって取組を進める必要があります。

## Ⅲ－２ 第２期計画から第３期計画へ引き継ぐ課題

第２期計画においては、４つの基本目標に対して８つの課題が設定されています。市民アンケート調査や「ちとせ地域福祉市民会議」での議論、関連する施策の実施状況などから、第２期計画で設定された課題の改善状況を評価し、第３期計画に引き継ぐ課題を整理します。

### (１) 第２期計画から第３期計画へ引き継ぐ課題

#### 【基本目標１】ともに生きる、ともに暮らすまち

<b>【課題１-１】地域福祉の理念の普及</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の基礎となる市民同士の結びつきを強める取組が必要です。町内会への加入率が下がっていますが、隣同士のあいさつ、花植えなどのボランティア、誘い合っの町内会行事への参加などのきっかけをつくり、市民の関心を高める取組が求められます。</li> <li>・地域活動に参加したいと思っている市民が、それぞれの状況に応じて参加できるよう、心理的・物理的な「活動参加のハードル」を下げるための取組が必要です。</li> <li>・子どもから高齢者まで、幅広い市民に「地域福祉」についての理解を深める活動が必要です。</li> </ul>
<b>【課題１-２】生活課題への取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者をはじめとして、これまでの制度では解決しづらい課題に対応するため、市民・事業者・市の連携による新しい仕組みづくりが求められています。</li> <li>・災害時など、支援を必要とする人に確実に支援の手が届くよう、個人情報適切に取り扱うためのルールづくりや個人情報を共有できる地域の土台づくりが必要となっています。</li> </ul>

#### 【基本目標２】わかりやすい、利用しやすい仕組み

<b>【課題２-１】福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり</b>
<b>【課題２-２】福祉サービスを身近に利用できる地域づくり</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・困った時にはいつでも相談できる場所や人について市民に明示するとともに、サービスを受けることに対する抵抗感を軽減するための工夫が必要です。</li> <li>・すべての市民が、制度やサービスを十分に理解して、必要に応じてサービスを利用できるよう情報周知を進めることが必要です。</li> <li>・市や専門職がその専門性をより高め、また、連携・情報交換の仕組みを整えることで、「サービスの網」から漏れてしまう市民をなくす取組が求められています。</li> </ul>

**【基本目標 3】 活かす、つながるまち**

**【課題 3-1】 福祉のまちづくり**

**【課題 3-2】 地域福祉を担う人材育成**

- ・誰もが気軽に外出できるよう、公共交通機関や道路の整備など、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化について、さらなる取組が求められています。
- ・民生委員児童委員をはじめとする地域の中で「核」となる人材や専門職の育成、それらの人材の専門性をしっかりと活かせるような体制・仕組みづくりが必要です。
- ・市や専門職と、市民が協力して課題解決に取り組めるよう、連携・協力の体制づくりが求められています。

**【基本目標 4】 市民が集い、交わるまち**

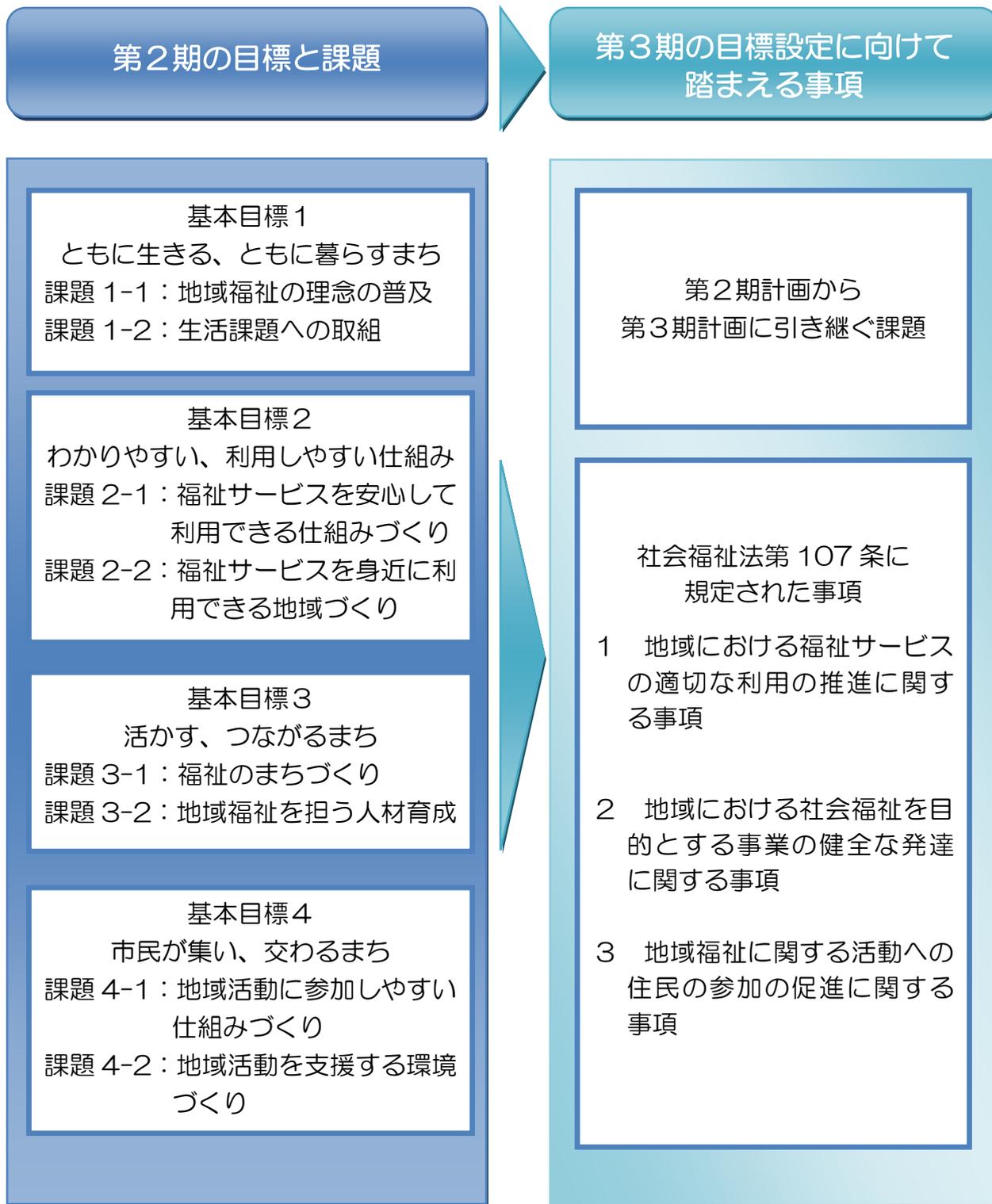
**【課題 4-1】 地域活動に参加しやすい仕組みづくり**

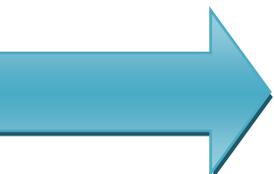
**【課題 4-2】 地域活動を支援する環境づくり**

- ・ボランティア活動や地域活動に参加したいと考えている市民が、必要な情報を得られるようにすることが必要です。
- ・活動への参加のきっかけとして、「ボランティアポイント制度」など新しい仕組みの導入も含め、参加を促す取組を検討することが求められています。

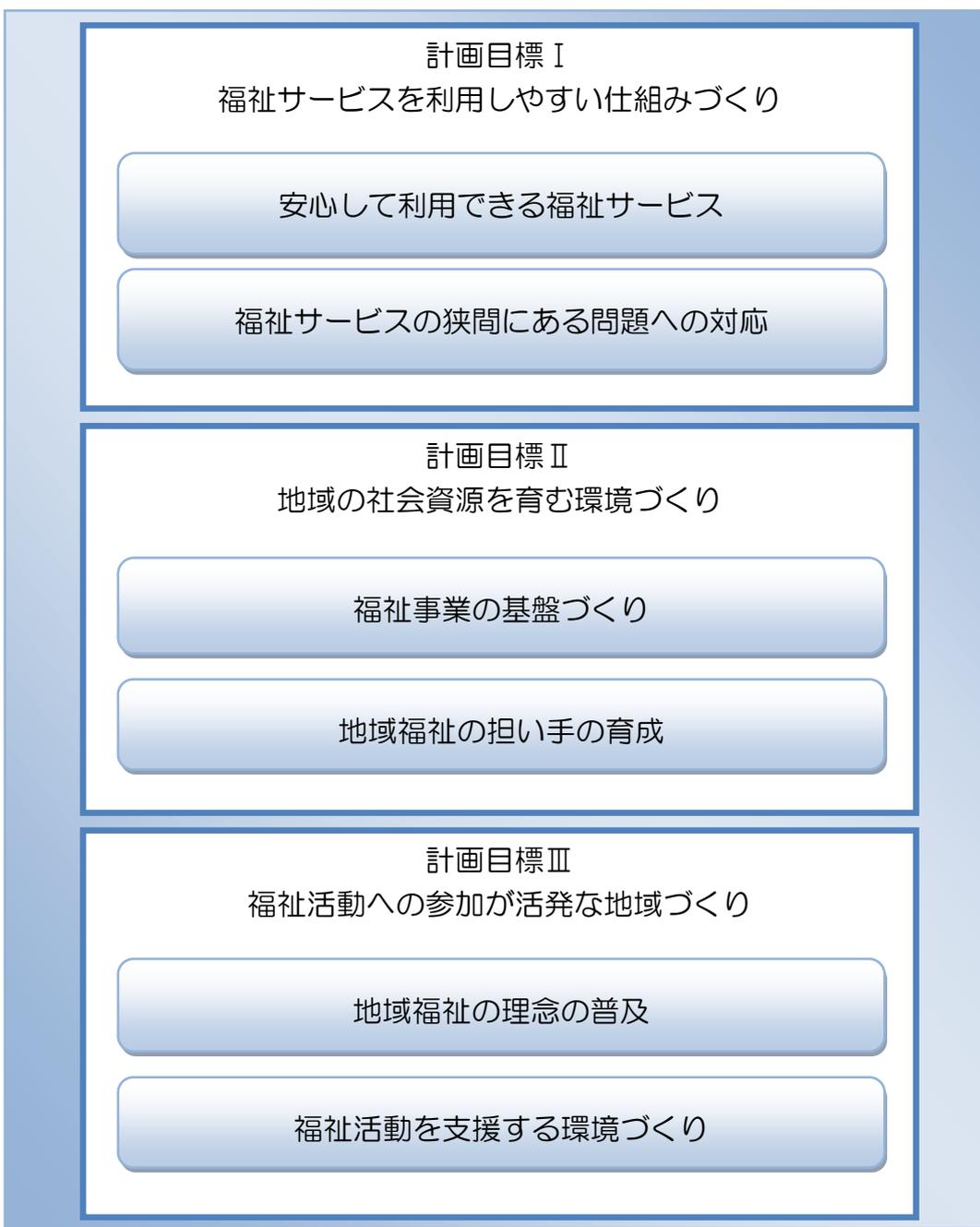
(2) 第2期の課題を踏まえた第3期の目標設定

(1) で整理した第3期計画に引き継ぐ課題及び社会福祉法第107条に規定された地域福祉の推進に関する3つの事項を踏まえて、第3期の計画目標を設定しました。





## 第3期の目標



## 第Ⅳ章 基本方針

### Ⅳ－１ 基本理念

#### 基本理念

#### あったかみのあるまち 「ちとせ」

市民みんなが主役となり、お互いに支え合いながら  
どんなときも安心して暮らし続けられる  
あったかみのあるまちを実現します

互いに声をかけ合い、出会い、交流し、あたたかみのある豊かな人間関係の中で、さみしさや孤独を感じることなく、安心して笑顔で暮らし続けられるまちをつくりま

す。  
世代や性別、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性や人間性が尊重されるまちにします。

どのような立場や状況にある市民も、差異や多様性を認め合い、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、市民全体が連帯して包み支え合うというソーシャル・インクルージョンの考え方を地域に根付かせます。

地域の誰もが、ともに支え合って地域をつくりあげる大切な一員であり、「私たちは千歳市民です」と自慢できるような、あたたかいまちづくりを進めます。

まち全体に「支え合いの輪」を広げ、たった一人の小さな声でも、必要な場所や人に届くようなネットワークを築きます。

市民一人ひとりが、自分らしく、充実した生活を送ることができるまちをめざします。

---

ソーシャル・インクルージョン：厚生省（現・厚生労働省）に平成 12 年 7 月に設置された「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」が、平成 12 年 12 月に発表した報告書では、「今日的な『つながり』の再構築を図り、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある」と、新しい社会福祉の基本理念として位置づけています。

## IV-2 計画目標

### (1) 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

市民が、必要な時に適切に福祉サービスの情報を入手し、利用できるまちを実現します。個々の暮らしに合わせ、市民同士の助け合いや行政サービス、民間のサービスなど、さまざまなサービスの中から、自分が必要としているものを選ぶことができるようにするとともに、今ある福祉サービスをよりわかりやすく、利用しやすくします。

地域の中には、「困っている」と助けを求めることが難しい方や、支援が必要なのに福祉サービスと結びついていない方がいます。市民、事業者、市のそれぞれがアンテナを磨き、地域の中で困っている人を見つけて、支援の輪へとつないでいくネットワークをつくります。

### (2) 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり

地域福祉に関わる人材や情報、サービス等の社会資源の質を高め、ソフト・ハードの両面から社会資源へのアクセスが容易な「福祉のまちづくり」をめざします。

市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、協力し合いながら福祉のまちづくりを推進し、大きな災害に見舞われるなど困難な状況にあっても、必要なサービスや手助けが行き届くようなまちにします。

### (3) 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり

誰もが安心して暮らし続けられるまちをつくることは、市民一人ひとりの大切な役割です。地域福祉の考え方や大切さを理解して、誰もが主体的に地域福祉に関わることができるまちをめざします。

千歳に暮らす市民一人ひとりが勇気ある一歩を踏み出し、自分のできることから取り組むことができるよう、必要な情報や仕組みを整えます。

また、町内会・自治会などのコミュニティ活動を推進し、地域福祉の理念の普及啓発をとおして、さまざまな活動が地域で広がりをもって活発に実践されるよう促進します。

### IV-3 計画の体系

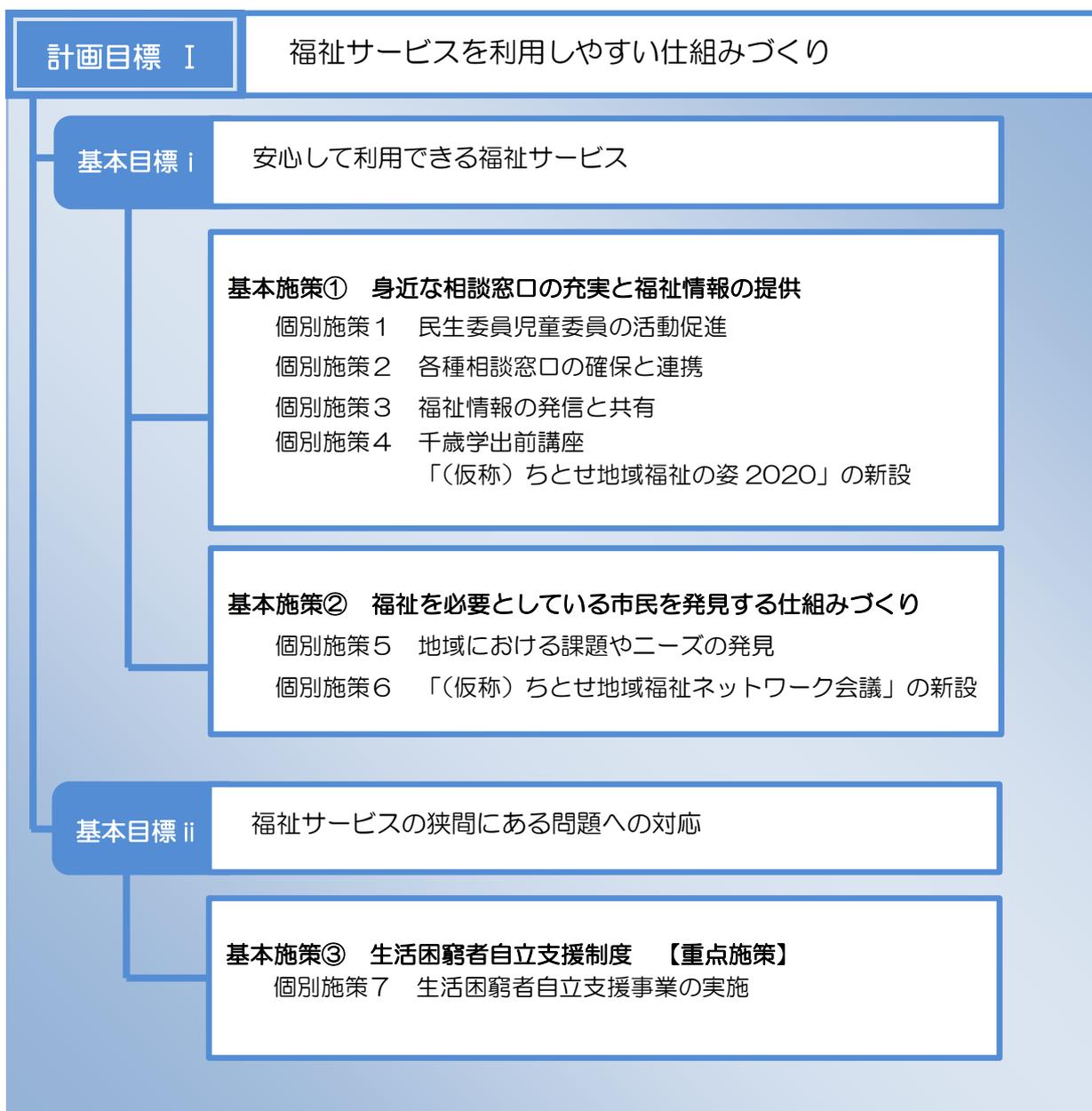


※基本施策の【重点施策】は、国の動向や「ちとせ地域福祉市民会議」において活発に議論された内容を基に設定しています。

基本施策	
具体的施策（例）	
基本施策① 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員の活動促進</li> <li>・千歳学出前講座「(仮称)ちとせ地域福祉の姿 2020」の新設 など</li> </ul>
	基本施策② 福祉を必要としている市民を発見する仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)ちとせ地域福祉ネットワーク会議」の新設 など</li> </ul>
基本施策③ 生活困窮者自立支援制度 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援事業の実施</li> </ul>
基本施策④ ユニバーサルデザインによるハード基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)ちとせ社会資源マップ」の作成 など</li> </ul>
基本施策⑤ 災害時における避難行動要支援者の支援 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者にかかる名簿の作成 など</li> </ul>
基本施策⑥ 福祉事業者の育成と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千歳市社会福祉協議会との連携強化 など</li> </ul>
基本施策⑦ コミュニティ・ソーシャル・ワークの調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)地域福祉コーディネーター」の研究 など</li> </ul>
基本施策⑧ 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラム、勉強会、千歳学出前講座などの学習機会の提供 など</li> </ul>
基本施策⑨ 虐待防止と権利擁護の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人養成の推進 など</li> </ul>
基本施策⑩ 町内会・自治会などのコミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)現代版・寺子屋」の実施 など</li> </ul>
基本施策⑪ ボランティアの支援 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティアポイント制度」の導入 など</li> </ul>

## 第V章 施策の展開

### V-1 計画目標 I 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり



## (1) 基本目標 i 安心して利用できる福祉サービス

すべての市民が、制度やサービスを十分に理解して、必要に応じてサービスを利用できる仕組みづくりを進めます。身近な相談相手や専門職による相談窓口など、困った時に相談できる場所や人材を整えて明示するとともに、安心して相談できるよう、市民の気持ちに寄り添った対応を行います。

専門職や市がその専門性を高め、また、市民や町内会などとの連携・情報交換のネットワークを整えることで、福祉サービスを必要としている市民を確実にサービスにつなげる仕組みをつくりまします。

### ● 基本施策① 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供

困りごとを抱えている市民が相談できる場として、民生委員児童委員<sup>1-①</sup>や福祉委員<sup>1-②</sup>を中心とした身近な地域における相談先、地域包括支援センター<sup>1-③</sup>など日常生活圏域<sup>1-④</sup>や中学校区レベルの相談窓口、市役所や社会福祉協議会など全市レベルの相談窓口など、地域における相談窓口を重層的に整えます。高齢者、障がい者、子育て分野における既存の相談窓口同士が情報交換・情報共有を行う体制づくりを進め、どの窓口でキャッチした相談ごとも、必要な機関につないで対応できるようにします。

すべての市民が自分の困りごとを相談できる場があることを知り、どのような福祉サービスがあるのかを理解できるよう、引き続き「保健福祉サービス総合ガイドブック」や市のホームページによる周知を継続するとともに、地域福祉推進員<sup>1-⑤</sup>による「出前講座」など、地域に出向いての丁寧な説明機会を設けます。

- 
- 1-① 民生委員児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。民生委員児童委員は、地域の状況をよく把握していて、地域福祉活動への熱意があるなどの要件を満たす方が委嘱されます。自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、市民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしています。
- 1-② 福祉委員：町内会や民生委員児童委員などからの推薦を受け、社会福祉協議会から委嘱されて地域の福祉活動を実践する方であり、平成 25 年度の千歳市の設置状況は、105 町内会、877 人です。
- 1-③ 地域包括支援センター：地域包括支援センターは、介護保険法に定められた施設です。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種チームアプローチにより、市民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。
- 1-④ 日常生活圏域：介護保険事業計画において、市町村ごとに定められる地域の範囲です。地理的条件や人口、交通事情などを勘案し、市民が日常生活を営んでいる地域を定めます。日常生活圏域においては、医療や介護、生活支援サービスなどが必要となった時、おおむね 30 分以内にそれらのサービスが提供されることをめざしています。
- 1-⑤ 地域福祉推進員：千歳市が独自に配置している、地域福祉推進のための業務を担当する非常勤職員です。第 2 期計画における主な業務は、計画の進捗確認、フォーラムや勉強会の開催準備、保健福祉サービス総合ガイドブックの更新などを行いました。

### 個別施策1：民生委員児童委員の活動促進

千歳市には、214人（定数：216人、平成27年1月1日現在）の民生委員児童委員が配置されており、もっとも身近な相談窓口として市民の生活状態の把握や相談、福祉事業者や活動団体との連携、関係行政機関の業務への協力などを職務として、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。

地域における民生委員児童委員の活動を支援するため、福祉サービスや制度、ボランティア等の情報提供や地区協議会及び連絡協議会における研修会の充実を図ります。

【実施時期】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
● 				

※個別施策のうち、ちとせ地域福祉市民会議で提案された内容や施策の実施に向け調査や準備を要するものについては、枠で囲み、実施時期を明記しています。なお、実施時期の予算を確約するものではありません。

### 個別施策2：各種相談窓口の確保と連携

地域子育て支援センター（市内10か所）、地域包括支援センター（市内5か所）、障がい者総合支援センター（市内1か所）など、困りごとの内容に応じた身近な相談窓口の確保と機能充実を図ります。

また、市の組織を含め、相談機関の横断的な連携を進め、消費生活相談、法律相談、就労相談など適切な機関に確実につなぎ、アフターフォローの行き届いた市民相談の支援体制を構築します。

### 個別施策3：福祉情報の発信と共有

地域で安心して生活するために必要な福祉情報を整理し、福祉・保健・医療などの各種サービスに結び付けることができるよう横断的な活用に努めます。

また、福祉情報の発信は、市のホームページや回覧板など年代や生活スタイルなどの違いに応じた手段を用いて、広く市民に浸透するよう工夫します。

さらに、提供しているサービスなど地域の社会資源に関する情報の共有を図るため、民生委員児童委員や町内会などへの情報提供に努めます。

情報の共有に際しては、プライバシーの尊重と個人情報の適切な取り扱いに対する正しい理解の普及啓発を進めます。

**個別施策4：千歳学出前講座「(仮称)ちとせ地域福祉の姿 2020」の新設**

地域福祉推進員による出前講座を新設し、町内会・自治会や民生委員児童委員、PTAやクラブ、サークルなどの小単位・小グループにおける勉強会を実施し、地域の隅々まで福祉情報を共有できるよう提供に努めます。

**【実施時期】**

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
● 				

**● 基本施策② 福祉を必要としている市民を発見する仕組みづくり**

「困っている」と助けを求めることが難しい市民がいます。地域で共に暮らす市民や、既存の福祉サービスを提供している事業者など、さまざまな立場でアンテナを磨いて、自ら相談窓口に来ることが難しい市民を発見し、適切な機関につなぐ仕組みを構築します。

**個別施策5：地域における課題やニーズの発見**

民生委員児童委員や福祉委員、町内会などによる活動、近所同士の見守り・安否確認活動などを通じて把握された地域の課題やニーズを適切な関係機関へつなぐ道筋を明確にするとともに、民生委員児童委員連絡協議会、社会福祉協議会、町内会連合会などの各組織内で広く共有し、地域における課題解決に向けた検討に活用します。

**個別施策6：「(仮称)ちとせ地域福祉ネットワーク会議」の新設**

福祉分野の第一線で業務に従事している方や地域に密着した活動を行っている方など実務レベルにおける情報交換を行う場を設置します。

市民や町内会、民生委員児童委員、福祉委員、教育機関、子育て分野・高齢者分野・障がい者分野などの福祉事業者などが、日ごろから交流しネットワークを構築することで、多様な地域課題に対応できる体制を整えます。

**【実施時期】**

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
● 				

(2) 基本目標 ii 福祉サービスの狭間にある問題への対応

社会経済状況の変化により、今ある福祉制度だけでは対応が難しい新たな課題が顕在化しています。非正規労働者やニート<sup>2-①</sup>、ひきこもり<sup>2-②</sup>など、いろいろな理由で十分な収入を得られず、自立した生活が難しい方たちがいます。

平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」がスタートします。この制度では、課題を抱えた市民を早期に見つけ出し、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行うことで、対象者の自立した地域生活を促します。また、生活困窮者支援を通じて、関係機関の連携や新たな社会資源の創出など、地域づくりに取り組みます。

● 基本施策③ 生活困窮者自立支援制度 【重点施策】

**個別施策7：生活困窮者自立支援事業の実施**

【実施時期】				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
● 				

**【生活困窮者の把握】**

市の保健福祉（高齢、障がい、子育てなど）、年金・保険、就労、租税等の関係部署が連携し、どの部署でも相談に訪れた生活困窮者を見逃さず、適切な相談先につなぐ庁内体制を構築します。

市や事業者、ハローワーク、学校や地域など、千歳市内のあらゆる機関が密接に連携して生活困窮者支援に取り組むため、適切に生活困窮者の情報を共有できるルールづくりを行います。

**【生活困窮者自立支援制度により実施する事業】**

生活困窮者自立支援制度では、市が必ず実施しなければならない「必須事業」と、任意で実施できる「任意事業」があります。

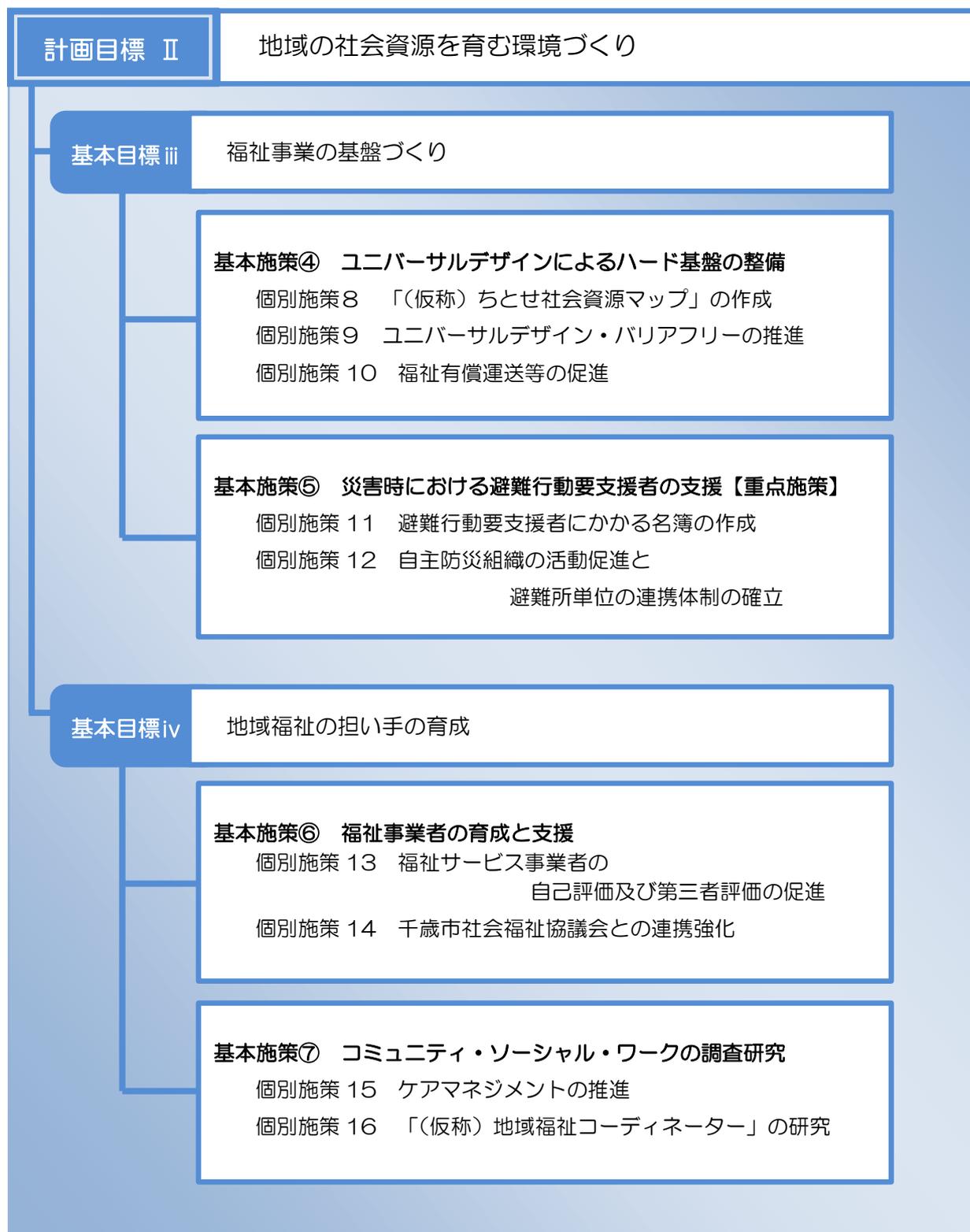
千歳市では、任意事業として「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」「子どもの学習支援事業」を段階的に実施する予定です。

2-① ニート：国では、総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方を、いわゆるニートとして定義しています。

2-② ひきこもり：厚生労働省では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のことを、ひきこもりと定義しています。

<p style="text-align: center;"><b>必須 事業</b></p>	<p><b>自立相談支援事業：</b> 生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える課題を全体として受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認したうえで支援計画を策定します。 また、支援計画に基づく様々な支援を開始後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、適切な就労支援など、本人の自立までを包括的・継続的に支えます。</p> <p><b>住宅確保給付金：</b> 自立相談支援事業の支援を希望した生活困窮者の中で、離職により住宅を失った者や住宅を失うおそれのある者に対して、家賃相当の住宅支援給付金（有期）を支給しながら就労支援を行います。</p>
<p style="text-align: center;"><b>任意 事業</b></p>	<p><b>就労準備支援事業：</b> 基礎的な生活能力やコミュニケーション能力などに課題があり、通常の就職活動等により仕事に就くことが難しい生活困窮者に対して、規則正しい生活を送るなどの日常生活自立、社会生活自立の段階から、一般就労に向けた準備としての訓練を行います。</p> <p><b>一時生活支援事業：</b> 住居のない生活困窮者に対して、居住先を確保するまでの一時的な衣食住の提供を行い、生活保護制度や自立相談支援事業の活用等により安定した生活を営めるまでの支援を行います。</p> <p><b>家計相談支援事業：</b> 失業や債務を抱える生活困窮者に対して、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付等のあっせん等を行います。</p> <p><b>子どもの学習支援事業：</b> 生活保護受給者を含めた生活困窮者世帯の小・中・高校生を対象に、勉強する場を設けて学力向上をめざした学習支援を行い、生活困窮者世帯の子どもが将来生活に困窮しないよう負の連鎖を断ち切ることを目的として実施します。</p>

## V-2 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり



## (1) 基本目標 iii 福祉事業の基盤づくり

誰もが気軽に外出できるよう、公共交通機関<sup>3-①</sup>や道路整備など、バリアフリー<sup>3-②</sup>・ユニバーサルデザイン<sup>3-③</sup>化について、さらなる取組を進めます。

また、災害時においても必要な人に必要な支援が行き渡るような仕組みについて、町内会などの地域組織と連携しながら整備するなど、安心して生活できる基盤づくりを進めます。

### ●基本施策④ ユニバーサルデザインによるハード基盤の整備

高齢者や障がい者、妊娠している女性、子どもなど、すべての市民が安全に安心して暮らせるよう、公共施設や公園、道路などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインの導入を推進します。民間施設についても事業者の理解と協力を得ながら、誰もが気軽に外出し、活動・交流できるまちづくりを進めます。

#### 個別施策8：「(仮称)ちとせ社会資源マップ」の作成

「(仮称)ちとせ社会資源マップ」を作成し、「保健福祉サービス総合ガイドブック」(年1回発行)に収録します。

「(仮称)ちとせ社会資源マップ」には、道路、公園、施設における段差解消や多目的トイレ、スロープの設置などのバリアフリー情報はじめとして、子育て・高齢・障がい・就労など、市・民間の種別を問わず、あらゆる社会資源の情報を掲載します。

掲載する社会資源の情報については、庁内各課への照会に加え、関係機関等が把握している情報についても収集してマップの更新に役立てるとともに、市全体のユニバーサルデザイン推進にかかる課題を把握します。

#### 【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
● 				

3-① 公共交通機関：鉄道やバス、飛行機など、不特定多数の人が利用する交通機関のことをいいます。

3-② バリアフリー：障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁を取り除くという意味で用いられることが多いです。より広く障がいのある人や高齢者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

3-③ ユニバーサルデザイン：1990年代頃から、アメリカの建築家であり工業デザイナーであった故ロン・メイス氏によって提唱された概念であり、製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるように、初めから考えてデザインするという考え方のことです。

### 個別施策9：ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

年齢や障がいの有無にかかわらず、より多くの市民が安全で快適に生活できるユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

民間建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づく整備の指導を行い、市営住宅や学校、コミュニティセンターなどの公共施設や公園・道路の整備にあたっては、各基準などに沿って段差解消や使いやすいトイレの設置等を推進します。

### 個別施策10：福祉有償運送<sup>3-④</sup>等の促進

市民の誰もがが必要な場所、行きたい場所に出かけられるよう、市民ニーズを踏まえ、事業者と連携して利便性と公共性、経済性のバランスのとれた交通ネットワークの充実を図り、福祉有償運送の促進や公共交通機関等の確保に努めます。

## ●基本施策⑤ 災害時における避難行動要支援者の支援【重点施策】

日本は、阪神・淡路大震災（平成7年）、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）を経験し、近年は大雨や台風等による土砂災害や洪水など大きな災害が頻発しています。

普段から、高齢者や障がい者、乳幼児のいる世帯など支援を必要とする方々の状況を把握して、災害時にはどのように支援するかを地域全体で情報共有することが重要です。

千歳市地域防災計画に合わせ、要支援者名簿（台帳）の整備を図るとともに、災害が発生した場合に避難所（福祉避難所<sup>3-⑤</sup>含む）における支援や体制を平常時から準備を進めます。

3-④ 福祉有償運送：法人等が要介護者や身体障がい者等に対して、実費の範囲内で自動車を使用してドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービスのことをいいます。

3-⑤ 福祉避難所：千歳市では、避難生活が長期にわたる場合に、介護が必要な方、障がいのある方など、収容避難所（52か所）での生活が困難な方を対象に開設する避難所のことをいいます。

**個別施策 11：避難行動要支援者にかかる名簿の作成**

災害時に支援を必要とする方の名簿（避難行動要支援者名簿及び個別台帳）について、本人の同意や町内会の理解を得て整備を進めます。また、これら名簿に記載されている個人情報等を、必要な機関が適正に利用するよう、個人情報の取り扱いについて、適切な管理に努めます。

**【実施時期】**

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
● 				

**個別施策 12：自主防災組織<sup>3-⑥</sup>の活動促進と避難所単位の連携体制の確立**

地震や大雨、土砂崩れなどの大きな災害が発生したとき、その被害を最小限のものとするためには、普段から地域において減災・防災活動に取り組むことが重要です。

防災訓練や出前講座をとおして、町内会などにおける自主防災組織の結成を促進するとともに、学校や消防、社会福祉協議会などの関係機関との連携を推進します。

また、災害時における庁内の体制を確認するとともに、避難所ごとの運営体制について町内会などと協議して、緊急時には速やかに対応できるよう準備します。

3-⑥ 自主防災組織：自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行います。災害対策の最も基本となる法律である「災害対策基本法」においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条 第2項）として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されています。

(2) 基本目標 iv 地域福祉の担い手の育成

社会福祉協議会をはじめとする地域の「核」となる団体や、福祉に関わる専門職などの人材育成、それらの人材の専門性をしっかりと活かせるような体制・仕組みをつくりまします。

また、市や専門職と、地域住民が協力して課題解決に取り組めるよう、連携・協力の体制づくりを行います。

●基本施策⑥ 福祉事業者の育成と支援

地域福祉の理念を定着させるためには、地域活動の実践者や専門職による積極的な働きが求められます。市民の福祉活動に対する支援、専門的な知識に裏打ちされた対応、必要に応じて連携体制を構築しての支援など、市民のニーズや課題を的確に把握し、気持ちに寄り添った支援ができる人材や事業者の育成に努めます。

特に社会福祉協議会は、千歳市における地域福祉活動を担う主たる機関であり、千歳市がめざす地域福祉の姿をしっかりと共有したうえで、必要な取組を行います。

個別施策 13：福祉サービス事業者の自己評価及び第三者評価の促進

社会福祉法人が自ら提供する福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択に資する「第三者評価」及び「自己評価」について、市内の法人事業者に対し制度趣旨の理解と実施の啓発に努めます。

また、市民が信頼できる福祉サービスの提供には、事業者の透明性の高い経営状況や事業内容の公開が重要であり、市は公表された情報を市のホームページや保健福祉サービス総合ガイドブックを活用し市民周知に努めます。

個別施策 14：千歳市社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉活動を行うための中核的組織であり、市民団体に対する活動の場・情報交換の場の提供や、ボランティア活動、人材育成など、地域と関わる重要な活動をしています。

千歳市と社会福祉協議会の連携強化により、地域福祉にかかる担い手の育成に取り組まします。

【実施時期】



### ●基本施策⑦ コミュニティ・ソーシャル・ワーク<sup>4-①</sup>の調査研究

地域福祉の実現のためには、困りごとを抱えている市民を把握し、その市民に必要なサービスや支援を見極めて地域にあるサービスや社会資源を結びつけたり、既存の制度や支援機関の役割を調整し、また、必要に応じて新しいサービスを開発していくといった活動を、総合的に進める必要があります。

このような「コミュニティ・ソーシャル・ワーク」活動は、千歳市において十分に実践されているとはいえません。コミュニティ・ソーシャル・ワークの実践には専門的な知識が必要であり、人材の発掘を含めた調査研究を進めます。

### 個別施策 15：ケアマネジメント<sup>4-②</sup>の推進

高齢者支援分野では、介護保険制度において介護支援専門員によるケアマネジメントに基づきケアプランを作成し、サービス提供を行うこととなっています。また、障がい者支援分野では、障害者自立支援法（平成 18 年度施行、平成 25 年度より障害者総合支援法）により、法における自立支援給付を行う場合に、ケアマネジメントの仕組みを導入しています。さらに、平成 27 年度からスタートする生活困窮者自立支援制度においても、「相談支援プロセス」としてケアマネジメントの仕組みに基づき支援が行われます。

このように、福祉にかかる各分野においてケアマネジメントの推進が地域福祉の重要な手法として位置付けられています。地域において福祉サービスを提供する専門機関が、ケアマネジメントの必要性と重要性を十分に理解して、地域福祉の実践にケアマネジメントの手法を積極的に取り入れるよう働きかけます。

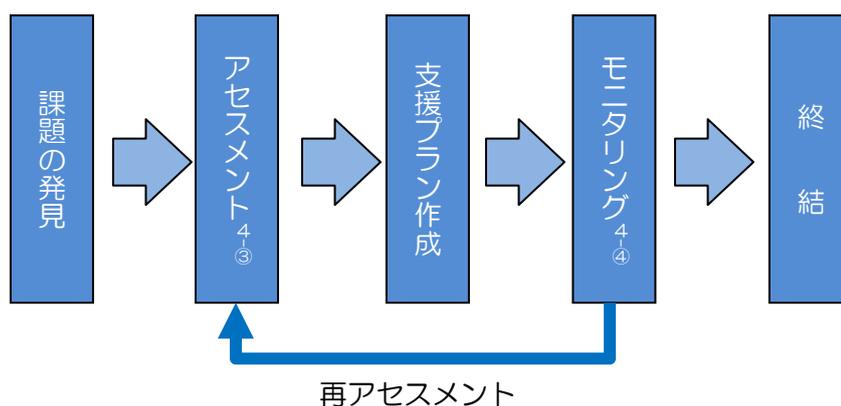
それぞれの専門機関がケアマネジメントを適切に実施することを通じて、千歳市全体の地域福祉の向上をめざします。

---

4-① コミュニティ・ソーシャル・ワーク：困りごとを抱えている個人を把握し、必要な支援を見極めて社会資源と結びつけたり、新しいサービスを開発していくなどの活動をいいます。個人に対する支援にとどまらず、広く地域社会への働きかけを通じて、地域福祉の実現をめざします。

4-② ケアマネジメント：利用者や家族の希望を尊重しながら、保健・医療・福祉・就労など地域のさまざまな社会資源と連絡・調整することにより、一人ひとりの生活に必要なサービスを適切かつ効率的に提供するための手法です。

図表V-2-1 ケアマネジメントのプロセス



### 個別施策 16：「(仮称) 地域福祉コーディネーター<sup>4-⑤</sup>」の研究

コミュニティ・ソーシャル・ワークを実践する専門職「(仮称) 地域福祉コーディネーター」の育成と配置について研究します。

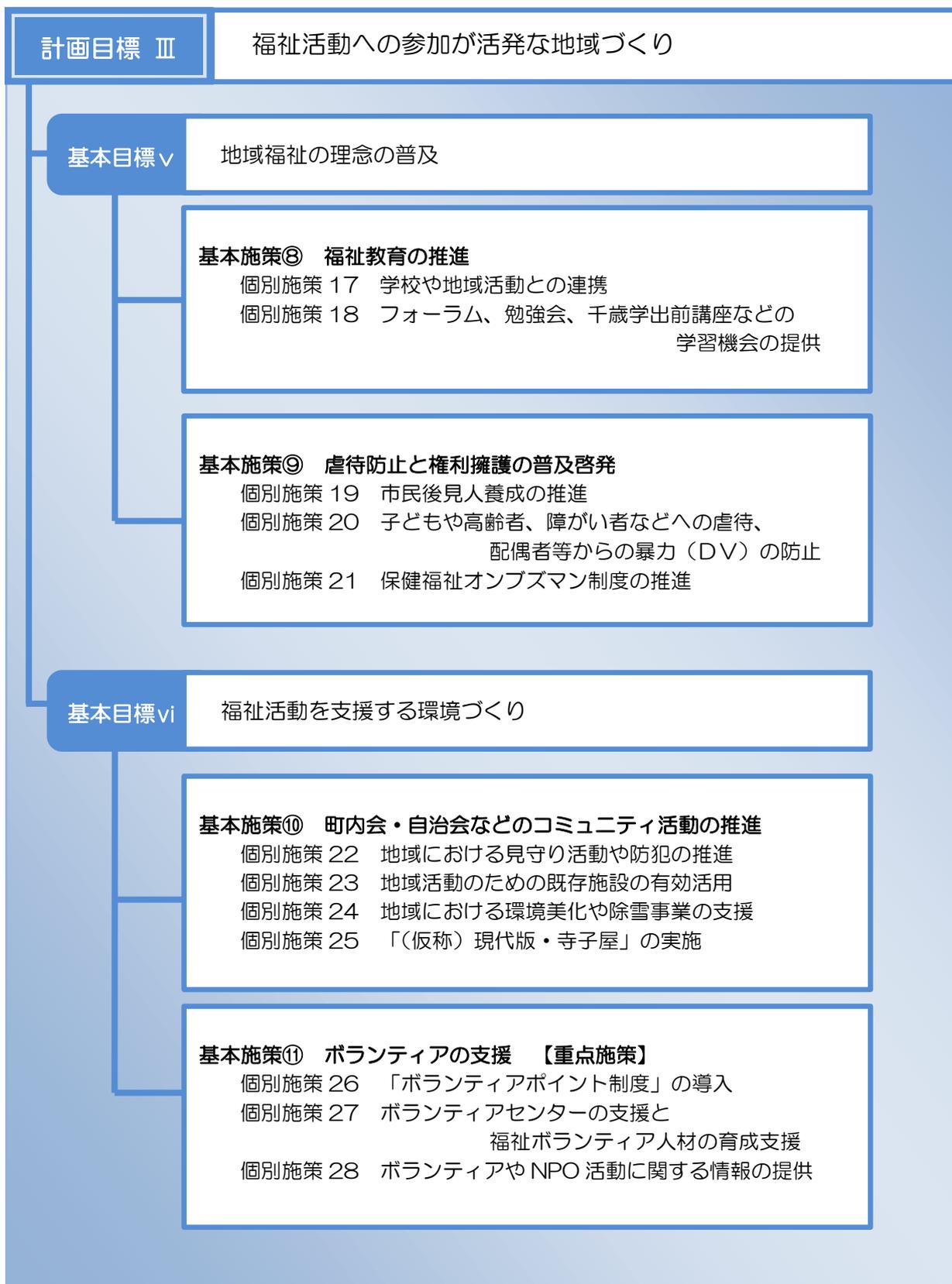
将来的には、「(仮称) 地域福祉コーディネーター」を、日常生活圏域や中学校区などの範囲を設定して配置することをめざします。

4-③ アセスメント：一般的には環境分野において使用される用語ですが、福祉分野では、困りごとを抱えている方について正しく知るために、その状況を包括的に把握（情報収集）し、対応すべき課題をとらえて、背景や要因を分析し、解決の方向を見定める手続きのことをいいます。

4-④ モニタリング：利用者支援のために定めた支援プランについて、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、また、支援により目標が達成しているかなどについて、状況を確認（モニター）することをいいます。モニタリングの結果、必要に応じてプランを見直します。

4-⑤ 地域福祉コーディネーター：地域において、地域の課題やニーズを発見し、必要な機関やサービスにつないでいく、地域生活を支えるネットワークの中心を担う人材です。

### V-3 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり



(1) 基本目標 v 地域福祉の理念の普及

市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深め、自分たちのまちをつくる大切な役割として積極的に地域活動に参加できるような取組を進めます。

どのような状況にある市民も、お互いの価値観を認め、尊重し合いながら暮らし続けられるまちを実現するため、すべての人にとって福祉は「自分自身の問題」であるという意識の醸成を図ります。

●基本施策⑧ 福祉教育の推進

ソーシャル・インクルージョンとは、基本理念にも掲げているとおり、貧困や失業に陥った方や障がいのある方、ホームレスの状態にある方などに対して、地域社会の中で差異や多様性を認め合い、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、市民全体が連帯して包み支え合うという考え方です。

地域福祉の実践にあたっては、ソーシャル・インクルージョンの考え方を地域全体で共有して取り組むことが重要です。家庭や地域、学校など、さまざまな場面において、どのような立場や状況にある市民についても、ともに支え合って地域をつくりあげる一員であるという考えの定着をめざし、教育・啓発活動を行います。

個別施策 17：学校や地域活動との連携

子どもから高齢者まで市民が地域福祉の考え方を理解し、地域社会の一員として、また、地域社会の担い手として積極的に福祉活動に参加できるよう、学校や地域組織と連携しながら福祉教育の充実を図ります。

総合的な学習の時間を活用し、地域福祉について市民とともに考える機会をつくるなど、市民と学校が協力して福祉教育に取り組みます。

個別施策 18：フォーラム、勉強会、千歳学出前講座などの学習機会の提供

社会福祉協議会との共催による「地域福祉フォーラム」（年1回）の開催、「地域福祉勉強会」（年2回）の開催、地域福祉推進員による千歳学出前講座「(仮称)ちとせ地域福祉の姿2020」（新設、47ページ「個別施策4」参照）の開催等を通じて、市民が地域福祉の理念について理解を深める機会を設けます。

【実施時期】



### ●基本施策⑨ 虐待防止と権利擁護の普及啓発

子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力（DV<sup>5-①</sup>）、学校や職場でのいじめやパワーハラスメント<sup>5-②</sup>など、社会的に弱い立場にある方々に対する肉体的・精神的暴力が問題となっています。保健福祉や教育などの各分野において、弱者に対する暴力を防止するための法律の制定や仕組みづくりが行われていますが、困難な状況にある市民を見つけた時には、市民誰もが適切な機関に連絡・情報提供ができるよう、制度等の周知を進めます。

一人ひとりの市民が、家族や組織、地域の中の大切な一員として認められ、自分自身が望む暮らしを地域で続けられるような取組を推進します。

#### 個別施策 19：市民後見人<sup>5-③</sup>養成の推進

認知症高齢者や障がい者など判断能力が不十分な方々に対して、親族や法律の専門職等が支援を行う成年後見制度<sup>5-④</sup>があります。成年後見対象者として、認知症高齢者 462 万人（平成 25 年度厚生労働省調査）、知的障がい者 41 万人（18 歳以上、平成 25 年版障害者白書）、精神障がい者 301.1 万人（20 歳以上、平成 25 年版障害者白書）に対し、成年後見利用者は 17.7 万人（平成 25 年最高裁判所調査）であり、現状の利用率は低水準にあります。

しかし、成年後見制度の必要性は今後ますます増えることが予想され、親族や専門職による後見人だけでなく、十分な知識を持った市民による後見人を養成し、支援体制を整えることが重要です。

支援を必要とする方が、身近な地域の後見人による支援を受けて生活できるよう、市民後見人の養成を推進します。

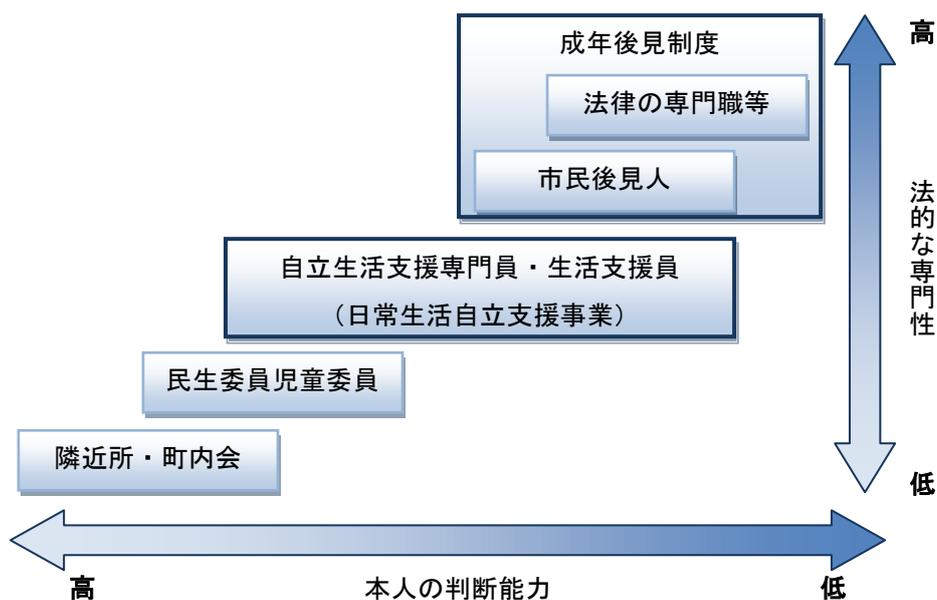
また、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業<sup>5-⑤</sup>」を担う自立生活支援専門員や生活支援員と連携して、きめ細かな地域生活支援を実践します。

5-① DV（ドメスティック・バイオレンス）：一般に、配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあった者から振られる暴力という意味で使用されます。

5-② パワーハラスメント：一般に、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、それを受けた就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用について不安を与えることを指すといわれています。

5-③ 市民後見人：成年後見制度に基づき、判断能力の不十分な方々の財産管理や契約などについて支援する役割を担います。法律などの専門職ではなくても、家庭裁判所からの選任を受けた場合は、市民が後見人となることができます。

図表V-3-1 判断能力が不十分な方々への支援（イメージ）



5-④ 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

5-⑤ 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方々のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

### 個別施策 20：子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力（DV）の防止

子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力（DV）を防止するため、関係機関との連携を強化し、虐待等を早期に発見し対応するための仕組みを整えます。

### 個別施策 21：保健福祉オンブズマン制度<sup>5-⑥</sup>の推進

保健福祉サービスの公正な実施及び市民の権利利益の保護と福祉サービスの向上を図ることを目的として、市民の苦情に対して、違法又は不当な取り扱いがあれば、是正・改善を求めます。

## （2）基本目標 vi 福祉活動を支援する環境づくり

地域活動に参加したいと考えている市民が、必要な情報を得て、それぞれの状況に応じた活動に取り組むことができるようにします。

町内会活動やボランティア活動などの地域活動が活発に行われる地域をめざし、日々の活動や交流を通じて、地域の中に支え合いの輪を広げます。

### ●基本施策⑩ 町内会・自治会などのコミュニティ活動の推進

町内会・自治会は、もっとも基礎となる地域活動の範囲です。近隣同士のあいさつや声かけ、見守りなどの身近な活動からはじまり、それぞれの町内会・自治会独自の活動や町内会同士の連携による取組へ広く展開するよう促進します。

また、学校のPTAやボランティア団体、有志のサークルなどの地域におけるさまざまな団体やグループが、活発にコミュニティの形成につながる活動を実践できるよう支援を行います。

### 個別施策 22：地域における見守り活動や防犯の推進

近年、窃盗や強盗事件等の犯罪や児童を巻き込んだ犯罪が全国的に多発しており、千歳市においても不審者情報が寄せられるなど児童等の安全確保を図る取組が一層求められています。

今後も町内会をはじめとする地域組織による積極的な見守り活動や地域防犯活動の取組を全市的に推進します。

5-⑥ 保健福祉オンブズマン制度：福祉の分野で、市民に代わって、その利益を守るために行動する代表者又は代理人のことです。千歳市では、市長の附属機関として、市民から申し立てのあった保健福祉サービスに関する苦情等について調査し、必要に応じて関係機関に改善や是正を勧告するなどの対応を行います。

**個別施策 23：地域活動のための既存施設の有効活用**

町内会館やコミュニティセンターなどの既存の施設について、地域住民が主体的に活動を行うための拠点として、市民が身近に子育てや介護予防のサロン事業などを展開できるよう積極的な有効活用を促進します。

**個別施策 24：地域における環境美化や除雪事業の支援**

地域における花植え、清掃活動、資源回収、除雪作業などは、日常生活に密着した交流の機会です。市民が主体となった住みよい地域づくりのための活動を支援します。

また、冬期においても安心して暮らせるよう、自力での除雪が困難な高齢者や障がい者に対する除雪支援サービス事業や町内会などへの除雪機・排雪用ダンプの無料貸出事業の実施を促進します。

**個別施策 25：「(仮称) 現代版・寺子屋」の実施**

コミュニティ活動の活性化を図るため、世代間の交流を図る場として「(仮称) 現代版・寺子屋」を復活・設置します。

寺子屋は、江戸時代、庶民に対して読み・書き・そろばんなどを教える場でした。

現代において、経験や知識の豊富な高齢者と学習や体験が必要な子どもたちとの世代間交流の場が求められています。

元気な高齢者の居場所となり役割を發揮できる場、そして地域全体で次世代を担う子どもを育てる場として活用します。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
			●	→

## ●基本施策⑪ ボランティアの支援【重点施策】

地域活動に参加したい、ボランティア活動に取り組みたいと考えても、自分が参加できる活動の内容や時間帯、活動頻度の情報が得られないことがあります。こうした情報不足が、活動参加へのハードルとなっている状況があります。市民の地域活動へのハードルを下げするため、千歳市社会福祉協議会やボランティア団体等と連携した取組を行い、市全体にボランティア意識が醸成されるよう活動を支援していきます。

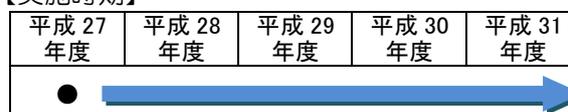
### 個別施策 26：「ボランティアポイント制度」の導入

市民がボランティアを始めるきっかけとして、「ボランティアポイント制度」の導入を検討します。

ボランティアポイント制度とは、ボランティア活動を行うことでポイントを貯め、貯めたポイントは換金のほか、福祉に役立てるための寄付や地域振興につながる商品等に交換することができるものです。

千歳市ではまず、65歳以上の高齢者を対象とし、介護予防や社会参加を目的とした「介護予防ボランティア」から開始します。第3期千歳市地域福祉計画の計画期間中に、社会福祉協議会のボランティアセンターと協働して、全年齢層を対象としたポイント制度へと拡大し、オール市民参加による活動推進をめざします。

#### 【実施時期】



### 個別施策 27：ボランティアセンターの支援と福祉ボランティア人材の育成支援

社会福祉協議会のボランティアセンターにおける活動情報掲示板などにより、支援を受けたい要請と支援をしたい希望を組み合わせる調整機能の強化や、個人・団体のボランティア登録の促進、さらにボランティア活動のリーダーやコーディネーターの育成を支援します。

### 個別施策 28：ボランティアやNPO活動に関する情報の提供

地域福祉の担い手として、市民が積極的に地域活動に参加できるよう、ボランティア、NPO活動に関する情報や企業による地域活動の情報について、「広報ちとせ」や千歳市社会福祉協議会の広報紙などを通じて、積極的に発信していきます。

幅広い層に情報を提供するため、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）<sup>6-①</sup>など、新しい手段による情報周知について検討します。

---

6-① ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）：登録された利用者同士が交流できる、インターネット上で展開されている会員制サービスです。インターネット上のサービスの中で、友人同士や同じ趣味を持つ人同士や近隣地域の住民が集まって、利用者同士で交流することができます。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

## 第Ⅵ章

## 計画の継続的な推進と評価

### Ⅵ－１ 市民・事業者・市の協働による計画の推進

地域福祉を推進するためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場で知恵を出し合い、力を発揮することが重要です。まず、さまざまな地域での課題解決のために、ともに手を携え解決策をみつけて行動することが、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現の第一歩です。

#### （１）市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、自らが地域を構成する一員であることを認識することが必要です。身近なところで何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉を実現することが期待されます。

#### （２）事業者の役割

福祉サービスの供給主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により総合的なサービスの提供に取り組むことが求められています。

また、地域の企業や商店などが、ユニバーサルデザインなど地域福祉に関わる考え方を取り入れて、地域社会の一員として活動することが求められています。

#### （３）市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努める必要があります。

市民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

また、市職員が常に市民意識を持ち、従来のやり方にとらわれることなく、市民の信頼を得ながら、ともに知恵と汗を出し合えるような「市民と協働できる職員」を育成する必要があります。

## VI-2 千歳市社会福祉協議会との連携による事業の推進

千歳市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。

本計画の基本理念や目標を実現させるためには、地域活動への幅広い市民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会が市民、ボランティア、福祉団体などと協働して役割を担うことが期待されます。

本計画は、千歳市社会福祉協議会が策定する「第6次地域福祉実践計画」と相互に連携しながら、計画に基づく施策の実現をめざします。

## VI-3 計画の進捗状況の把握と評価

本計画の施策を推進するため、庁内における進捗確認とともに、市民の代表で構成された「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、計画の評価や進捗状況について意見を聞くこととします。

また、委員会の結果は、ホームページなどを通じて市民に公表します。

## VI-4 財政基盤の確立

本計画を推進していくためには、それを支える財政基盤の確立が重要です。

施策の推進にあたっては、その費用対効果を十分に見極め、財源の配分と組織の運営を最も効率的・効果的に行っていくよう努めます。

## 資料編

---

資料 1	計画策定経過 .....	69
資料 2	ちとせ地域福祉市民会議提言書.....	70
資料 3	千歳市社会福祉協議会第 6 次地域福祉実践計画との連携 .....	96
資料 4	千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱 .....	100
資料 5	千歳市保健福祉推進委員会設置要綱 .....	103
資料 6	千歳市保健福祉推進委員会作業部会運営要領 .....	105
資料 7	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の 策定について（抜粋） .....	108



## 資料 1 計画策定経過

平成 26 年度

月 日	会議名等	内 容
6 月 18 日	第 1 回ちとせ地域福祉市民会議	会長・副会長選出、諮問 地域福祉研修会
7 月 3 日	第 2 回ちとせ地域福祉市民会議	市民会議の進め方について 市民アンケート調査の実施について 地域における福祉ニーズや課題の洗い出し
7 月 8 日 ～7月23日	第 3 期千歳市地域福祉計画策定の ための市民アンケート調査実施	「第 3 期千歳市地域福祉計画策定のための 市民アンケート調査」を実施 対象者：千歳市に居住する 16 歳以上の男女 2000 人 回収数：971 件（回収率 48.6%）
7 月 29 日	第 3 回ちとせ地域福祉市民会議	3つの重点テーマの決定 重点テーマ①の議論
8 月 26 日	第 4 回ちとせ地域福祉市民会議	市民アンケート調査の結果速報 重点テーマ②の議論
9 月 17 日	第 5 回ちとせ地域福祉市民会議	現行計画の進捗状況報告 重点テーマ③の議論
10 月 10 日	第 6 回ちとせ地域福祉市民会議	提言書骨子案の検討
11 月 5 日	第 1 回保健福祉推進委員会作業部会	第 3 期千歳市地域福祉計画（素案）について
11 月 6 日	第 7 回ちとせ地域福祉市民会議	提言書案の検討、完成
11 月 7 日	第 1 回保健福祉推進委員会	第 3 期千歳市地域福祉計画（素案）について
11 月 17 日	第 1 回保健福祉調査研究委員会	第 3 期千歳市地域福祉計画（素案）について
11 月 26 日	厚生環境常任委員会	第 3 期千歳市地域福祉計画（素案）の報告
12 月 12 日 ～1月14日	第 3 期千歳市地域福祉計画策定の ためのパブリックコメント実施	千歳市内の公共施設（22 か所）に設置 千歳市ホームページ掲載 結果：計画に関する意見なし
2 月 3 日	第 2 回保健福祉推進委員会作業部会	第 3 期千歳市地域福祉計画（案）について
2 月 4 日	第 2 回保健福祉推進委員会	第 3 期千歳市地域福祉計画（案）について
2 月 18 日	第 2 回保健福祉調査研究委員会	第 3 期千歳市地域福祉計画（案）について
2 月 25 日	厚生環境常任委員会	第 3 期千歳市地域福祉計画（案）の報告

## 資料2 ちとせ地域福祉市民会議提言書

平成 26 年 11 月 20 日

千歳市長 山口 幸太郎 様

ちとせ地域福祉市民会議  
会長 内村 喜郎

### 第3期千歳市地域福祉計画策定に係る提言について

2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの5年間を計画期間とする第3期千歳市地域福祉計画の策定にあたり、私たち20名により市民会議が結成され、市長からの諮問である「市民がお互いに支え合う地域社会の確立が求められていることを共通認識として、2020年の千歳市における地域社会のあり方を踏まえ、福祉のまちづくりや社会福祉活動のめざすべき方向性と具体的な実践活動について」討議しました。

地域福祉計画は、すべての市民が、年齢や障がいの有無などに関わらず、自分らしい生き方で、安心して暮らし続けられるよう、地域の視点で福祉を考える計画です。

急速な少子高齢化や家族の価値観の多様化などから、個人の様々な悩みや社会の歪みが生み出されている事実があります。学校や職場でのいじめ、一人暮らし高齢者の孤立、子どもや障がい者への虐待などの報道は見過ごされるものではありません。

「地域」は、固定した単位ではありません。千歳市全体を「地域」としても、いじめや孤立、虐待は防げません。家族にはじまり、近所や町内会・自治会、民生委員児童委員など目の届く、手の伸ばせる範囲の柔軟な「地域」単位でなければ、予防や早期発見はできません。

「福祉」とは、個人の悩みや社会の歪みを少しでも解決しようとする取組と表現することができます。子育て、介護、障がい、健康推進などあらゆる場面において、自分で解決できることは自分で行う、近所や知り合いで助け合って解決できることは助け合う、公的な福祉サービスを適切に利用して解決する、といったいろいろな方法の土台づくりが地域福祉のまちづくりとすることができます。

この提言は、市民が地域の中の課題について、自ら主体的に考え、実行すべき内容を掲げています。

2020年の千歳市の地域社会の姿を見据えたものとして、第3期千歳市地域福祉計画に大きく反映されることにより、市民のまちづくり活動の促進や市民活動の充実が図られることを期待します。

## 目 次

1. 提言書の策定にあたって
2. 千歳市の 2020 年の地域福祉の姿について
  - 提言 1  
市民一人ひとりが身近な問題として地域課題を受け止め、福祉活動にかかわる
  - 提言 2  
今ある資源やサービス・人材を活用して、よりよい仕組みや取組をつくる
  - 提言 3  
すべての市民が必要なサービスを適切に利用しながら地域で暮らし続ける
3. 千歳市の地域において縦割りの制度だけでは解決できない課題について

### 資料

- ・ちとせ地域福祉市民会議設置要綱
- ・ちとせ地域福祉市民会議委員名簿
- ・ちとせ地域福祉市民会議開催経過

## 1. 提言書の策定にあたって

私たち市民会議の委員は、市民がお互いに支え合う地域社会の確立が求められていることを共通認識として、第3期千歳市地域福祉計画の最終年次である2020年の千歳市の地域福祉のあり方を議論しました。

ちとせ地域福祉市民会議は全7回にわたり開催し、第2期千歳市地域福祉計画を鑑み、今、必要と思われる“制度による福祉サービスを横につなぐ場”として、福祉のまちづくりや社会福祉のめざす方向性と具体的な実践活動に関して意見を交わしてきました。

日本は4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会に突入しており、千歳市は道内で最も平均年齢の若い自治体といわれるものの、少子高齢化率は全国とほぼ同じペースで進行しています。

こうした背景に対して、出生率の増加や高齢者の健康増進など、地域の力が衰退しないような施策を講じることは勿論重要です。

しかし同時に、市民同士の支え合いが中心になる地域社会の到来を受け容れ、個人の暮らし方や地域とのかかわりの変化を想定した取組も求められてきています。

地域福祉の推進は、即効性が期待できるものではなく、地域社会に少しずつ浸透し広がりを持って進められる取組の積み重ねであり、市民の誰もが共通認識として互いに支え合う地域社会づくりの必要性を認め、中長期的な福祉のまちづくりや社会福祉活動のめざす方向性と具体的な実践について考えることが急務であると推測されます。

この提言書が、千歳市民にとって、「住んで良かった」、「住み続けたい」まちをめざして、市民・地域・関係機関・市が一体となって地域福祉の推進に取り組むきっかけになることを望みます。

## 2. 千歳市の2020年の地域福祉の姿について

### 提言 1

#### 市民一人ひとりが身近な問題として地域課題を受け止め、福祉活動にかかわる

地域における市民生活は、課題にあふれています。

ひとり暮らしの男性が地域から孤立している、働き盛りである壮年層がひきこもりやニートで悩んでいる、多重債務により生活が困窮している、子どもの食事を毎日コンビニで済ませている、認知症の高齢者が増加し本人や家族の心配が増すなど問題は枚挙に暇がありませんが、一般的に周囲の地域住民は無関心でいます。

しかし、日本では近年3つの大きな震災を経験し、身近においても豪雨による土砂災害の恐れが生じるなど普段の暮らしの安全や安心を揺るがす体験を通して、防災や減災に取り組む必要性を市民の誰もが肌で感じており、地域への関心を寄せるテーマがあります。

誰もが無関心でいられず、体が自然に動き、できそうなところからはじめられ、少しずつ成果を積み重ねながら他の課題に取り組を広げていく手順で、地域福祉活動にかかわることをめざします。

#### (1) 隣近所づきあい、PTA、町内会活動などで市民同士のつながりを強化する

地域福祉は漠然として理解しにくいと言われます。

しかし、たとえば、同じごみステーションを利用する世帯の範囲は目に見えやすく、声かけの機会も生まれます。

そのとき、近隣の方の「ちょっとした異変」に気づくことがあり、生活上の困りごとであれば相談相手になることもあるでしょう。

市民アンケートでは、日々の困りごとについての相談相手として、「近所の人」と回答した方が回答者の約1割を占めています。

また、小・中学校区域も「地域」の範囲の一つとして感覚的に理解しやすく、同じ母校というだけで、気心が知れる雰囲気や同じ地域文化を感じることができ、子ども同士さらに親同士のつながりが卒業後も続くなど、「自分は地域の一員なのだ」という帰属意識の基礎になりうるものです。

町内会の役員の高齢化や後継者不足が問題になっていますが、地元小・中学校のPTAとの交流を盛んに行うことにより、地域における将来のリーダーの候補者とつながりが生まれる可能性があります。

町内会は、加入率が減少傾向にありますが、コミュニティ活動を活発にする中心的な存在であり、町内会にキーパーソンがいることで、民生委員児童委員やさまざまな

地域の活動団体と交流が増え、地域の歯車がさらに回りだします。

地域では、子どもたちの見守りが行われていますが、このとき、親は子どもを地域に見守ってもらうばかりではなく、町内会やPTAの場に積極的に参画するなど自分たちの地域を互いに支えていく行動をとることが重要です。

### 【提案・2020年の姿】「(仮称)現代版・寺子屋」の実施

寺子屋は、江戸時代、庶民に対して読み・書き・そろばんなどを教える場でした。現代において、人生の師といえる高齢者世代と将来を背負う子ども世代の交流機会が少なく、知恵や知識のある世代と学習や体験が必要な世代の世代間交流の場が求められています。

日本は超高齢社会に突入し、2025年には団塊の世代が75歳以上になるなど、多くの年配の方が地域でゆっくりと暮らす時代が到来します。

一方、共働き世帯の増加や勤務形態の多様化を一因として、朝食を食べない子どもや食事を毎日コンビニで済ませる子どもがいるなど、家庭における子育てや躰に悩みを抱える若い世代の親がいます。

そこで、町内会館やコミュニティセンターなどの既存施設を活用し、「現代版・寺子屋」として位置づけ、近所の高齢者と小学校低学年の子どもたちが土曜日の朝に集まり、ペアになって、1時間漢字の勉強をした後、1時間料理を一緒に作って食事を楽しむなどを行い、子どもの学習体験や高齢者の地域参加に寄与する取組を行います。

更に、子どもの親の世代が町内会とかかわりを持つ機会を生かし、将来の地域のリーダーとしての人材確保・育成につなげます。

## (2)「奪い合うのではなく、分け合う」や「互譲互助」の福祉の心が地域を育てる

地域では一人でいくつもの役職を兼ねている人がいます。

町内会の役員、福祉委員、ボランティアなどフォーマル・インフォーマルを問わず、いつも決まった人だけで地域の活動を行っている、質・量の両面で支障が生じてしまうと感じられます。

他の市民にも協力をお願いして、いかに地域のことを自分のこととして受け止められるか、支える側が支えられる側になることもあるのだと感じてもらえるか市民が地域福祉の理念について考える機会を設ける必要があります。

周囲に困りごとを抱えている人がいることを傍観せず、身近な問題として受け止めて自主的にかかわり解決を図ろうとするためには、「奪い合うのではなく、分け合う」、

「互譲互助」という福祉の心が大切であり、特に初めて地域における福祉活動などに参加する人は、第一歩目を踏み出す勇気が必要となります。

まず、一歩目を踏み出すきっかけは、「自分が楽しいと思うこと」、「自分の新しい発見ができること」など自分の関心事からはじめることが主体性をもち継続性が増します。

また、助け合いや支え合いは、自分と他者という1対1の関係にとどまることなく、市民全体・まち全体で共有するために機関や組織などかたまりとして活動することが必要です。

ここでいう機関・組織とは、社会福祉協議会や福祉施設のみならず、郵便局や新聞配達店など地域に根差した日常生活でよく顔を合わせる地域の方々も含み、最終的に「地域、まち、千歳」への関心としてオール市民参加による取組へ広げていきます。

### **【提案・2020年の姿】「(仮称) ボランティアポイント制度」の導入**

市民アンケートでは、「地域や社会に貢献したいか」の質問をしたところ、約7割の方が前向きな回答している一方、「実際に地域で活動しているか」の質問では、半数以上の方が参加していないと回答しています。

特に、地域内で初めてボランティアを行う人にとっては、大きなカベがあります。

このカベを少しでも低くし、容易に乗り越えられる「きっかけ」としての役割がボランティアポイント制度にはあります。

すでに他の自治体で実施されているボランティアポイント制度は、福祉施設などで話し相手や車椅子介助、食事の配膳支援などの指定されたボランティア活動を行うとスタンプが付与され、貯めたスタンプはポイントとして、換金できるほか地元の特産品等と換えることができる制度です。

本市でこの制度を導入・定着させるためには、ポイント制度のフィードバック（還元方法）を、たとえば公共施設の利用券と交換できるなど、より地域活性化の意義や効果が高まるものとして設計し、オール市民参加による取組とします。

## 提言 2

### 今ある資源やサービス・人材を活用して、よりよい仕組みや取組をつくる

千歳市の特性として、様々な業種の経験者が多く、人材が豊富であることが挙げられます。

地域の実情を深く理解している人や専門的な知識を有する人などが、町内会やPTA、サークル等のメンバーを見回すと必ず一人はいることがわかります。

また、福祉サービスの面では、児童、高齢、障がい、健康など様々な分野では充実が図られてきていますが、複合的な問題や福祉制度の対象にならないボーダーラインにいる人などへの対応は十分とはいえない面があります。

何か新たなものを創るだけではなく、今ある人材やサービスなどの社会資源を工夫して活用し、すべての市民が安心して暮らせる地域づくりを進めるための仕組みづくりや取組をめざします。

#### (3) 災害時における千歳市の対応について

災害は突然起こります。

まず、市民は自分や家族の安全確保が第一であり、次に近隣の手助けに行動を移すことができるか判断します。

千歳市で想定される災害は、火山噴火、大雨洪水、航空機事故などありますが、直下型の大地震がない限り市全域が被災することは想定しにくく、大雨などによる限定的な被害の可能性を考慮しながら、自主防災組織をはじめとする地域組織が連携して助け合うなどの方法を模索します。

また、平成 26 年 9 月に発生した千歳市の大雨災害の避難経験を踏まえ、避難レベルに応じた実践的な対策を市が中心となって取り組む必要があります。

#### (4) 地域内の信頼があつてこそその情報共有とネットワークづくり

災害時に要配慮者を地域で支援するためには、市民の個人情報や町内会などの地域内で共有されていることが不可欠です。

この理解を得るには、日頃の近所同士の付き合いやケアマネージャーら専門職とのかかわりを通して信頼を築き上げた地域の土台が確かなものでなければなりません。

その土台は、人材、福祉資源、制度の浸透度など地域自体のチカラであり、行政や福祉専門職らサービスの供給側が有する情報を、町内会や地域包括支援センターなどが橋渡し役となって、地域住民の福祉ニーズにつなぐその積み重ねによりつくられます。

普段から子ども、中・高校生、町内会、PTA、病院、福祉施設など様々なかかわりの中から互譲互助の心の醸成やネットワークづくりが進み、より良い仕組みや取組を作り出しやすい環境に整えていくことが大切です。

## (5)社会資源を把握し、わかりやすく周知する

自助、共助、公助という言葉があります。

自助とは、自分でできることは、自分で努力する。共助とは、助け合ってできることは助け合って解決する。公助とは、適切な公的サービスを利用することです。

公助は、行政機関を中心に行われ、財源や人材、専門性などが豊富ですが、スピード感が乏しい部分があります。

共助は、柔軟性があり身近ですが、責任の所在が不明確で困難事例への対応が難しい部分があります。

地域において、公助によるサービスと共助によるサポートの役割を明確にし、さらに相互に補い合うことにより社会資源として育成することが重要です。

また、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが地域で安心して生活を送るために必要なハード基盤整備を含めた地域内の情報を収集し、今ある千歳市の社会資源を把握することができたならば、その内容をすべての市民にわかりやすく浸透させていきます。

そのためには、保健福祉サービス総合ガイドブックをはじめとするリーフレット、ホームページ、広報などを基本としながら、フォーラムや勉強会、出前講座を開催するなど様々な角度から広く行き渡らせて、制度や取組の必要性について市民一人ひとりの理解が深まるよう努めます。

### 【提案・2020年の姿】「(仮称)ちとせ社会資源マップ」の作成と情報の提供

地域福祉を支える基盤整備の状況を把握するため、ちとせ全域の地図に、行政機関などの窓口、福祉サービス提供事業者やボランティア活動団体などの所在をわかりやすくまとめたマップを作成し、情報の提供を行います。

身障者トイレの設置状況やバリアフリー化の進捗などを施設や公園、道路、高齢者住居の整備状況なども含め、今ある資源として網羅的に掲載します。

また、このマップは市のホームページや毎年更新している「保健福祉サービス総合ガイドブック」に収録することにより、最新の情報を俯瞰的なマップ上で市民は把握できることになり、わかりやすい社会資源の情報になります。

**提言 3****すべての市民が必要なサービスを適切に利用しながら地域で暮らし続ける**

2015年度（平成27年度）からスタートする生活困窮者自立支援制度は、経済的に苦しく、最低限度の生活を維持することができなくなる心配がある者を支援することをめざしています。

生活困窮者として想定される方は、たとえば、病気やケガのために正規の仕事に就けない。非正規雇用を転々としているうちに自信を失ってしまった。会社倒産などにより職を失ってから長い期間が経ってしまった。いじめや虐待などにより他者を信じることができない。教育を受ける機会を失ってしまった方など、既存の対象者別の福祉制度から漏れてしまいサービスや支援を受けられない方を想定しています。

市では、包括的な自立相談支援事業をはじめ独自の事業を開始していきますが、当事者本人は困窮していることを自ら発信できない場合が多く、地域の周囲市民が困りごとを抱えている人を早期に気づき、必要な機関などへつなぐ対応が重要になってきます。そのためには、どこへ相談したらよいのか、プライバシーの問題はないのかななどの課題を解消する必要があります。

理解の仕方を誤ると、「監視の地域づくりだ」と危惧する意見が大きくなるため、「あたたかなまなざしとちょっとしたおせっかい」を制度の本旨ととらえて、あたたかみのある取組をめざします。

**(6) 課題の発見から福祉サービスへのつなぎまでの対応力を強くする**

自分が何を困っているかを冷静に見つめなおしてみることが大切です。

困りごとが複合的に絡み合ってしまうと、解決の糸口を見失ってしまい、就労、家計、体調不良など相互に連鎖して増幅してしまいます。

支援する側は、複数の問題を一つずつ解決していくためにも、包括的な相談窓口で糸口や道筋を一緒に考え、適切な各種専門機関と連携を図り、本人の支援や自立に結び付くような体制を整えることが重要です。

また、福祉サービスを享受する権利を持つということは、同時に義務や責任を引き受けるという認識が必要です。

本人が真摯に困りごとに向き合い解決に向けて努力するという姿勢が、地域における周りの市民の手助けや支援の原動力になります。

人は誰にでも長所と短所があります。自分の短所が他人にとっては長所であるかもしれません。またはその反対もあるでしょう。お互いに支え合う互譲互助の地域づくりが望まれます。

市民アンケートでは、「身のまわりに生活に困窮していると思われる人がいるか」の質問をしたところ、12%の方が「いる」と回答している一方、「本人のプライバシーに関わることだから」や「どこに相談して良いかわからないから」を理由として、約7割の方が行政機関に相談などしなかったと回答しています。

福祉サービスや支援を必要としている人が発信するツールと困りごとを抱える人を発見するチャンネルの両方が機能していることが大切です。

発信ツールは、どこにSOSを発するか、どんな制度があるか、自分は福祉サービスや制度の対象になるのかなどの相談を受け止められる相談窓口を確保し充実させることが重要です。

発見チャンネルは、周囲の近所や町内会などの地域組織、ケアマネジャーをはじめとする専門職が、気がかりな市民を発見し、相談窓口やサービスへ適切につなぐなど、各々の役割を着実に担うとともに、ネットワークを構築して横の連携による対応力を強くする仕組みが求められます。

そのためには、暮らしの中で発見された課題を地域内で共有化しサービスの制度設計に役立て、また、制度をつくったならば、実際に利用すべき市民に丁寧に周知し落とし込む、その往き来する仕組みづくりが重要であり、地域の中で信頼して相談できる環境づくりと、困りごとを抱える市民と制度やサービスとをつなぐパイプ役の人材育成に努めます。

### **【提案・2020年の姿】「(仮称)ちとせ地域福祉ネットワーク会議」の新設**

生活困窮者自立支援制度、災害時における要配慮者等の支援、福祉事業者の育成・支援など、サービス提供（支援をする立場の）側の連携強化が求められるテーマが多くあります。

背景として、少子高齢化の加速や福祉ニーズの多様化により、既存の対象者別サービスから漏れ落ちる部分が顕在化してきたこと、そしてその部分に対して地域における手助け・ボランティアなどのコミュニティの力が横断的に下支えする役割があることが挙げられます。

こうした背景をふまえ、市内の福祉事業者や町内会、民生委員児童委員をはじめとする地域の関係機関がネットワークを構築して地域住民への支援の輪を広げ、地域社会の課題に対応できる体制をつくることを目的として横のつながりを強化するネットワーク会議を創出します。

## 3. 千歳市の地域において縦割りの制度だけでは解決できない課題について

## (1) 制度では解決しにくい市民のニーズや課題の発見

カテゴリ		市民会議の意見
子育て	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共働き世帯の留守番や相談場所はどこ？</li> <li>・ 子育てのお助け人はどこに求めたらいいの？</li> <li>・ 母子家庭の子育ての手助け</li> </ul>
	虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待の防止、親子の支援</li> </ul>
	食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝食を食べない子ども</li> <li>・ 食事はコンビニ</li> </ul>
仕事	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者になると働きづらい、仕事がない、年金暮らし</li> <li>・ 高齢者は「年金を受給しているのになぜ働くの？」と言われる</li> </ul>
	若者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者の仕事が続かない、仕事につくことができない</li> </ul>
	仕事の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規雇用を増やしてほしい</li> </ul>
孤立	孤立の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立者の把握</li> <li>・ 困っている人が見当たらない、どこにいるの？</li> <li>・ ひきこもりなど</li> <li>・ 65歳以上、独居、400万人、男性があぶない</li> </ul>
	相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立者の相談窓口</li> <li>・ 独居者の悩みは多い</li> </ul>
	孤立の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血縁者がいない（遠方など）</li> <li>・ 生活保護受給者精神的苦痛</li> <li>・ 近所付き合いが少ない</li> <li>・ 他人に関わってもらいたくない</li> <li>・ 近隣や地域の人と関わりたくない、拒否する</li> <li>・ 声掛けしてみるが自分が関わりたくない、無理に声掛けできない</li> </ul>
制度の狭間	障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいの区分の狭間</li> <li>・ 障がいと高齢の狭間の方の制度のつながり</li> <li>・ 障がい者の土日祝日の過ごし方</li> </ul>
	高齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳になっていなく、少し虚弱で、生活に支障のある人への支援がない</li> <li>・ 老々介護の支援</li> </ul>
	制度の対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が好きなようにお金を使ってしまう</li> <li>・ 支払いができていない</li> <li>・ 高齢の母が心配、兄弟姉妹関係</li> <li>・ どこにもあてはまらない人への福祉</li> </ul>

## (2) 検討テーマの設定（課題解決に向けた検討の切り口）

## 【検討テーマ1】

市民一人ひとりが身近な問題として地域課題を受け止め、福祉活動にかかわる

分野	市民会議の意見
地域活動・コミュニティ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会を活用</li> <li>・地域コミュニティの充実</li> </ul>
住民活動の推進 住民活動への参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動に参加する時間が取れない</li> <li>・アフター5の時間を有効に活用できないか</li> <li>・かかわりを持ちたいが持つことができない理由</li> <li>・勇気ある一歩が大切</li> <li>・親が町内会に入っている若者</li> <li>・世代間交流の簡単な方法はないか</li> <li>・気軽に集まる場所が不足</li> </ul>
地域福祉の理念の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少し損をする生き方 ～与えられたものを奪い合うのではなく、みんなで少しずつ分け合える地域社会</li> </ul>
支援を必要とする人の発見とサービスへのつなぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の問題を掘り起こす</li> <li>・町内の困っていそうな人を福祉制度につなげるネットワーク</li> </ul>

## 【検討テーマ2】

今ある資源やサービス・人材を活用して、よりよい仕組みや取組をつくる

分野	市民会議の意見
地域における関係者や専門家の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横のつながりのつくり方</li> <li>・専門職が分野ごとに分かれている。どのようにつながりを持つか</li> </ul>
個人情報に関するルールや活用するための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の把握の仕方（市民情報の入手方法）</li> <li>・プライバシー問題への配慮</li> <li>・個人情報はどこまで守る？</li> <li>・民生委員児童委員の情報把握について（どのくらいわかっているの？）</li> </ul>
人材の育成・発掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員の希望者の不足</li> <li>・災害時要配慮者に対する支援者の不足</li> </ul>
ハード・インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出しにくい、歩きにくい</li> <li>・高齢者、交通弱者の入浴施設の確保</li> </ul>

## 【検討テーマ3】

すべての市民が必要なサービスを適切に利用しながら地域で暮らし続ける

分野	市民会議の意見
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的に申告しないと、サービスを受けられない（行政などから「あなたはこんなサービスを受けられるかもしれませんよ」という情報提供が必要）</li> <li>・ 制度が知られていないことが問題</li> <li>・ 制度自体があることを知らない、理解されていない、子育ての分野も</li> <li>・ 地域包括支援センター5か所の認知度は？</li> </ul>
わかりやすく伝える工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度がわかりにくい</li> <li>・ 市の制度の説明がわかりにくい</li> </ul>
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度はどこに相談すればわかる？</li> <li>・ 相談窓口をアピール</li> <li>・ 困りごとの相談</li> <li>・ 頼っていいところがわからない</li> <li>・ どこに相談したらいいのかわからない市民の感情</li> <li>・ 孤立→役所に相談→たらいまわしにされる（縦割り行政の欠陥か）</li> </ul>
相手の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民会議委員の考え方と心に病がある方の考え方の相違を考えながら支援を練る</li> </ul>
行政内部の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦割り行政の限界</li> <li>・ 縦割りに対抗する横のつながり方</li> </ul>

## 【検討テーマ1 市民一人ひとりが身近な問題として地域課題を受け止め、福祉活動にかかわる】

分野	項目	グループ1	グループ2	グループ3
地域活動・コミュニティ活動の充実	活動しやすいコミュニティの範囲の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみステーションの範囲のコミュニティが活動しやすいのでは。</li> <li>小さな単位でお隣を誘って行事に参加。</li> </ul>		
	活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアを受け入れる場所探し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人でも10人でもできる内容がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>祭り。</li> <li>景品の充実した町内イベント。</li> </ul>
	日ごろからの付き合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣との付き合いが大事。</li> <li>行事に参加することが第一歩。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>近所への挨拶（声掛け）。</li> <li>花植えなどで会話のきっかけを。</li> </ul>
住民活動の推進 住民活動への参加支援	きっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加のハードルを下げるような制度、取組。</li> <li>思いのある人へのきっかけづくり。</li> <li>期間を定めないプチボランティア。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加の垣根をいかに低くするか。</li> <li>対価（お金）があるからボランティアをするのか。</li> <li>楽しくなければ続かない。</li> <li>共通の趣味で集まる、自分の趣味が役に立つ。</li> </ul>	
	ボランティアポイント制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアポイント制度も有効では。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関や公共施設の利用に使えるボランティアポイント制度。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアポイント制度の実施について検討。</li> </ul>
	気持ちへの働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>何でもやれることは気持ちが大変。</li> <li>まず自分から、一歩を踏み出す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ボランティアとは何か」を掘り下げて考えてみる。</li> <li>自己満足・偽善ではという考えもあるが、新しい発見・気づきがあるかもしれない。</li> </ul>	
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような地域活動があるか知らせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校、中学校、コンサートなど、多くの人が集まる場で発信する。</li> <li>ボランティア活動をしている人から情報発信。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回覧板の活用。</li> <li>サークルの呼びかけ。</li> <li>広報紙。</li> <li>町内会組織からの情報発信。</li> <li>民生委員児童委員や福祉委員からの情報発信。</li> </ul>

分野	項目	グループ1	グループ2	グループ3
地域福祉の理念の共有		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報の活用：最低1年間は継続して制度（仕組み）の必要性を訴え、視覚情報として市民の認識に浸透させる。</li> <li>・ 仕組みの周知により、また新たな仕組みが生まれる。</li> </ul>		
支援を必要とする人の発見とサービスへのつなぎ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の関心のある共通するテーマ（防災など）を足掛かりに。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別のイベント、世代別イベント。</li> <li>・ 健康診断、保育、子育てサークル。</li> </ul>

## 【検討テーマ2 今ある資源やサービス・人材を活用して、よりよい仕組みや取組をつくる】

分野	項目	グループ1	グループ2	グループ3
地域における関係者や専門家の連携	人材や社会資源の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会や社会福祉協議会などさまざまな組織（社会資源）を再確認する。</li> <li>・分野ごと（高齢、障がい、児童など）の社会資源を把握する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で最も身近な民生委員児童委員の存在は重要だと思う。</li> </ul>
	連携・ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターと町内会の連携はとれているか。</li> <li>・行政担当と町内会のネットワークづくりはできているか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会同士が連携し助け合う。</li> </ul>
	当事者や家族・友人同士のつながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横のつながり（友達関係）なら誘いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の方がいる家族の会などの横のつながりが大切。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居していない家族・親族（市内居住）のつながりを大事にしたい。</li> </ul>
	地域や住民と専門家の連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民と専門職がミックスされるとスムーズな行動ができるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のみだけでは不足するので、防災センター、消防署、ハローワーク、地域コーディネーターなどの数々の担い手をお願いすべきことはお願いして、力を出し合うことがつながりを強くする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市や介護支援専門員や専門職のかかわりが町内会の支援に生かされるような取組が重要。</li> </ul>
	それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分に関わることができること、町内会活動の中で関心事に参加してみる、提案してみる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親は子どもを地域に見守ってもらうだけでなく、町内会活動、PTA活動などを通じて恩返しする。</li> <li>・元気高齢者や、要介護者の手助けを。</li> <li>・地域包括支援センター、介護支援専門員、訪問看護・訪問介護など、専門職の担う役割は重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア精神旺盛な中・高校生の協力を促す。</li> </ul>

分野	項目	グループ1	グループ2	グループ3
個人情報に関するルールや活用するためのしくみ	個人情報を共有できる地域の土台づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉は心、日ごろの付き合いが大事。</li> <li>個人情報の共有や市民同士の信頼が基礎となる。</li> <li>いざというときに情報を共有しあえるか、個人情報の取り扱いについて信頼して安心しあえるかが地域の力。</li> <li>地域の人たちが集い話し合う場の確保、環境づくり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会加入者は町内会活動に前向きになる。町内会メンバーを増やすことが先決。</li> <li>災害時要配慮者の個別台帳整備率をあげるためには、町内会の協力が必須。</li> <li>町内会など地域の中で、防災訓練やお祭り、ラジオ体操などの活動を通じて、自分たちの力で地域を守っていくことがよりよい仕組みやサービスをつくる土台となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近所同士のつながりとして互助の気持ちを育てる。</li> <li>「個人情報」という言葉が先行すると、身構えてしまう人が多くなるのでは。</li> </ul>
	関係者間の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、町内会、民生委員児童委員、介護支援専門員、社会福祉協議会などが平常時から一体的に情報共有し、地域住民と事業者が有する情報の偏りを確認しておけば、非常時の混乱を防ぐことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会メンバーにキーパーソンが生まれ、老人クラブや福祉団体、民生委員児童委員らとの連携が増すことで、歯車が回りだすのではないかと。</li> <li>社会福祉協議会は、町内会の福祉委員などにつながっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な支援のために必要な限定的な内容として整理することで、同意・協力へ意識が変わってくるのでは。</li> </ul>
人材の育成・発掘		<ul style="list-style-type: none"> <li>パイプになる人や機関への働きかけ。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便配達員や新聞配達員からの安否確認情報。</li> </ul>
要支援者発見・支援のための仕組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>制度（仕組み）は誰にでもわかりやすいものとする。一本化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者としての幼児の把握を含め、子どもたちの見守りのためには、子育て支援センターなどと連携して「SOSこども避難所」や「駆け込み寺」的な場所を町内につくることができれば、子どもたちとも密につながれる。</li> </ul>	

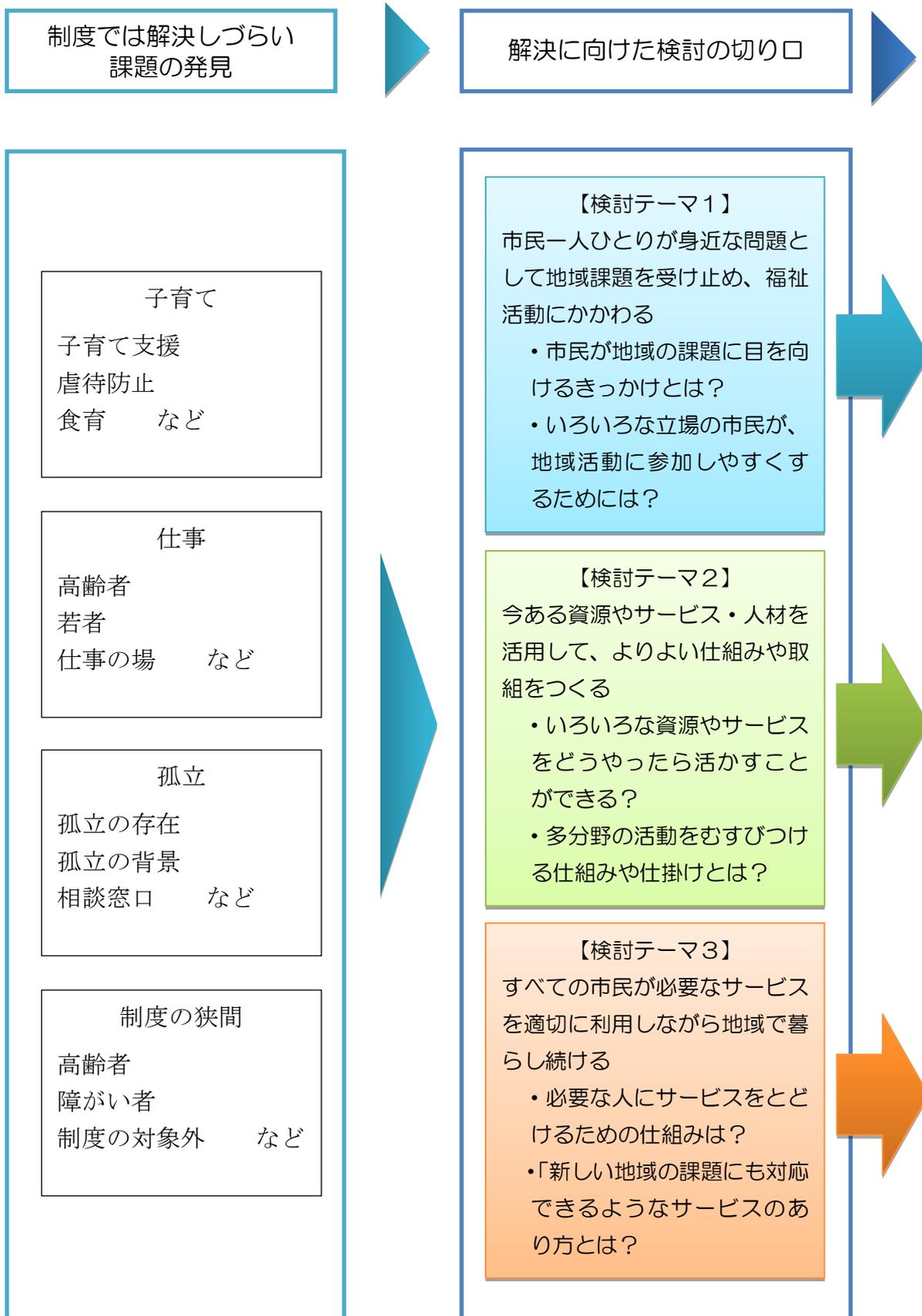
## 【検討テーマ3 すべての市民が必要なサービスを適切に利用しながら地域で暮らし続ける】

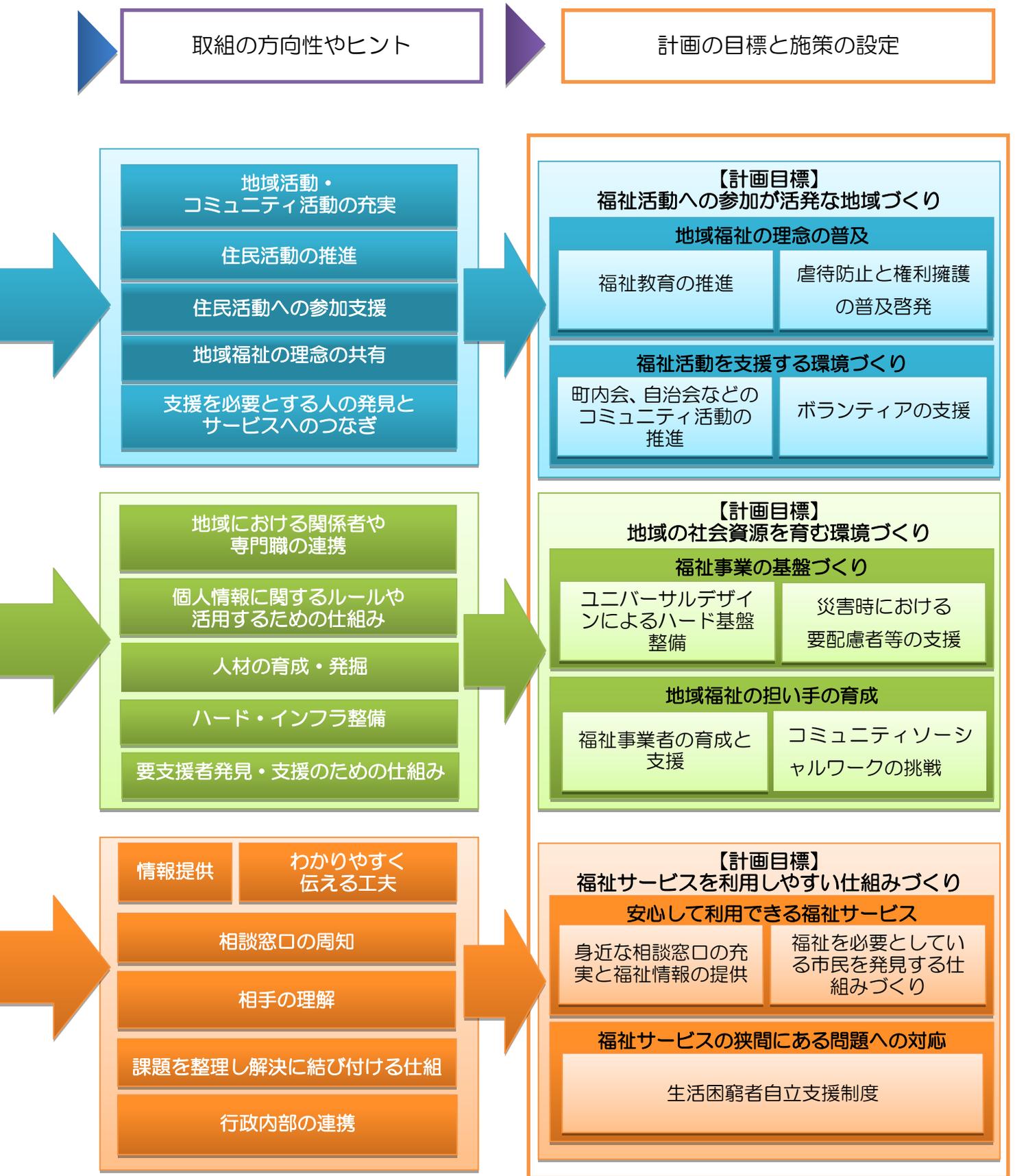
分野	項目	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4
情報提供	サービスや制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会の回覧板や市の広報で機会あるごとに情報周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民一人ひとりを訪問して、サービス情報を直接手渡しで説明。</li> <li>年代別、制度別に町内会単位で出前講座を開催する。ニーズとマッチングして確実にサービスにつなぐ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ、テレビ、SNS、広報、手紙、ロコミなど幅広い手段で周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度について知る機会が少ない。</li> <li>実際に困りごとを抱えてから、窓口相談や広報などによりどのようなサービスを受けられるかを知る。</li> <li>高齢者が必要な情報を町内会報に掲載しよう。</li> </ul>
	さまざまな機関が連携して情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな団体と連携を持って、サービスや制度の利用を促す。</li> <li>組織単位で困っている市民へ声掛けする。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員児童委員や福祉委員は地域へ情報を提供しよう。</li> </ul>
わかりやすく伝える工夫	専門機関の底上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談を受けた時に適切な対応ができることが不可欠。</li> <li>「頼ることができる機関か」などの不安があってはいけない。</li> </ul>			
相談窓口の周知	地域の「頼れる人」への相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会長や民生委員児童委員、福祉委員など、地域の頼れる人たちに相談しやすい環境づくり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分が制度の対象になっているかどうかわからない人もいる。制度やサービスをしてもらうための周知の工夫が必要。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>近所付き合いを大切にしていって、相談しやすい雰囲気づくりを。</li> <li>町内会館、コミュニティセンター、温浴施設などの交流の場をつくらう。</li> </ul>

分野	項目	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4
相手の理解	サービス利用に対するハードル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度利用者が抵抗感を感じないように安心感を与える。</li> <li>・制度を利用することに対する心のハードルをなくす。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を必要とする人の中には後ろめたい気持ちを持っている人がいる。</li> <li>・介護支援専門員、ハローワーク職員などの専門職、地域住民は暖かい目で見守ることが必要。</li> </ul>	
	課題を抱える住民		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分が何に困っているかを見つめなおしてみよう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居男性を世間に引き出すことから始めよう。</li> <li>・現状に甘んじている生活保護者の方を地域や社会にどうやって戻していくか。</li> <li>・非正規雇用や引きこもりに、なりたくてなったのではない。</li> </ul>	
人材の確保と育成	地域の人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困りごとを抱える市民と制度やサービスとをつなぐパイプ役の確保と育成が重要。</li> <li>・役割を与えると人は育つ。町内会で役割を与えられたら、責任感を持って実行し育っていくのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・与えてこそ得られる。ギブ・アンド・テイク。自分に何ができるか考えてみる。</li> <li>・自分の長所は誰かの短所、誰かの短所は自分の長所。補い合うこと、それこそが支え合い。「互譲互助」である。</li> <li>・地域と制度を結ぶ人材の育成。</li> </ul>		

分野	項目	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4
人材の確保と育成	専門職		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3の機関（行政と市民の間）の創設。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会やハローワークなどの専門職を担い手に。</li> <li>・他人と関わりたくない人の精神的ケアは専門職が担ってはどうか。</li> </ul>	
	人材の活用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル町内会をつくる。地域コーディネーターの活用。</li> <li>・「寺子屋」として年配者が子どもに知恵を授けてくれる場をつくってはどうか。高齢者の健康づくり、子どものしつけに役立つ。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材に関する情報を集め、住民間連携により行政とのつながりを確実にしよう。</li> </ul>
課題を整理し解決に結び付ける仕組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題を整理して、解決する方法をともに考える仕組みづくり。簡単にはできないが、少しずつ成功事例を積み重ねる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしの中で発見された課題を町内会・民生委員児童委員、福祉委員らを通して共有化し、制度設計に役立て、実際に利用すべき市民にまで落とし込む仕組みづくりが重要。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが住みやすいまちづくり。</li> <li>・弱者へ目配りができる日常生活。</li> <li>・SOSを知らせる仕組み。</li> </ul>

【市民会議の議論から計画の目標設定へ】





## ちとせ地域福祉市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 第3期千歳市地域福祉計画（以下この条において「計画」という。）の策定にあたり、現行の第2期千歳市地域福祉計画（以下次条において「現行計画」という。）の評価、検証等を行うとともに、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項について、市民の要望及び意見を計画に反映するため、ちとせ地域福祉市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民会議は、現行計画の評価、検証等を行い、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく地域福祉の在り方等について討議し、その結果を市長に提言する。

### (委員)

第3条 市民会議は、次に掲げる委員20人以内をもって組織する。

(1) 市民から公募する者 5人程度

(2) 福祉関係団体等から推薦を受けた者 15人程度

2 前項第1号の委員は、16歳以上の市内居住者で市の地域福祉に関心があり、継続して参加できる者とする。

3 委員の任期は前条の提言が終了したときまでとする。

4 委員に対する報酬は、支給しない。

### (会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

4 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

### (部会)

第5条 市民会議は、所管する具体的事項について検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、市民会議の委員のうちから会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に座長及び副座長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 座長及び副座長の職務については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

5 座長は、部会における協議の状況及び結果を市民会議に報告する。

### (意見の聴取等)

第6条 市民会議及び部会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民会議及び部会の事務局は、福祉課において行う。

2 事務局は、市民会議の資料、情報等を提供し、及び必要に応じて担当職員を派遣し、又は外部アドバイザーを招へいする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

## ちとせ地域福祉市民会議委員名簿

会長 内村 喜郎

副会長 信太 雅洋

氏名	推薦団体等
伊藤 佑輔	千歳商工会議所
今井 美樹	千歳ひまわり号を走らせる会
岩渕 誠一	医療法人資生会千歳病院
後木 浩司	社会福祉法人千歳福祉会
内村 喜郎	千歳市青少年育成市民会議
小泉 智美	社会福祉法人千歳市社会福祉協議会
坂野 睦実	公募
信太 雅洋	北海道千歳リハビリテーション学院
須貝 亨	千歳市民生委員児童委員連絡協議会
鈴木 洵平	公募
高田 幸子	公募
田口 幹子	社会福祉法人千歳いずみ学園
千代川 加津子	公募
椿野 次雄	千歳市教頭会
長森 聡	公募
西澤 りち子	千歳市女性団体協議会
林 富子	社会福祉法人千歳市社会福祉協議会
村上 松夫	千歳市町内会連合会
村田 勢津子	千歳市私立保育所連合会
山下 強志	千歳市障がい者総合支援センターChip

(五十音順)

## ちとせ地域福祉市民会議開催経過

会 議	日 程	検討課題等	内 容
第1回	6月18日	・研修会	・会長副会長選出、諮問 ・講演：防災をてこにした地域づくり 講師：北星学園大学教授 岡田直人氏
第2回	7月3日	・市民会議の進め方説明 ・アンケート実施の報告 ・縦割りの制度では解決できない問題の掘り起し ・地域における福祉ニーズや課題の洗い出し	・市民会議の進め方及びアンケート実施について事務局より説明 ・縦割りの制度では解決できない問題の考え方、地域における福祉ニーズや課題の洗い出し方法について、事務局より資料提示 ・部会及び全体会議
第3回	7月29日	・第2回会議結果をもとに、提言に向け重点的に議論するテーマを決定 ・重点テーマ①の議論	・第2回会議の課題抽出をもとに整理した重点テーマを事務局より資料提示 ・市民会議で議論する重点テーマを決定 ・部会及び全体会議
第4回	8月26日	・アンケートの結果速報 ・重点テーマ②の議論	・7月実施の市民アンケート結果（速報）を事務局より報告 ・部会及び全体会議
第5回	9月17日	・現行計画の進捗状況報告 ・重点テーマ③の議論	・現行の第2期計画の施策の進捗状況を事務局より説明 ・生活困窮者自立支援制度 ・部会及び全体会議
第6回	10月10日	・提言書の骨子案の検討	・これまでの会議の議論内容やアンケート等を事務局でとりまとめた提言書の骨子案の検討 ・部会及び全体会議
第7回	11月6日	・提言書案の検討、完成	・第6回会議で検討した提言書骨子に基づく提言書案について検討 ・全体会議 ・提言書完成

### 資料3 千歳市社会福祉協議会第6次地域福祉実践計画との連携

社会福祉協議会（以下、社協という。）は、社会福祉法第109条に基づく、地域福祉の推進を図る目的で、全国の市町村に設置されている公共性の高い民間の団体（社会福祉法人）です。

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のために援助などを行っており、市民、ボランティア、福祉団体などと協働して、地域福祉を推進する役割をもつ組織です。

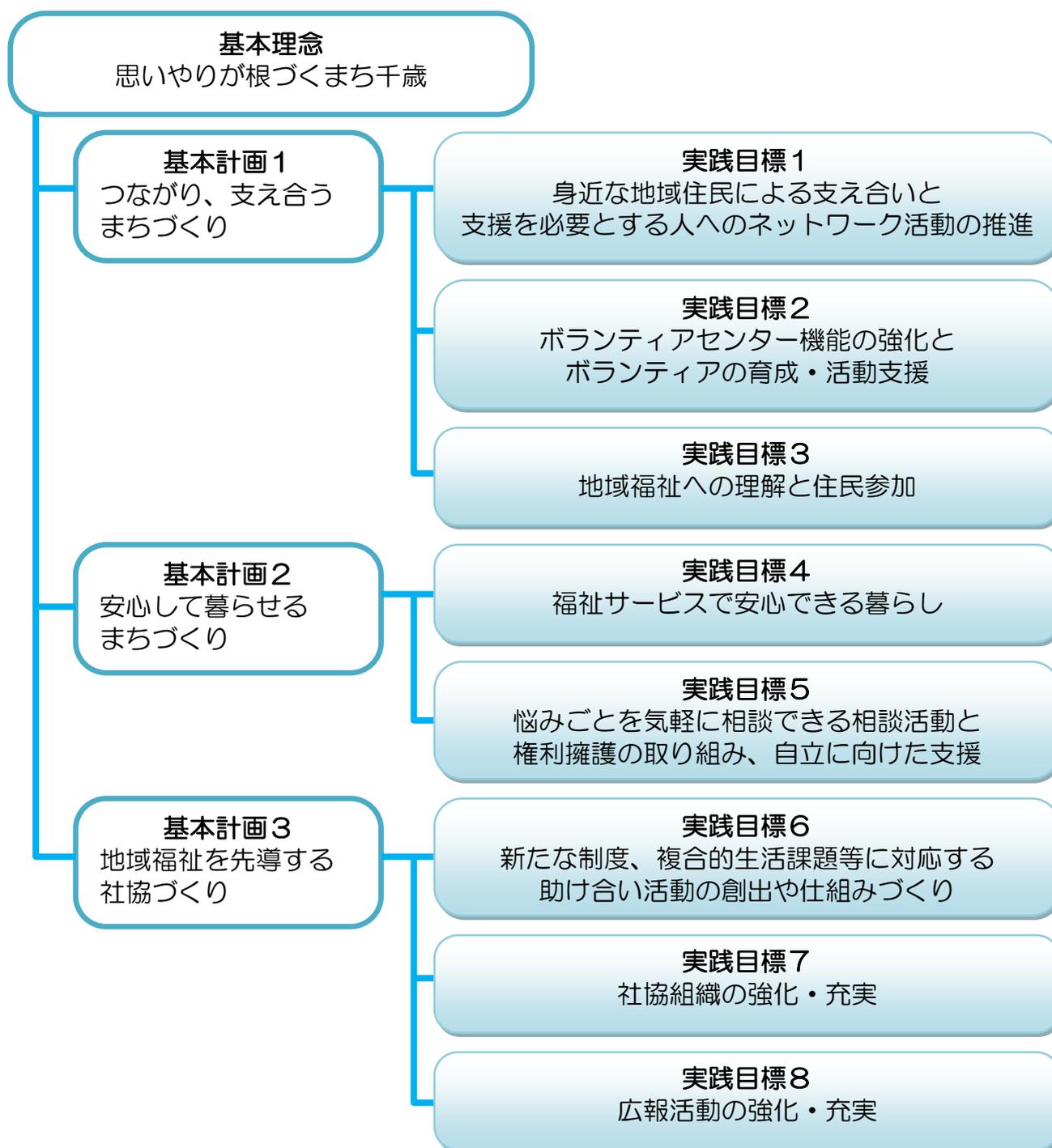
社協が策定する「地域福祉実践計画」は、地域福祉を推進するため、地域福祉に関する事業を具体的に実践するための行動計画として位置づけられています。

このように、千歳市が策定する「第3期千歳市地域福祉計画」と千歳市社協が策定する「第6次地域福祉実践計画」は、相互に役割を分担し、かつ連携することにより、様々な地域課題に対応し、地域福祉を推進する計画となっています。

市の地域福祉計画策定にあたっては、「ちとせ地域福祉市民会議」の委員に社協の職員2名を、また、社協の第6次地域福祉実践計画策定委員会の委員に千歳市保健福祉部次長、作業部会に保健福祉部福祉課長と福祉課主査が参画することにより策定段階から連携を図っています。

また、策定後、計画の進捗評価においても、自己点検とともに相互に検証を行うことにより一体的な進行管理のもと、次期計画の策定に向けて努めていくこととしています。

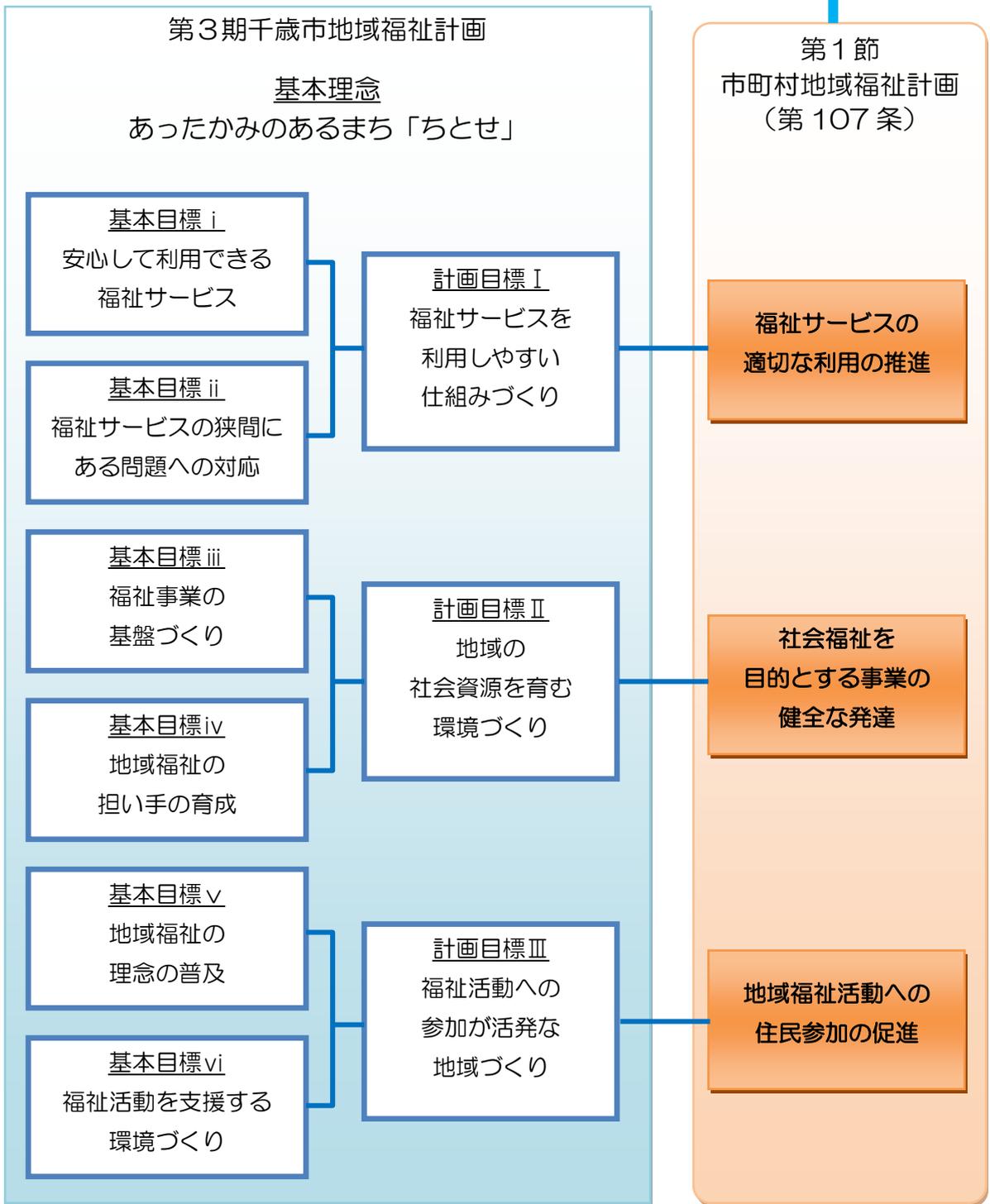
## 【千歳市社会福祉協議会第6次地域福祉実践計画 の事業体系】

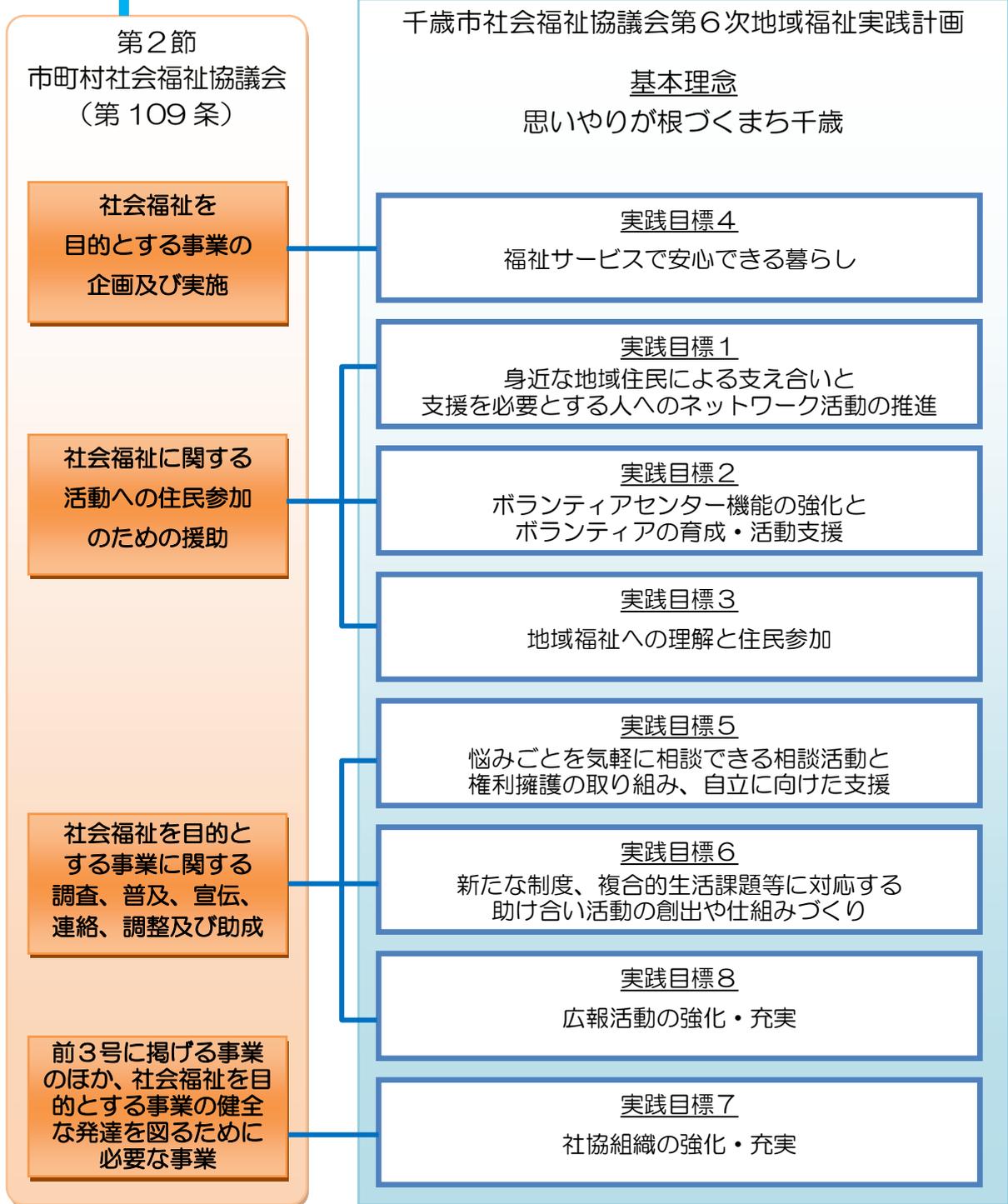


策定主体	千歳市	千歳市社会福祉協議会
計画名	第3期千歳市地域福祉計画	第6次地域福祉実践計画
計画期間	平成27～31年度（5年間）	平成27～31年度（5年間）
計画策定年度	平成26年度	平成26年度
根拠法令	社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）	社会福祉法 第109条（市町村社会福祉協議会）

社会福祉法第10章

地域福祉の推進





## 資料4 千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

(平成6年4月20日 市長決裁)

(設置)

第1条 社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進に当たり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月20日から施行する。

2 千歳市福祉調査研究委員会設置要綱(平成4年1月14日市長決裁)は廃止する。

附 則(平成9年6月11日)

この要綱は、平成9年6月11日から施行する。

附 則(平成10年6月19日)

この要綱は、平成10年6月19日から施行する。

附 則(平成14年11月21日)

この要綱は、平成14年11月21日から施行する。

## 千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

(任 期 平成26年9月1日から平成28年8月31日まで)

選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏名
知識及び経験を有する者 要綱第3条第2項第1号	千歳医師会	理事	堀本和志
	千歳市歯科医師会	理事	高木昌人
	北海道千歳リハビリテーション学院	学院長	伊藤俊一
保健福祉関係機関、団体を代表する者 要綱第3条第2項第2号	千歳市社会福祉協議会	副会長	糸田純子
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	湯井博
	千歳市社会福祉協議会地域福祉部会	部会員 (社協常務理事)	小玉透
	千歳市老人クラブ連合会	会長	片野時夫
	千歳身体障害者福祉協会	副会長	菊池悦子
	千歳市手をつなぐ育成会	理事	寺内多寿子
	千歳市母子会	副会長	和田範子
	千歳市女性団体協議会	運営委員	西澤りち子
	千歳市町内会連合会	副会長	河村慶昭
	千歳市赤十字奉仕団	福祉部長	藤田瑠璃子
	千歳市つくし会	事務局長	後藤邦子
公募で選考した者 要綱第3条第2項第3号	一般公募		山本邦江
	一般公募		竹下亜矢子
市長が必要と認める者 要綱第3条第2項第4号	千歳市社会教育委員の会議	委員	駒谷至
	千歳商工会議所女性会	理事	太田千鶴子
	千歳市私立幼稚園連合会	くるみ幼稚園園長	伊藤由紀子
	千歳市私立保育所連合会	あずさつくし保育園 施設長	梅原進

## 資料5 千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

(平成14年1月23日 市長決裁)

(設置)

第1条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障害者福祉計画に関すること。
- (5) 子育て支援計画に関すること。
- (6) 健康増進計画に関すること。
- (7) 食育推進計画に関すること。
- (8) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は保健福祉部次長及び子育て支援室長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、当該職務を行う副委員長は、副委員長相互の協議により決定するものとする。

(会議の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 1 月 23 日から施行する。
- 2 千歳市高齢者福祉推進委員会設置要綱（平成 10 年 5 月 15 日）は、廃止する。

## 附 則（平成 14 年 10 月 3 日）

この要綱は、平成 14 年 10 月 3 日から施行する。

## 附 則（平成 16 年 4 月 16 日）

この要綱は、平成 16 年 4 月 16 日から施行する。

## 附 則（平成 17 年 4 月 27 日）

この要綱は、平成 17 年 4 月 27 日から施行する。

## 附 則（平成 20 年 7 月 10 日）

この要綱は、平成 20 年 7 月 10 日から施行する。

## 附 則（平成 24 年 6 月 21 日）

この要綱は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。

## 附 則（平成 26 年 10 月 3 日）

この要綱は、平成 26 年 10 月 3 日から施行する。

## 保健福祉推進委員会の構成

所 属	保健福祉推進委員
企画部	次長
総務部	次長（総務・財務担当）
	次長（組織・人事担当）
市民環境部	次長
	環境センター長
保健福祉部	部長（委員長）
	次長（副委員長）
	子育て支援室長（副委員長）
産業振興部	次長
観光スポーツ部	次長
建設部	次長
市立千歳市民病院事務局	次長
消防本部	次長
教育部	次長

## 資料6 千歳市保健福祉推進委員会作業部会運営要領

(平成14年1月23日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、千歳市保健福祉推進委員会設置要綱第6条の規定により、千歳市保健福祉推進委員会作業部会(以下「作業部会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び運営に関する事。
- (2) 高齢者保健福祉計画の策定及び運営に関する事。
- (3) 介護保険事業計画の策定及び運営に関する事。
- (4) 障害者福祉計画の策定及び運営に関する事。
- (5) 子育て支援計画の策定及び運営に関する事。
- (6) 健康増進計画の策定及び運営に関する事。
- (7) 食育推進計画の策定及び運営に関する事。
- (8) その他保健福祉等の推進に必要な事項

(部会の構成)

第3条 作業部会の部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は保健福祉部次長を、副部会長は子育て支援室長をもって充てる。
- 3 会議は部会長が構成員の中から必要な者を招集し、その議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、特に協議事項に関係のある部会員による会議を開くことができる。
- 6 部会長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、学識経験者又は関係者に協力又は助言を求めることができる。

(報告等)

第5条 部会長は、第2条の所掌事項の結果等について、委員長に報告する。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、福祉課総務係において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が

別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成14年1月23日から施行する。
- 2 千歳市高齢者福祉推進委員会作業部会運営要領（平成10年5月15日）は、廃止する。

附 則（平成14年4月30日）

この要領は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成14年9月13日）

この要領は、平成14年9月13日から施行する。

附 則（平成15年6月19日）

この要領は、平成15年6月19日から施行する。

附 則（平成16年4月14日）

この要領は、平成16年4月14日から施行する。

附 則（平成17年4月27日）

この要領は、平成17年4月27日から施行する。

附 則（平成18年5月17日）

この要領は、平成18年5月17日から施行する。

附 則（平成19年7月30日）

この要領は、平成19年7月30日から施行する。

附 則（平成20年4月23日）

この要領は、平成20年4月23日から施行する。

附 則（平成21年5月26日）

この要領は、平成21年5月26日から施行する。

附 則（平成22年10月19日）

この要領は、平成22年10月19日から施行する。

附 則（平成23年7月15日）

この要領は、平成23年7月15日から施行する。

附 則（平成23年10月28日）

この要領は、平成23年10月28日から施行する。

附 則（平成24年6月21日）

この要領は、平成24年6月21日から施行する。

附 則（平成25年10月4日）

この要領は、平成25年10月4日から施行する。

附 則（平成26年10月2日）

この要領は、平成26年10月2日から施行する。

## 千歳市保健福祉推進委員会作業部会の構成

所 属	作業部会員
企画部	企画課長
	市民協働推進課長
	まちづくり推進課長
総務部	総務課長
	危機管理課長
	職員課長
	行政管理課長
	財政課長
市民環境部	市民生活課長
	国民健康保険課長
	医療助成課長
	廃棄物対策課長
保健福祉部	次長〈部会長〉
	子育て支援室長〈副部会長〉
	福祉課長
	高齢者支援課長
	障がい者支援課長
	健康推進課長
	健康指導課長
	子育て推進課長
	保育課長
	子育て総合支援センター長
	こども療育課長
産業振興部	商業労働課長
	農業振興課長
観光スポーツ部	スポーツ振興課長
建設部	道路管理課長
	市営住宅課長
	道路建設課長
	都市整備課長
	建築課長
市立千歳市民病院事務局	総務課長
消防本部	総務課長
教育部	企画総務課長
	学校教育課長
	青少年課長
	生涯学習課長
	学校給食センター長

## 資料7 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の 策定について（抜粋）（社援発 0327 第 13 号 平成 26 年 3 月 27 日）

### 生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画 及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項

#### 1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記する。

#### 2. 生活困窮者の把握等に関する事項

本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等について具体的に明記する。

（生活困窮者に関する情報と把握方法の例）

- 各自治体において生活困窮者を把握し、支援を適切に実施する前提として、例えば、以下のような情報の把握が必要と考えられる。

（例）

- ・ 生活保護に関する情報（被保護者数、被保護世帯数 等）
  - ・ 生活困窮者に関する情報  
（生活保護受給相談者数、失業者数、租税・保険料等の滞納者数 等）
  - ・ その他、関連する情報（ニート・引きこもり数、高校中退者数 等）
- 加えて、事業実施後には、本制度における各種支援の実施状況及びその成果の把握が必要である。
  - これらの生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、本制度の自立相談支援機関と福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密な連携体制を構築することが重要であり、また、福祉部局にとどまらない全庁的な連携体制を検討する必要がある。対象者の早期把握のため、租税・保険料や公共料金の担当と連携し、生活困窮者が自立相談支援機関につながる紹介ルールの設定等についても検討する。
  - その他、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター等、多岐にわたる関係機関との連携により情報を把握する。一方で、行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や社会福祉法人、民生委員・児童委員等の地域ネットワーク、あるいは、近隣住民等によるインフォーマルな見守り活動等と連携して把握する。
  - また、上記のような生活困窮者の実態を把握した上で、将来にわたって、本制度の実施効果を見込むことで、より効果的な計画を策定することが望ましい。

### 3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や他制度による支援、民生委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて明記する。

#### (1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

##### ① 生活困窮者自立支援法に基づく支援

(必須事業)

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 居住確保給付金

(任意事業)

- ・ 就労準備支援事業
- ・ 一時生活支援事業
- ・ 家計相談支援事業
- ・ 学習支援事業、その他の自立支援事業

(その他)

- ・ 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定

##### ② 関係機関・他制度、多様な主体による支援

福祉事務所、ハローワークとの連携による支援（例えば、「生活保護受給者等就労自立促進事業」等）、地域若者サポートステーション、生活福祉資金貸付制度等、生活困窮者に包括的な支援を提供するための福祉や雇用に関するサービス等を具体的に明記する。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員による訪問やサロン活動等、あるいは、自治会や町内会など近隣住民やボランティア等による日常的な見守りや助け合いの活用等について明記する。

#### (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓やさまざまな社会参加の場づくり等が必要になる。既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じ、特長を生かした地域づくりについて具体的に明記する。

### 4. その他の留意事項等

#### (1) 都道府県地域福祉支援計画に関する留意事項

(省略)

#### (2) 福祉事務所未設置の町村に関する留意事項

(省略)

(3) 計画の策定及び改定に関する留意事項

- ① 平成 27 年 4 月の法施行に合わせて生活困窮者自立支援方を盛り込んだ計画が策定されることが望ましい。しかし、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画は、その計画期間について、策定指針\*で「概ね 5 年とし 3 年で見直すことが適当」とされており、既に計画策定済みの自治体においては、5 年ごとの改定の時期、あるいは、3 年目の計画見直しの時期に合わせて策定することも差し支えないが、可能な限り早期に生活困窮者自立支援方を盛り込んだ計画が策定されるよう留意していただきたい。
- ② 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定又は改定の時期までの暫定的な対応として、生活困窮者自立支援に関する計画として単独計画を策定することも考えられる。しかし、単独計画を策定する場合においても、策定指針に示された事項を参考に策定されるよう留意していただきたい。

\*策定指針：「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」（平成 14 年 1 月 28 日社会保障審議会福祉部会）のこと。111 ページ以降に抜粋を掲載。

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の  
在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）

平成 14 年 1 月 28 日  
社会保障審議会福祉部会

はじめに - 地域福祉推進の背景と必要性 -

(省略)

地域福祉推進の理念

(省略)

地域福祉推進の基本目標

(省略)

市町村地域福祉計画

(1) 計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、社会福祉法上、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項の3つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら3つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要がある。

① 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

○ 地域における福祉サービスの目標の提示

- ・ 地域の生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検
- ・ 福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定

なお、数値目標については、計画の内容を分かりやすくするとともに、その進捗状況を適切に管理する上で可能な限り客観的な指標を掲げることが望ましい。定性的な目標の場合にも、目標の達成の判断を容易に行える具体的な目標とすることが望ましい。

○ 目標達成のための戦略

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

- ・ 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保

イ 要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

- ・ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
  - ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
  - エ サービス利用に結び付いていない要支援者への対応
    - ・ 孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否などの要支援者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者などの活動、福祉事務所の地域福祉活動等の充実・支援
  - 利用者の権利擁護
    - 地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
  - ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
    - 複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
      - ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
    - 福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策
  - ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
    - 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援
      - ・ 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
      - ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
    - 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
      - ・ 地域住民、サービス利用者の自立
      - ・ 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
      - ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催
    - 地域福祉を推進する人材の養成
      - ・ 地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
  - ④ その他
    - その地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項
      - ・ 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等
- (2) 計画策定の体制と過程
- ① 市町村行政内部の計画策定体制

- 地域福祉計画は、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、児童育成計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保険・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。

- また、市町村が福祉事務所、保健所、市町村保健センター等を設置している場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師などの地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。
- なお、地域福祉の積極的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であるが、その自主性の発揮を側面から様々に援助する役割が必要となる。このためには、例えば、市町村が住民等に一斉に広報するようなことに加えて、小地域ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者（以下「地域福祉推進役」という。）を見出し、住民等に対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要である。

## ② 地域福祉計画策定委員会

- 地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。
- 地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域の生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。
- また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。
- なお、具体的な地域福祉計画策定は、平成 15 年 4 月の社会福祉法の地域福祉計画条項施行以降、こうした準備が整った市町村から速やかに行われるのが適当である。このため、地域福祉計画策定委員会は 14 年度の早期に発足することが望ましい。

## ③ 地域福祉計画策定方針の決定

地域福祉計画策定委員会は、平成 14 年度中においては、都道府県が示す地域福祉計画策定ガイドラインを勘案し都道府県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒヤリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要がある。

④ 地域福祉計画の目標の設定

地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要がある。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいが、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標になじまないものもあるため、定性的な目標設定がなされることがある。しかし、その場合でも計画の目標は具体的であることを旨とすべきである。

なお、計画の目標設定を支援するため、都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。

⑤ 地域福祉計画策定の手順

- 地域社会の生活課題をきめ細やかに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見出し、実行することもまた地域社会でのみ可能である。そのためには、住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、まず住民等に伝えることが重要である。
- 住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネットやケーブルテレビなどの多様な媒体による情報提供も考えられる。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした人々に対する情報伝達に気を配る必要がある。
- こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明らかにするための調査（いわゆる「ニーズ調査」）に参加したり、要支援者と他の住民等との交流会に参加したりすることにより、地域社会の生活課題を自ら明らかにし、自ら解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。
- このような住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることとなる。こうして住民等が、地域社会におけるより多くの生活課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていく。

⑥ 市区町村社会福祉協議会の役割

- 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。
- なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

## ⑦ 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は児童、障害者、高齢者まで幅広い社会福祉の専門機能を有している。今後も各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されている。このため、社会福祉法人は計画策定に積極的に参加し、そのノウハウを活かすことが期待される。

## ⑧ 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員については、民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参加するとともに、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待される。

## ⑨ 地域福祉圏域及び福祉区の設定

○ 地域福祉計画は、市町村を単位として構想することが基本である。ただし、他の法定計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等にかんがみ必要に応じて圏域を設定することが考えられる。

○ また、地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要がある。

具体的には、人口、面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することは差支えないこととすべきである。この場合において、個々の市町村が従来行ってきたきめ細かなサービスが引き続き実施されるよう配慮することが望ましい。

○ 人口規模の大きな市町村や相当の面積を有する市町村においては、地域福祉を推進するに当たり、管内を複数に分割する（例えば、政令指定都市における区単位）など、地域の実情を十分に汲み取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましい。また、人口、地理的条件、交通等を総合的に検討する必要があるが、地域住民の生活に密着し、また、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域を「福祉区」として、住民参加の体制を検討していくことも考えられる。

## ⑩ 計画期間及び公表等

○ 地域福祉計画の計画期間は、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。

○ 市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

また、この計画評価委員会は、地域福祉計画の策定・実施との継続性を確保するために地域福祉計画策定委員会と同一の委員とすることも考えられる。なお、計画評価委員会においては、苦情解決やオンブズパーソンなどの外部評価委情報をも積極的に評価の参考とすることが望まれる。

- 計画は、策定後速やかにその内容を公表し、都道府県に提出することとする。都道府県は、これを情報提供の素材とする。

## ⑪ 他の計画との関係

- 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

現状では、高齢者、障害者、児童といった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらとの整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、市町村及び都道府県のそれぞれを主体に、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い地域住民の参加を基本とする視点を持った地域福祉計画を導入する必要がある。

さらに、障害者、児童に係る計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定に併せて連携を図りつつ策定されることが望まれる。

- 法定計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されることが適当である。

- 法定外計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画でない計画（法定外計画）の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計画の対象範囲が明確であり、かつ、住民参加をはじめとして地域福祉計画に準じた策定手続きを経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

- 既存地域福祉計画との関係

市町村において「地域福祉計画」等の名称を付した計画が既に策定されている場合には、その計画が法定の地域福祉計画において定めるべき事項が盛り込まれており、かつ、それに準じた策定手続きを経て策定されているものであれば、その既定の計画をもって社会福祉法にいう地域福祉計画とすることができるものとするのが適当である。

## ⑫ その他

- これまで述べてきた地域福祉推進の基本的な考え方にかんがみれば、地域福祉計画はステレオタイプで形式的なものに留まるものではなく、加えて、外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことがあってはならないことは当然である。
- 地域福祉計画の策定、実行等に当たって必要となる経費については、その調達を固定的に考えるのではなく、豊富なアイデア、多様な財源や資源を前提とすべきであり、財源難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり停滞することのないように配慮すべきである。

都道府県地域福祉支援計画
--------------

(以下、省略)

## 第3期千歳市地域福祉計画

平成27年3月

発行 千歳市

編集 千歳市保健福祉部福祉課

住所 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話 0123-24-3131(代表)

e-mail [fukushi@city.chitose.hokkaido.jp](mailto:fukushi@city.chitose.hokkaido.jp)

ホームページ <http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>